

調査研究報告書

法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方策等を検討するための調査研究

—ニュージーランド—

2023年3月

菅 谷 伸 夫

はじめに

本報告書は、法務省におけるニュージーランドにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究業務（以下「本調査業務」）に基づき執筆された報告書である。

本調査業務は、ニュージーランドにおける法制度の実態、日本企業等に対する法的支援のニーズ、日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言、及びそうした効果的な法的支援のための方策の試行について調査及び分析を行っている。

本調査業務にあたっては、在ニュージーランドの諸機関・団体、あるいは在ニュージーランドの法律事務所等に多大なご協力やご助言をいただいた。この場を借りて御礼を申し上げたい。

前章 ニュージーランドの基本情報

ニュージーランドの基本情報については、外務省のニュージーランドにおける概況・基本統計のページ¹にも詳しく掲載されており、並行して参照されたい。

第1 一般的事項

正式な国名はニュージーランド（New Zealand）であり、首都はウェリントン（Wellington）である。面積は27万534平方キロメートルであり、日本の約4分の3にあたる。人口は約504万人で、そのうち、2018年の国勢調査によると、欧州系が70.2パーセント、マオリ系が16.5パーセント、アジア系が15.1パーセント、太平洋島嶼国系が8.1パーセント、その他が2.7パーセントとなっている（なお、混血等による複数の民族を選択した者もいるため、各民族の合計は100パーセントを超えている。）。

第2 ニュージーランドの由来

オランダ人探検家のエイベル・タズマンは、ニュージーランドに最初に訪れたヨーロッパ人である。彼の故郷であるオランダ南西部のゼーランド州の名にちなんで、ノヴァ・ゼーランドディア（Nova Zeelandia）と名付けられた²。オランダ語において海の国を意味するゼーランドと、ラテン語で新たなという意味のノヴァという言葉がそれぞれ英訳され、英語でニュージーランドと呼ばれるようになったのが国名の由来とされている。

第3 ニュージーランドの地理³

ニュージーランドはオーストラリア大陸の南東に位置し、北島と南島、その他の小島からなる島国である。陸地の3分の2以上は丘陵や山地となっている。ニュージーランドは赤道を挟んで日本とほぼ同緯度であるが、南半球であるため、季節は日本と逆になる。国土の約3分の1が国立公園や自然保護区に指定されており、自

¹ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nz/data.html>

² <https://www.newzealandnow.govt.nz/live-in-new-zealand/history-government/a-brief-history>

³ 株式会社帝国書院「帝国書院地理シリーズ 新・世界の国々8 オセアニア州・南極」

然環境が国によって手厚く保護されている。また、日本と同じく、ニュージーランドは環太平洋造山帯に属しており、火山の噴火や地震が多い国となっている。

第4 言語・通貨・時間帯

公用語は、英語、マオリ語、手話である。ニュージーランドは元々英語のみが公用語であったが、1987年にマオリ語法が制定され、公用語としてマオリ語が追加された⁴。そして、マオリ語に加え、2006年には、ニュージーランド手話法（New Zealand Hand Sign Act 2006）が制定され、公用語として手話が追加された⁵。

ニュージーランドの通貨単位は、ニュージーランド・ドル（New Zealand dollar、記号は「NZ\$」）である。現在のニュージーランドの最小流通通貨は10セントであるところ、10セント未満の端数処理方法として、五捨六入及びスウェーデン式端数処理（Swedish Rounding）の2種類の方法がある。まず、五捨六入は、端数の5以下を切り捨てて6以上を繰り上げる方法による処理方法である（例：46セントであれば端数の6を繰り上げて50セント、45セントであれば端数の5を切り捨てて40セントとなる。）。次に、スウェーデン式端数処理は、端数を最も近い5の倍数にするという処理方法である。つまり、端数が3、4、5、6、7の場合は5となり、8、9、0、1、2の場合は0とする（例：46セントであれば端数の6は5として処理されて45セントとなる。）。もっとも、いずれの端数処理の方法を取るのかは店の裁量に委ねられており、中には五捨六入ではなく四捨五入を採用する店もあるなど、端数処理の方法については各店舗により異なっている。

時間帯は、時間法（Time Act 1974）及びサマータイム令（New Zealand Daylight Time Order 2007）により定められている。ニュージーランド標準時は、協定世界時（UTC）から12時間進んでおり、日本とは3時間の時差がある（ニュージーランドの方が日本よりも3時間進んでいる。）。もっとも、ニュージーランドはサマータイム制度を導入しているため、毎年9月最終日曜日から翌年の4月第1日曜日にかけては、更に1時間進んだ時間となる（世界標準時から13時間進んでいることになる。：UTC+13）。

⁴ マオリ語法第3条1項 <https://www.legislation.govt.nz/act/public/1987/0176/latest/whole.html>

⁵ ニュージーランド手話法第6条1項 <https://www.legislation.govt.nz/act/public/2006/0018/latest/whole.html>

第1章 ニュージーランドにおける法制度及びビジネス関連法令の運用の実態

第1 ニュージーランドの紛争解決手続

1 ニュージーランドの司法制度

(1) 司法制度の概要

司法制度は、個人と個人、個人と国家の間の紛争を法律に基づいて解決するための国家機構である。司法制度は、判例主義（同じような事件は同じように判断されるべき。）と睨み合い主義（上級審の判決は下位審を拘束する。）の原則の下、組織された裁判所の階層構造から構成されている。

司法は、行政府、立法府と並んで政府の三権分立の一つである。司法は4つの主要な機能を有している。

- ① 裁判所で訴訟当事者間の争いを裁く
- ② 法律の意味と適用について権威ある裁定を下す
- ③ コモンローの原則を策定する
- ④ 法の支配、個人の自由、人権を守る

(2) コモンロー

コモンローの裁判は、判例法理（同じような事件は同じように判断されるべきである。）と視線決定法理を中心に組織されている。司法判断の一貫性により、法の秩序ある発展と適用が保証される。法の一貫性と安定性は、法の支配に内在する価値であり、市民は、法が適用された場合、自分たちにどのような影響を及ぼすかを予測することができるようになる。

司法階層の上位に位置する裁判所の決定は、下位の裁判所を拘束する。下位の裁判所は、事実上、上位の裁判所の判決を区別することができない場合、その判決に従わなければならない。意思決定の一貫性を促すことで、これらの原則は、司法制度に対する信頼とコモンローの正当性を促進する。

2 ニュージーランドの裁判所⁶

(1) 概説

ニュージーランドの裁判所には、①紛争解決のためのメカニズムを提供すること、②法律の解釈及び適用につき、権威ある判決を下すこと、③判例法を発展させること、そして、④法の支配・個人の自由及び人権を支えることという4つの主要な機能を有している。裁判所の役割として、裁判所は、民事事件及び刑事事件において、法律と事実の間で争われる問題を判断することになる。裁判所は、正式な手続と証拠規則に従って事実の問題を判断し、立法（国会法）と裁判所自身によって確立された法律（コモンローの原則）を適用する。立法とコモンローが法律の2大原則である。立法は上位の法源であり、両者が対立する場合、コモンローの原則に優先する。議会主権の原則は、裁判所が議会の行為を無効と宣言できないことを意味する。裁判所は、国会の立法をその条文と目的に従って解釈し、適用しなければならない。

(2) 裁判所の構造

ニュージーランドの裁判所は、序列の高い順に以下のように構成される。

- ① ニュージーランド最高裁判所(the Supreme Court of New Zealand)
- ② 上訴裁判所
- ③ 高等裁判所
- ④ 軍法会議上訴機構 (the Courts Martial Appeal Authority)
- ⑤ 地方裁判所
- ⑥ その他の専門裁判所：雇用裁判所、環境裁判所、マオリ土地裁判所、検死官裁判所、家庭裁判所、青年裁判所、軍法会議所（軍事裁判所）

①から④の4つの裁判所は「上級裁判所」、⑤及び⑥の2つの裁判所は「下級裁判所」とそれぞれ分類される。下級裁判所は、高等裁判所よりも管轄権が劣る裁判所を指す。

⁶ <https://www.courtsofnz.govt.nz/assets/4-About-the-judiciary/structure-of-the-court-system/diagram/20190809courtstructure.pdf>

(3) 原裁判管轄権と上訴裁判管轄権

裁判権は、原裁判管轄権と上訴裁判管轄権の2種類に分類される。原裁判管轄権とは、第一審で事件を審理・決定する裁判所の権利をいう。上訴裁判管轄権とは、従前の裁判所の決定や、より下位の階層の決定に対する上告を聞き、判断する裁判所の権利のことである。

最高裁判所と上訴裁判所は、専ら控訴審の管轄権を行使する裁判所である。他の全ての裁判所は、原裁判管轄権を行使する裁判所である。一方、高等裁判所や地方裁判所のように、原審と控訴審の両方の管轄権を行使する裁判所もある。高等裁判所を除く全ての裁判所は、定められた法定管轄権を行使する。また、全ての裁判所には、その手続の濫用を防止し、その機能の行使を容易にするための手続を推進する権限を有している。

(4) 各裁判所の特徴

ア 地方裁判所(District Court)

地方裁判所は、ニュージーランドのほとんどの大きな町や都市に設置されている。主な裁判所として、家庭裁判所 (Family Court) や青年裁判所 (Youth Court) が挙げられるが、これらは地方裁判所の一部である。また、民事事件のみならず、刑事事件のほとんどは地方裁判所で審理される。民事事件の多くは、訴額が 35 万ドル未満である地方裁判所で開かれる⁷。

イ 高等裁判所(High Court)

高等裁判所は、裁判を提起することのできる最高の裁判所となる。重大な刑事事件や訴額が 35 万ドル以上の民事事件の場合、高等裁判所で審理される。

高等裁判所の刑事事件のほとんどは、陪審員によって決定される。高等裁判所はまた、複雑な民事事件、行政法に関する事件のみならず、下級裁判所決定に対する控訴事件についても審理することができる。

⁷ <https://www.districtcourts.govt.nz/reports-publications-and-statistics/statistics/statistics-2021/overview-3/>

ウ 上訴裁判所(Court of Appeal)

当事者の一方が裁判の結果に満足しない場合、当該事件は、より高次の裁判所に上訴することができる。地方裁判所での決定は高等裁判所に控訴されるか、法律で認められている場合は、直接上訴裁判所に上訴される。上訴裁判所は、控訴裁判所 (Te Kōti Pira) と最高裁判所 (Te Kōti Mana Nui) の2つの裁判所である。

上訴裁判所は、法の支配の原理を発展させ、誤りを正し、法の一貫した適用を保証する重要な役割を担っている。高等裁判所で行われた民事、刑事の控訴審の他、地方裁判所での陪審裁判の刑事控訴審について審理される。上訴裁判所は、許可されれば、裁判前の判決に対する刑事控訴、雇用裁判所からの法律問題に対する控訴、他の裁判所や裁判所の判決に対する再抗告も審理することができる。

エ 最高裁判所(Supreme Court)

最高裁判所は、裁判所の中でも最上位の裁判所であり、最終裁判所である。最高裁判所での審理は、最高裁判所の裁判官が上訴許可を出した場合のみ行われる。上訴許可を与える基準は、上級裁判所法 2016 年第 74 条に定められている。最高裁判所が上告の審理に同意できる場合は、一般的 중요事項、一般的商業的重要事項、ワイタング条約に関わる重要事項、または実質的な誤審が生じた可能性がある場合に限られる (同法 74 条)。最高裁判所の裁判長は、同法において、「他の全ての裁判官より上級」と記述されている。2004 年に最高裁判所が初めて開かれる前は、ロンドンの枢密院が最高裁判所として機能していた。上級裁判所の判決は、下級裁判所を拘束し、最終上訴裁判所である最高裁判所の判決は、他の全ての裁判所を拘束する。

オ その他の裁判所

その他の専門裁判所には、雇用裁判所、環境裁判所、マオリ土地裁判所、マオリ上訴裁判所、少額訴訟裁判である紛争審判所などがある。ワイタング審判所

(Waitangi Tribunal) は、マオリ族がワイタングイ条約での約束に違反する王室の行為に対して起こした申立てに対して勧告を行う常設の調査委員会である⁸。

(5) 裁判官

ア 裁判官の任命

裁判官の任命は、法務大臣の助言に基づき、総督によって行われる。1999年に導入された手続により、法務大臣が任命に関する助言を行う第一の責任を担っている。司法長官は、司法と政府をつなぐ正式な役割を担っている。司法長官は、国王の第一法官であり、党派的な政治的利害とは無関係に行動する。1999年以前は、法務大臣が地方裁判事の任命を推薦しており、これが裁判官任命の大半を占めていた。2000年代に入ってから、法務大臣の推薦により任命されるようになった。例外は、首相が最高裁判事を推薦する場合と、マオリ問題担当大臣がマオリ土地裁判所の裁判官の任命を推薦する場合の2つである。

イ 任命の手続

1999年に導入された手続は、任命のプロセスを標準化した。任命基準は公表される。事務総長は上級裁判所への任命を監督し、司法長官は下級裁判所への任命を監督する。両者とも、上級裁判官、ニュージーランド法学会とニュージーランド弁護士会の会長など、法曹界に広く相談することが可能である。両者は候補者の「ロングリスト」を作成し、空席が生じるとそこから「ショートリスト」が作成される。候補者名簿は法務大臣に提出され、法務大臣が最終決定を下す。

ウ 司法活動

2004年まで、ニュージーランドでは裁判官を懲戒したり、罷免したりするための正式な手続は存在しなかった。裁判官の不正行為に関する苦情は、各裁判所の長である裁判長に報告され、懲戒処分は人目を避けて行われていた。しかし、この制度が批判され、透明性と説明責任を高めることが求められるようになった。1999年、司法はより広範な制度改革の前段階として、独自の苦情処理プロセスを採用した。

⁸ <https://waitangitribunal.govt.nz>

(ア) 苦情処理手続

2004年に制定された司法行動委員会及び司法行動審査会法は、裁判官の不正行為に対する苦情を調査するための規定的な手続を導入した。この法律は、裁判官に対する2種類の苦情、すなわち裁判官の不適切な行為と、裁判官の罷免につながりかねない重大な違法行為を申し立てているものを対象としている。司法行動委員は、苦情が相当なものであるかどうかを確認するために予備調査を行う。司法行動委員は、申立てを却下する、裁判長に送致する、裁判官を罷免するかどうか司法行動委員会に調査するよう勧告する、それ以上何もしない、4つの選択肢のうち、どれか1つの手段をとる必要がある。

(イ) 裁判官の罷免

裁判官の罷免は究極の制裁である。司法行動委員会は、深刻な違法行為の苦情を検討し、裁判官の解任が正当化であるか否かを勧告する。その後、司法長官は、裁判官の罷免を求める下院への提議を開始するための措置をとるかどうかについての裁量権を有する。司法行動委員会と司法行動審査会法の手続は、ある状況下では回避されることがある。裁判官が2年以上の禁固刑に処せられる犯罪で有罪判決を受けた場合、司法長官は、司法行動委員会または司法行動パネルを介さずに解任手続を開始することができる。

エ 上訴裁判所の裁判官

上訴裁判所は、所長及び5名から9名の常任判事で構成されている。通常の裁判は3人の裁判官で構成されるが、特別に公共的な重要性が高い場合には、5人の裁判官で構成される。裁判長を含まない裁判では、次席の裁判官が裁判長を務める。

オ 最高裁判所の裁判官

最高裁判所は、裁判長である最高裁判事と、4名から5名の常任判事で構成されている。常任裁判官が利害関係を持ち、審理を放棄しなければならない場合は、臨時裁判官が補充される。法廷が二分された場合、過半数の意見が法廷の判断となる。最高裁判所の裁判官は、高等裁判所の裁判官と兼任している。ニュージーランドの全ての裁判官と同様に、最高裁判所の裁判官の定年は70歳である。

3 ニュージーランドにおける紛争解決手続（審判所）

(1) ニュージーランドにおける審判所

ニュージーランドは、専門領域における紛争解決機関である審判所（Tribunal）が数多く設置されている⁹。ニュージーランドには 100 を超える審判所や紛争解決機関が存在する。中でも最も多くの紛争を取り扱っているのが紛争審判所（Dispute Tribunal）及び賃貸借審判所（Tenancy Tribunal）であり、これら2つの審判所のみで毎年約 2 万 5000 件の紛争を解決している¹⁰。

ニュージーランド司法省が公表している審判所に関するガイドラインによると、裁判と審判所を比較した際、証拠から事実を認定し、法令を適用して合理的かつ拘束性のある決定を下す点においては共通点を有する一方、以下のような点が異なるとされている。

① 専門性

裁判所はより広範な管轄権を有している一方、審判所は特定の紛争を取り扱うために設置されている。

② 迅速性

審判所における手続及び意思決定は、一般に、裁判手続よりも短時間で実施されることが想定されている。

③ 非厳格性

多くの審判手続は、裁判手続ほど厳格なものではなく、裁判手続では認められないような証拠が認められる場合もある。

④ 職権調査性

審判所は多くの場合、調停又は調査、そして入手可能な情報の検討を通じて、望ましい結果を得ることを目的としている。一方、裁判所は、紛争当事者が自己の主張について説得力のある論争を展開する必要がある。

⁹ 「審判所」（Tribunal）という名前がついていない機関（例：機構/局（Authority）や委員会（Committee）等）であっても、審判所と同等の紛争解決機能を果たしている場合、これらの機関に対しても、ニュージーランド政府は便宜上「審判所」という文言を用いている。

P6, <https://www.justice.govt.nz/assets/Documents/Publications/Tribunal-Guidelines-201904.pdf>

¹⁰ P6, 同上

⑤ 低費用

迅速かつ非厳格な手続の結果、審判手続は裁判手続に比べ、低費用で紛争解決される場合が多い。

(2) 審判所の種類

現在、ニュージーランド司法省が管轄している主な審判所及び当該審判所が審理の対象としている紛争は、以下の表のとおりである¹¹。

	審判所名	対象となる紛争
1	紛争審判所 ¹² (Dispute Tribunal)	訴額が3万ドル以下の少額紛争。
2	賃貸借審判所 ¹³ (Tenancy Tribunal)	住宅（下宿を含む）に関する貸主と借主の間での紛争や、区分所有権に関する紛争。
3	自動車紛争審判所 ¹⁴ (Motor Vehicle Disputes Tribunal)	登録自動車販売業者又は登録資格を満たすが登録していない非登録業者から自動車を購入し、かつ、紛争額が10万ドル以下の紛争。
4	人権審理審判所 ¹⁵ (Human Rights Review Tribunal)	1993年人権法、2020年プライバシー法及び1994年医療障害委員会法に違反した行為に関する紛争。
5	不動産業者審判所 ¹⁶ (Real Estate Agents Tribunal)	2008年不動産業者法に抵触した不動産取扱業者に対し、付与されているライセンスの一時停止や取消等の処分を下す。
6	カンタベリー 地震保険審判所 ¹⁷ (Canterbury Earthquakes Insurance Tribunal)	2011年に発生したカンタベリー地震により倒壊又は損傷した住宅用建物及び宅地に関する請求。

¹¹ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/>

¹² <https://www.disputetribunal.govt.nz>

¹³ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/tenancy/about/>

¹⁴ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/motor-vehicle-dealer-disputes/claims/>

¹⁵ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/human-rights/about/>

¹⁶ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/real-estate-agents/about/>

¹⁷ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/canterbury-earthquakes-insurance/about-the-tribunal/>

7	著作権審判所 ¹⁸ (Copyright Tribunal)	1994年著作権法に基づく著作権使用許諾契約、著作物の違法アップロード/ダウンロードに関する紛争。
8	移民保護審判所 ¹⁹ (Immigration & Protection Tribunal)	ニュージーランド移民局による居住クラスビザ、強制送還（人道的理由による訴えを含む）、難民や保護対象者としての認定に関する決定についての不服申立て。
9	土地評価審判所 ²⁰ (Land Valuation Tribunal)	不動産の評価及び 1981 年公共事業法に基づく土地の取得に関連する異議。
10	弁護士及び不動産譲渡 取扱人審判所 (Lawyers & Conveyancers Tribunal)	弁護士及び不動産譲渡取扱人に対する懲戒の決定。
11	トランス・タスマン 職業審判所 ²¹ (Trans-Tasman Occupations Tribunal)	1997年トランス・タスマン相互承認法に基づきオーストラリアの同等職業を有する者による申請が拒絶されたことに対する意義申立て。
12	風雨密性建物審判所 (Weathertight Homes Tribunal)	2006年風雨密性建物解決サービス法に基づき欠陥建物に起因する修繕費や家賃減額等の紛争。
13	酒類販売規制許可庁 (Alcohol Regulatory & Licensing Authority)	地域のライセンス委員会が下した決定及び酒類販売業許可に関連する事項に関する不服申立て。
14	事故補償不服申立登録 ²² (Accident Compensation Appeals District Court Registry)	2001年事故補償法に基づき決定された補償の内容に関する不服申立て。
15	ワイタンギ審判所 ²³ (Waitangi Tribunal)	マオリ族が、ワイタンギ条約で定められた約束に反するとされる法律、政策、政府の行為又は不作為に関連して提起した申立てに対して、調査及び勧告を行う。
16	税関審査庁 ²⁴ (Customs Appeal Authority)	ニュージーランド税関の決定や指示に対する不服申立て。

¹⁸ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/copyright/>

¹⁹ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/immigration/>

²⁰ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/land-and-title/land-valuation-tribunal/>

²¹ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/trans-tasman-occupations/>

²² <https://www.justice.govt.nz/tribunals/accident-compensation/>

²³ <https://waitangitribunal.govt.nz/about-waitangi-tribunal/>

²⁴ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/customs-appeal-authority/about/>

17	法律扶助審判所 ²⁵ (Legal Aid Tribunal)	法律サービス委員会が法律扶助の支給について下した決定に関する不服申立て。
18	社会保障不服申立庁 ²⁶ (Social Security Appeal Authority)	社会開発省が下した決定で、給付審査委員会が確認又は変更したものに関する不服申立て。
19	学生手当不服申立庁 ²⁷ (Student Allowance Appeal Authority)	学生手当に関して Studylink ²⁸ が下した決定に関する不服申立て。
20	課税審査庁 ²⁹ (Taxation Review Authority)	課税額の評価又は内国歳入庁長官による決定に関する不服申立て。
21	被害者特別請求審判所 ³⁰ (Victims' Special Claims Tribunal)	犯罪被害者が加害者によって支払われるはずだった賠償金についての決定。
22	司法行動委員会 ³¹ (Judicial Conduct Commissioner)	裁判内外における裁判官の不適切な行為に関する苦情。

4 ニュージーランドにおけるその他の紛争解決手続

ニュージーランドにおける紛争解決に関しては、裁判手続以外にも、数多くの裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution、以下「ADR」）が用意されている。ニュージーランドにおける代表的な ADR 機関として、ニュージーランド仲裁人・調停人協会³²（Arbitrators' and Mediators' Institute of New Zealand Inc. 以下「AMINZ」）及び解決機構（Resolution Institute、以下「RI」）が挙げられる³³。他

²⁵ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/legal-aid/>

²⁶ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/social-security-appeal-authority/>

²⁷ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/students/student-allowance-appeal-authority/>

²⁸ 社会開発省傘下にあり、学生への手当や貸与金等の支給決定を行う機関。

<https://www.studylink.govt.nz/about-studylink/services/about-us.html>

²⁹ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/taxation-review-authority/>

³⁰ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/victims-and-justice/special-claims/>

³¹ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/judicial-conduct-panel/>

³² <https://www.aminz.org.nz>

³³ <https://www.mbie.govt.nz/cross-government-functions/government-centre-for-dispute-resolution/why-dispute-resolution-is-important/>

にも、ニュージーランド紛争解決センター³⁴（New Zealand Dispute Resolution Centre、以下「NZDRC」）なども、裁判外紛争解決サービスを提供している。

以下、ニュージーランドの ADR 機関が提供している代表的な紛争解決方法や特徴を紹介する。

(1) 調停（Mediation）

調停は、独立した公平な人物である調停人が、紛争当事者と協力して紛争中の問題の一部又は全部を探り、当事者相互が受け入れることができるような解決案に到達するよう支援する合意形成のプロセスである³⁵。調停人は、調停の結果に関して和解を強制したり、何らかの意思決定を行う等の決定権は有していない。調停は、仲裁や訴訟とは大きく異なり、有力な証拠によって意思決定が制限されたりせず、当事者は調停中に提案された和解条件を自由に受け入れたり拒否したりすることができる。対照的に、仲裁機関や裁判所は、付託された特定の紛争を法律に従って決定する義務があり、他の機関が改めて解決策について議論することはできない。仲裁機関や裁判所は、関連する実体法や証拠・手続に関する規則を適用する義務があり、当事者は仲裁人の仲裁判断または裁判所の判決に法的に拘束されることになる。

以下の表は、調停による紛争解決が適している場合の一例である³⁶。

- ・当事者間の関係が重要であり、今後も取引が継続することが見込まれる場合
- ・コミュニケーションの齟齬により誤解が生じている場合
- ・機密保持が重要である場合
- ・当事者がオープンで率直に話し合う機会が必要である場合
- ・技術的又は法的に不透明な部分があり、話し合う機会が必要である場合
- ・当事者が自分同士で結論を導きたいと考えている場合
- ・法的費用を最小限に抑え、時間を節約したい場合

³⁴ <https://www.nzdrc.co.nz>

³⁵ P1, 1 what is mediation?

<https://static1.squarespace.com/static/5ed98fedc4eeaa0be4fecea4/t/620c34840bdf6e753456d742/1644967046669/Guide%2Bto%2BMediation.pdf>

³⁶ 同上

調停の方法は、紛争状況、当事者の関係性、当事者の希望等を考慮し、当事者自身による合意又は調停人によって決められる。調停手続は以下のような様々な方法があり、どの方法を採用するかは当事者間の合意により決定される。

- ・ 事前会議

調停を行うことで問題解決に資するか否か、もしそうであればどのような調停手続を採用するか等の話し合い。

- ・ 書面提出

重要な論点や事実を整理するため、当事者間で調停期日の前に書面を取り交わす。

- ・ 口頭による両者の主張

調停期日において、当事者や調停人の前で当事者双方の言い分の主張。

- ・ 調停人との個別面談

調停期日において、相手方不在の状況で調停人との面談。

調停手続を利用する場合、通常は当事者間の契約書の条項に、紛争解決の方法として調停による紛争解決を行う旨の調停条項が含まれている。仮に契約書の条項に調停条項が入っていない場合でも、当事者が合意をすれば調停手続を利用して紛争解決を目指すことができる³⁷。

調停手続で取り交わされる情報は非公開であり、原則として、和解のために取り交わされる情報はその後の仲裁や裁判手続において、調停手続のやり取りをそのまま証拠として利用することは許されない³⁸。

調停手続で当事者間の合意が形成された場合、覚書（Memorandum of Understanding / Heads of Agreement）として書面に残し、合意内容が正確に記載されていることを示すために署名をする場合がある。当該合意に拘束力を持たせたい場合には、覚書に法的拘束力がある旨を明記する必要がある³⁹。

³⁷ P2, 同上

³⁸ 具体的には、調停手続における主張書面、自白、和解勧試時の提案、調停人の見解、当事者が和解検討の意思表示をした事実等が挙げられる。

³⁹ P6, 同上

調停手続は、紛争の一部又は全部が解決された場合や、当事者のいずれかが調停手続を終了させる場合、終了となる⁴⁰。

(2) 仲裁 (Arbitration)

ア ニュージーランドにおける仲裁手続及び法令

仲裁は、独立した公平な仲裁人が当事者の申立てを審理した上で決定を下す、紛争解決のためのプロセスである。仲裁人の決定は仲裁判断 (award) と呼ばれ、仲裁判断は通常、最終的かつ当事者に対して拘束力を有する。仲裁判断は書面化され、裁判所によって執行可能である⁴¹。ニュージーランドにおける仲裁に関する法規は、1996年仲裁法 (Arbitration Act 1996) である。1996年仲裁法は、国際連合国際商取引法委員会 (The United Nations Commission on International Trade Law、以下「UNCITRAL」) の策定した国際商事仲裁モデル法に依拠して作成されており⁴²、全20条及び5つのスケジュールで構成されている⁴³。

イ 仲裁手続

(ア) 仲裁合意

仲裁を提起するためには、当事者による書面又は口頭の合意が必要であるが、かかる合意は、契約による仲裁条項の形式でも別個の契約の形式でも構わない⁴⁴。仮に事前に紛争解決の手段として仲裁手続を利用することの合意がない場合であっても、当事者の一方は、仲裁によって紛争を解決することを相手方に提案することができる。そして、相手方が仲裁による紛争解決に同意した場合、紛争解決の手段として仲裁を利用することが可能となる。

(イ) 仲裁手続の開始

特定の紛争に関する仲裁手続は、その紛争を仲裁に付託する旨の要請を被申立人が受領した日に開始される (1996年仲裁法 21条)。当事者は、仲裁廷が手続を行

⁴⁰ 10 Termination of Mediation, p7, 同上

⁴¹ <https://www.aminz.org.nz/arbitration>

⁴² <https://www.lexisnexis.co.uk/legal/guidance/arbitration-in-new-zealand-an-introduction>

⁴³ <https://www.legislation.govt.nz/act/public/1996/0099/latest/whole.html#DLM405713>

⁴⁴ 1996年仲裁法 7条1項

う際に従うべき手続について自由に合意することができる（同法 19 条 1 項）。手続に関して当事者の合意がない場合、仲裁人は、手続を決定する権限を有する（同条 2 項）。紛争解決が仲裁に委ねられることに一旦合意すると、当事者はその合意に拘束される。当事者の一方が仲裁による紛争解決の合意をした後に裁判手続を開始した場合、他方の当事者は、紛争が仲裁によって処理されている、又は仲裁によって処理されるべきであるという理由で、裁判所に対して裁判手続の停止を申請することができる（同法 8 条 1 項）。

(ウ) 仲裁人

仲裁人の人数については、当事者の合意により決定される（同法 10 条 1 項）。仲裁人の人数に関して当事者の合意がない場合、仲裁廷は、国際仲裁の場合は 3 人、国内仲裁の場合は 1 人の仲裁人という構成となる（同条 2 項）。国際仲裁と国内仲裁の区別については、以下のいずれかの要件が充足されると、国際仲裁として区分される（同法 1 条 3 項）。

- ・ 仲裁合意の当事者が、その合意の締結時に異なる国に事業所を有している場合。
- ・ 以下の場所のいずれかが、当事者が事業所を有する国の外に所在する場合。
 - (i) 仲裁合意において又はこれに従って決定される場合の仲裁地。
 - (ii) 商業的関係又はその他の関係の義務の相当部分が履行される場所、又は紛争の主題が最も密接に関係する場所。
- ・ 当事者が、仲裁の対象が複数の国に関係することを明示的に合意している場合。

(エ) 論点整理

仲裁人が指名され、当該仲裁人が指名を受け入れた場合、仲裁の進行に関する調整を行うべく、事前会議（preliminary meeting）が開かれるのが通常である。当事者が合意した期間又は仲裁廷が決定した期間内に、申立人は、請求を裏付ける事実、争点及び求める救済又は措置について陳述し、被申立人は、これらについて答弁書を陳述する必要がある（同法 23 条 1 項）。

(オ) 審問（Hearing）

審問は非公開で行われ、当事者が別途合意しない限り、第三者は審問手続に出席することができない（同法 14A 条）。審問手続及び審問の実施については、当事

者間で合意されたとおり行われるが（同法 19 条 1 項）、合意がない場合は、仲裁廷が決定することができる（同条 2 項）。仲裁において必ずしも審問が行われるわけではないが、当事者が審問を行わないことに合意していない限り、仲裁廷は審問を行わなければならない（同法 24 条 1 項）。

(カ) 仲裁判断

2 名以上の仲裁人がいる仲裁廷においては、仲裁廷の決定は、当事者による別段の合意がない限り、全仲裁人の過半数によって行われる。もっとも、単なる仲裁の
手続事項に関しては、当事者又は仲裁廷の全構成員が権限を与えた場合、主宰する
仲裁人が決定することができる（同法 29 条 1 項）。仲裁判断は、書面により行われ、かつ、仲裁人が署名する。複数の仲裁人が関与する仲裁手続においては、署名が省略された場合の理由が記載されていれば、仲裁廷の全委員の過半数の署名をもって足りる（同法 31 条 1 項）。

仲裁判断は、地方裁判所又は高等裁判所で執行することができる（同法 35 条 1 項・3 項）。仲裁判断は高等裁判所でのみ無効とすることができるが、高等裁判所が仲裁判断の執行を拒否する理由は非常に限られている（同法 34 条 2 項）。

(3) 裁決 (Adjudication)

裁決といえば、ニュージーランドでは通常、建築関係に関する裁決を意味する⁴⁵。2002 年建設契約法（Construction Contracts Act 2002）は、建設請負契約に基づく代金支払請求や建築物の瑕疵といった建設契約に関する紛争について、裁決手続の利用規定を設けている⁴⁶。ニュージーランドの裁決手続における承認指名機関は、AMINZ を含む 5 機関である⁴⁷。

裁決手続は、建設契約の一方当事者が相手方に裁決通知を送達することにより開始される⁴⁸。裁決人は、事前に当事者が合意していた裁決人が任命される（2002 年

⁴⁵ <https://www.aminz.org.nz/construction-adjudication>

⁴⁶ 2002 年建設契約法第 3 部（紛争の採決）

<https://www.legislation.govt.nz/act/public/2002/0046/latest/DLM163059.html>

⁴⁷ AMINZ、Building Disputes Tribunal (NZ) Ltd, Fairway Resolution Ltd, Royal Institution of Chartered Surveyors, Adjudicators Association of NZ <https://johnwalton.co.nz/musings/making-adjudication-work---3-of-5>

⁴⁸ 2002 年建設契約法 28 条 1 項

建設契約法 33 条 1 項 a 号) が、当該裁判人の選任合意が紛争前のものであれば、当事者はかかる合意に縛られる必要はなく、他の裁判人を選ぶことができる (同法 33 条 4 項)。事前に合意していた裁判人が選任されない場合、合意により他の者を裁判人としてあらかじめ指名したり (同法 33 条 1 項 b 号)、特定の裁判機関が裁判人を任命することに合意していれば (同法 33 条 1 項 c 号)、その者が裁判人となる。これらのいずれの場合にも当てはまらない場合、裁判人は、申立人が選択した承認指名機関から任命される (同法 33 条 1 項 d 号)。

裁判人の決定には拘束力があり (同法 58 条 1 項・2 項)、当該裁判人の決定に従わない場合、履行を請求する当事者は、あらゆる裁判所に対して当該裁判の履行を求めることができる (同法 59 条及び 59A 条)。

(4) 協調 (Conciliation)

協調手続は、中立的な協調人の支援を受けながら、紛争当事者が問題を特定しながら解決のための選択肢を検討し、合意に至るよう努力する紛争解決プロセスである。協調手続の目的は、当事者が法的手続によらず、合意によって公平かつ迅速に紛争を解決できるようにすることである。

調停とは異なり、協調人は、紛争の内容や結果について助言的な役割を果たすことがある。しかし、協調人が助言的な役割を有することができるのは、当事者によって合意されていることが前提である。当事者は、更に進んで、協調人が紛争事項に関して決定的な役割を果たすことを希望することもできる。

協調手続といえば、ニュージーランドでは通常、シェアミルク業界に関する紛争解決の手段を意味する⁴⁹。

協調人は、協調手続において以下のような役割を求められている。

- ・当事者による紛争解決のための交渉を促進すること。
- ・当事者が問題を体系的に理解し、解決のための選択肢を深く議論し、及び当事者の利益及びニーズに見合った相互合意に達するよう支援すること。
- ・技術的及び紛争解決的な専門知識を活用して、当事者に対して和解に関する提案及び勧告を行うこと (実施した作業又は提供したサービスに関する見解を示すことを含む)。

⁴⁹ <https://www.aminz.org.nz/conciliation>

- ・当事者間の見解の不一致が続く場合、紛争事項が仲裁に移行した場合に見込まれる結果に関する見解を提示できる程度まで、より介入的な役割を担うこと。
- ・紛争事項を決定するための書面による提案を提供すること。当該書面は、契約に定められた期間内に書面による異議が申し立てられない限り、当事者に対して拘束力を持つ。

第2 ビジネス関連法令

1 ニュージーランド憲法⁵⁰

(1) 統治機構

ニュージーランドには、イギリスと同様まとまった憲法法典は存在せず、不文憲法を採用している国である⁵¹。もっとも、ニュージーランドは、条約、法慣習、判例法及びその他重要な法律文書などが一連となって「憲法」を構成している⁵²。中でも、1986年ニュージーランド憲法（Constitution Act 1986）は、ニュージーランドの統治機構に関して明文で規定されている中心的な制定法である。ニュージーランド司法省は、国家の統治に関する他の制定法として、以下のような法令及び下位規則を挙げている⁵³。

- ・ 1988年皇室典範適用法（Imperial Laws Application Act 1988）
- ・ 2012年法制化法（Legislation Act 2012、禁止事項のみ）
- ・ 1957年宣誓及び宣言法（Oaths and Declarations Act 1957）
- ・ 2013年王室継承法（Royal Succession Act 2013）
- ・ 1985年法律委員会法（Law Commission Act 1985）
- ・ 1999年解釈法（Interpretation Act 1999）

⁵⁰ <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h20kokusai/pdf/all/4-1nz.pdf>

⁵¹ <https://teara.govt.nz/en/constitution>

⁵² <https://www.newzealandnow.govt.nz/live-in-new-zealand/history-government/our-constitution>

⁵³ <https://www.justice.govt.nz/justice-sector-policy/regulatory-stewardship/regulatory-systems/constitutional/foundations-for-the-state/>

- ・ 2004 年宣誓及び宣言（マオリ語）規則（Oaths and Declarations (Māori Language) Regulations 2004)
- ・ 2015 年王位継承法開始令（Royal Succession Act Commencement Order 2015）

以下では、ニュージーランドの統治機構について規定している 1986 年ニュージーランド憲法について概要を紹介する。

ア 1986 年ニュージーランド憲法の構成

1986 年ニュージーランド憲法はインターネット上で公開されており、以下のリンクからアクセスすることが可能である。

[1986 年ニュージーランド憲法](#)

1986 年ニュージーランド憲法は、全 5 部、29 条及び 2 つの別添からなる。1986 年ニュージーランド憲法の構成は以下のとおりである。

第 1 条 略称及び施行日

第 1 部 君主

第 2 条 国家元首

第 3 条 君主又は総督による王権の行使

第 3A 条 行政評議会の助言及び承認

第 3B 条 長官による権限行使及び義務履行

第 4 条 摂政

第 5 条 王権の消滅

第 2 部 行政

第 6 条 国務大臣が国会議員であること

第 7 条 行政評議会の議員が行使しうる大臣の権限

第 8 条 政務次官の任命

第 9 条 政務次官の機能

第 9A 条 法務次官は司法長官の機能を担うことができる

第 9B 条 法務次官として働く者の任命

第 9C 条 司法長官及び法務次官の権限委譲

第1章 契約上の私人関係

第2章 契約上の錯誤

第3章 契約上の救済

第3部 立法

代議院

第10条 代議院

第11条 国会議員による忠誠の誓い

第12条 議長を選出

第13条 国会の解散又は期限満了を問わない議長の職務継続

国会

第14条 国会

第15条 国会の立法権

第16条 法案への王室の承認

第17条 国会の任期

第18条 議会の召集、一時中断及び解散

第19条 総選挙後の特別会

第20条 会期を跨ぐ議会事務

国会及び公共財政

第21条 公金充当議案

第22条 国会による公共財政の統制

第4部 司法

第23条 裁判官の罷免に対する保護

第24条 裁判官の俸給の減額禁止

第5部 雑則

第25条 従前の総会図書館を国会図書館と呼称する

第26条 ニュージーランド法の一部として効力を失う英国の制定法

第27条 その他の制定法に対する結果的修正

第28条 廃止

第29条 国会に関する経過措置及び結果規定

イ 1986年ニュージーランド憲法の概要

まず、ニュージーランドは、1986年ニュージーランド憲法によって君主の権力が規定されており、イギリス国王を元首とする立憲君主制国家の形態を採用している⁵⁴（1986年ニュージーランド憲法第1部）。もっとも、ニュージーランド内においては、ニュージーランド総督（Governor-General）が国家元首の代理を務め、基本的に国家元首の有するあらゆる地位及び政治的権限を引き受ける（同法3条1項）。議会は一院制であり、国王及び代議院で構成されている（同法14条1項）。議会は立法権を有しており（同法15条1項）、1986年ニュージーランド憲法制定後にイギリスで成立したいかなる法律も、ニュージーランド内に効力として及ばないことが明記されている（同条2項）。議員の任期は原則として3年である（同法17条1項）。司法に関しては、裁判官の地位の保障（同法23条）及び俸給の保障（同法24条）のみが規定されている。

(2) 人権

ニュージーランド司法省は、人権に関する制定法として、以下のような法令を挙げている⁵⁵。

- 1986年ニュージーランド憲法（Constitution Act 1986）
- 1993年選挙法（Electoral Act 1993）
- 1993年人権法（Human Rights Act 1993）
- 1990年ニュージーランド権利章典法（New Zealand Bill Of Rights Act 1990）
- 代議院常務理事会（Standing Orders of the House of Representatives）
- ワイタンギ条約（The Treaty of Waitangi）

以下では、ニュージーランドにおける人権について主に規定している1990年ニュージーランド権利章典法及び1993年人権法について概要を紹介する。

⁵⁴ 2022年9月8日、イギリス女王エリザベス2世陛下の崩御により、現在の国家元首は国王チャールズ3世陛下となっている。

⁵⁵ <https://www.justice.govt.nz/about/learn-about-the-justice-system/how-the-justice-system-works/the-basis-for-all-law/>

ア 1990年ニュージーランド権利章典法

(ア) 1990年ニュージーランド権利章典法の構成

1990年ニュージーランド権利章典法はインターネット上で公開されており、以下のリンクからアクセスすることが可能である。

[1990年ニュージーランド権利章典法](#)

1990年ニュージーランド権利章典法は、全3部、29条からなる。1990年ニュージーランド権利章典法の構成の概要は以下のとおりである。

第1条 略称及び施行日

第1部 総則（第2条～第7B条）

第2部 市民権及び政治的権利

国民の生命及び安全

第8条 生命を奪われない権利

第9条 拷問又は残虐な扱いに服さない権利

第10条 医学的・科学的実験の対象とされない権利

第11条 医療を受けることを拒否する権利

民主的及び国民の権利

第12条 選挙に関する権利

第13条 思想・信条・良心の自由

第14条 表現の自由

第15条 宗教及び信条の表明

第16条 平和的集会の自由

第17条 結社の自由

第18条 移動の自由

無差別・少数者の権利

第19条 差別を受けない自由

第20条 少数民族の権利

捜索・逮捕・勾留

第21条 不当な捜索及び押収

第22条 恣意的に逮捕又は勾留されない権利

- 第 23 条 逮捕・勾留された者の権利
- 第 24 条 起訴された者の権利
- 第 25 条 刑事訴訟手続における最低限の権利
- 第 26 条 遡及処罰及び二重処罰禁止
- 第 27 条 司法への権利

第 3 部 雑則

- 第 28 条 影響を受けないその他の権利及び自由
- 第 29 条 法人への適用

(イ) 1990 年ニュージーランド権利章典法の概要

1990 年ニュージーランド権利章典法は、ニュージーランドにおける人権及び基本的自由を確認、保護及び促進すること並びに「市民的、政治的権利に関する国際規約(International Covenant on Civil and Political Rights)」に対するニュージーランドの責任を果たすために制定された(1990 年ニュージーランド権利章典法前文)。同法は、ニュージーランド政府の立法府、行政府又は司法府による行為や、個人・団体が法律又は規則に従って付与された公的機能、権力又は義務を遂行するために行った行為にのみ適用される(同法 3 条)。同法は改正に特別な要件が定められるような最高法規性を有していない。つまり、裁判官は、他の法律の規定が 1990 年ニュージーランド権利章典法の規定と抵触することをもって、その法律が黙示的に廃止されたとし、又はその法律の適用を拒否することができない(同法第 4 条)。もともと、他の法律は、1990 年ニュージーランド権利章典法の規定する権利及び自由と適合するように解釈される必要がある(同法第 6 条)。つまり、同法は、裁判所による法律解釈に対して基本的な指針となることを示している。

イ 1993 年人権法

(ア) 1993 年人権法の構成

1993 年人権法はインターネット上で公開されており、以下のリンクからアクセスすることが可能である。

[1993 年人権法](#)

1993年人権法は、全7部、153条からなる。1993年人権法の構成の概要は以下のとおりである。

第1条～第3条 一般規定

第1部 人権委員会（第4条～第20H条）

第1A部 政府関係者又は法的権限を有する者等による差別（第20I条～第20L条）

第2部 不当な差別（第21A条～第74条）

第3部 第1部及び第2部の遵守に関する紛争解決（第75条～第92WB条）

第4部 人権審議審判所（第93条～第126条）

第5部 照会に関する権限（第126A条～第130条）

第6部 人種間の不和扇動（第131条～第132条）

第7部 雑則（第133条～第153条）

(イ) 1993年人権法の概要

1993年人権法は、1971年人種関係法（Race Relations Act 1971）及び1977年人権委員会法（Human Rights Commission Act 1977）を統廃合するとともに、人権に関する国際連合の規約又は条約に従うべく、ニュージーランドにおける人権の保護を改善する目的で制定された（1993年人権法前文）。1990年ニュージーランド権利章典法19条1項は、「1993年に制定された人権法では、誰もが差別を受けない自由を得る権利を有している」と規定している。このように、1990年ニュージーランド権利章典法及び1993年人権法は、相互に補完する形で機能する。

1993年人権法が禁止している差別は、以下のとおりである（同法21条1項）。

- ・ 性別（妊娠及び出産を含む）
- ・ 婚姻状態（独身、既婚、事実婚、別居、離婚、事実婚解消等）
- ・ 宗教上の信条
- ・ 倫理的信念
- ・ 皮膚の色
- ・ 人種
- ・ 民族的起源又は国家的起源（国籍又は市民権を含む）
- ・ 障がい（身体、機能、疾患、精神、知的、心理的、解剖学的、車椅子、補助犬等）

- ・年齢（原則 16 歳以上）
- ・政治的意見（特定の政治的意見の欠如又は任意の政治的意見を含む）
- ・雇用形態（無職、生活保護等）
- ・家族状況（子どもの有無、特定の親族等）
- ・性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）

この他にも、人種間の不和を扇動する行為（同法 61 条）、セクシャル・ハラスメント（同法 62 条）、家族内暴力の影響を受けた人の雇用における不利益な取扱い（同法 62A 条）、人種ハラスメント（同法 63 条）、改宗行為（同法 63A 条）等が禁止されている。

2 契約法

(1) ニュージーランドの契約法の概説⁵⁶

ニュージーランドの契約法は、コモンローを原則とするものである。基本的に、コモンローは契約の成立時の様式について制限を設けておらず、特定の種類の契約を除き、口頭による契約も、書面による契約と同等の効力を生じる⁵⁷。ニュージーランドにおいて有効な契約が成立するためには、原則として契約内容に以下の要素が含まれている必要がある。

- ① 申込み（offer）
- ② 承諾（acceptance）
- ③ 約因（consideration）
- ④ 契約を締結する意思（intention to create legal relations）
- ⑤ 契約条件の明確性（certainty of terms）

ア 申込み

⁵⁶ Te Aka Matua o te Ture, Report 50, A guide for the legal and business community, New Zealand Law Commission

⁵⁷ 前記 51

契約の申込みは、申込みを受けた者が当該申込みを承諾することにより、申込者が法的拘束力を受けることを意図して行われる契約の意思表示である⁵⁸。申込みは、申込み内容が十分明確であり、かつ、申込者が法的に拘束される意思が言動から推測できる必要がある。これらの要素の一方又は双方を欠く場合、申込みの誘引（invitation to treat）となり、仮に承諾者が申込みの誘引を承諾したとしても、拘束力のある契約が成立したことにはならない。申込みと申込みの誘引の区別の典型例としては、店頭で陳列されている商品が挙げられる。店が店頭で商品を陳列する行為は、申込みではなく、申込みの誘引と解されている⁵⁹。申込みが実際に発生するのは、客が商品を持ってレジに進み、商品の購入を申し込んだ時点であり、店頭での商品の陳列の時点では単なる申込みの誘引に過ぎない。

イ 承諾

申込みの承諾は、申込みに対する最終的かつ無条件の同意の意思表示である⁶⁰。契約が成立するためのその他の条件を満たしていれば、申込みに対して承諾をした時点で、コモンロー上、当該契約は拘束力を有することになる。申込者は、承諾者が承諾をする前であれば、いつでも当該申込みを取り消すことができる。

ウ 約因

ニュージーランドを含むコモンローの法域においては、契約は、対価によらない限り拘束力を有しない（もっとも、契約が捺印証書によって締結されている場合は、例外的に約因不要で契約の拘束力が生じる。）。約因法理は、契約は何らかの価値のあるものによって支えられている必要があるという考えに基づく。例えば、商品の売買契約において、購入者が商品を提供するという約束や、商品と引き換えにお金を支払うという約束は、いずれも有価値のもので約因があるとされている。

一方、このような約因がない契約は、コモンロー上契約の拘束力を有しないことになる。

⁵⁸ Chitty on Contracts, 2-003

⁵⁹ Pharmaceutical Society of Great Britain v Boots Cash Chemists (Southern) Ltd [1953] 1 QB 410

⁶⁰ Chitty on Contracts, 2-027

エ 契約を締結する意思

契約は、契約当事者が法律関係の創出を意図していない場合に、契約の拘束力を有しないとされる場合がある⁶¹。通常、契約意思の有無につき、裁判所は客観的判断を行う。もっとも、商業契約の場合、契約当事者は契約を通じて法的関係を創出する意図があるという強い推定が働くため、契約書の文言に明確な法的関係の創出を否定する内容が含まれているような場合を除き、当該商業契約の当事者は法的関係の創出を意図していると判断されることになる。

オ 契約条件の明確性

契約条件の明確性も、契約を拘束力あるものにするために必要な要素である。契約条件があまりにも不確実だったり不透明なものである場合、どの範囲で契約が拘束力を有しているかが不明確となり、契約を履行することすら難しくなる。契約条件の明確性の欠如は、両当事者が互いに有利な条件で契約を締結するために、それぞれが自前の契約の書式を送り合って契約を成立させようと競い合う場合、通称「書面の戦い」(battle of forms)において散見される。当事者が妥協点を見出すことができず、それぞれの書式が他方の書式に優先すると主張し続けた場合、契約条件が不明確であるとして最終的にこう着状態に陥る場合がある。

(2) 2017年契約・商事法

ニュージーランドにおいては、さまざまな制定法も契約法の一部を形作っている。ニュージーランドでは、2017年9月1日に契約・商事法(Contract and Commercial Law Act 2017、以下「契約・商事法」)が施行された。契約・商事法は、契約法及び商法に関して存在していた法律を廃止し、それらを1つの統合された法律に置き換えたものである。そのため、契約・商事法は、より明確で理解しやすくすることを目的としており、法律を実質的に変更することは意図していない。契約・商事法は、以下の11の法律を廃止し、統合された形で契約・商事法に再導入されている⁶²。

1. 1979年物品運送法(Carriage of Goods Act 1979)

⁶¹ Chitty on Contracts, 2-161

⁶² <https://duncancotterill.com/publications/contract-and-commercial-law-act-2017>

2. 1982年契約（当事者）法（Contracts (Privity) Act 1982）
3. 1977年契約における錯誤に関する法律（Contractual Mistakes Act 1977）
4. 1979年契約における救済法（Contractual Remedies Act 1979）
5. 2002年電子取引法（Electronic Transactions Act 2002）
6. 1944年契約破棄法（Frustrated Contracts Act 1944）
7. 1970年違法契約法（Illegal Contracts Act 1970）
8. 1969年未成年者契約法（Minors' Contracts Act 1969）
9. 1908年物品販売法（Sale of Goods Act 1908）
10. 1994年物品売買(国連条約)法
（Sale of Goods (United Nations Convention) Act 1994）
11. 1987年賃金保護及び請負業者責任法廃止法
（Wages Protection and Contractors' Liens Act Repeal Act 1987）

契約・商事法はインターネット上で公開されており、以下のリンクからアクセスすることが可能である。

[契約・商事法](#)

契約・商事法は、全6部、347条からなる。契約・商事法の構成は以下のとおりである。

第1部 前文規定

第2部 契約法制

第1章 契約上の私人関係

第2章 契約上の錯誤

第3章 契約上の救済

第4章 契約の不成立

第5章 違法な契約

第6章 未成年による取引

第7章 契約の本質を成さない約束事

第3部 物品売買

第1章 契約の成立

第2章 契約の効果

- 第3章 契約の履行
- 第4章 物品に対する売主の権利
- 第5章 契約違反に対する救済
- 第6章 補足的事項
- 第7章 ウイーン売買条約

第4部 電子取引

- 第1章 前文規定
- 第2章 電子情報及び電子通信に関する確実性の向上
- 第3章 電子取引への法的要求事項の適用

第5部 その他商事事項

- 第1章 物品の運搬
- 第2章 商業興信所
- 第3章 船荷証券、会場運送状、船舶引渡命令書
- 第4章 船主が貨物に立ち入り、陸揚げする権限、及び運賃の先取特権
- 第5章 完了した作業に対する先取特権

第6部 改正法の廃止、結果的改正、雑則

また、契約・商事法の下位法令として、契約・商事規則（Contract and Commercial Law (Electric Transactions) Regulations 2017）がある。当該法令は、インターネットからもアクセスすることができる。

[契約・商事規則](#)

(3) ニュージーランド契約法の特徴（電子署名）

ニュージーランドでは、一定の要件を満たす限り、契約書やその他の特定の文書への署名を電子的に行うことが可能である。契約の署名を電子署名で行うことができる要件は、以下の2要件である（契約・商事法 226条1項）。

・署名者を適切に識別し、かつ、関連する情報に対する署名者の承認を適切に表示していること

・署名が必要とされる目的及び状況を考慮した上で、当該電子署名に対して適切な信頼性があること

また、「電子署名に対して適切な信頼性があること」については、以下の項目を全て充足した場合、電子署名の適切な信頼性があるという推定が働く（同法 228 条）。

・電子署名を作成する手段が署名者とリンクしており、かつ、他のいかなる者ともリンクされていないこと
・電子署名を作成する手段が署名者の管理下にあり、かつ、他のいかなる者の管理下にもないこと
・署名時以降に行われた電子署名のいかなる変更も検出が可能であること
・法的要件として署名を求める目的が情報の完全性に関して保証を提供するものである場合、署名時以降に当該情報に対してなされたいかなる変更も検出が可能であること

これらの要件を充足しない場合であっても、他の方法で電子署名に対する信頼性を証明することが可能である（同条 2 項）。

もっとも、遺言関係書類等、以下に列挙している文書については、電子署名による署名が認められていない（同法別添 5 第 3 部）。

・一般市民に対して公知されるべき通知
・直接送達又は書留郵便による書面で届けられるべき情報
・物に貼り付けたり特定の場所に置いたり、又は表示されることが要求される通知
・宣誓書、法定申告書、又は宣誓若しくは確約に基づくその他文書
・委任状又は永続的委任状
・遺言、遺言補足書、又はその他遺言関係書
・流通証券
・船荷証券
・令状又は以下に列挙する行為を正当化するその他の文書
(i)敷地内への立入り

(ii)人、場所又は物の搜索

(iii)物の押収

・ 1986 年公正取引法に基づく消費者情報基準、製品安全基準、サービス安全基準により、商品又はサービスに関して要求される情報

3 会社法

(1) 概要

ニュージーランドにおける主な事業形態は、個人事業主（sole traders）、会社（companies）、パートナーシップ（partnership）などが挙げられる⁶³。2023 年 1 月現在、ニュージーランドにおける会社に関する関連の主な制定法は、以下のとおりである。

① 1993 年会社法（Companies Act 1993）

② 1994 年会社法規則（Companies Act 1993 Regulations 2014）

(2) 1993 年会社法及び 1994 年会社法規則

1993 年会社法はインターネット上で公開されており、以下のリンクからアクセスすることが可能である。

[1993 年会社法](#)

また、1993 年会社法の下位法令として、1994 年会社法規則（Companies Act 1993 Regulations 2014）がある。1994 年会社法規則は、以下のリンクからアクセスすることが可能である。

[1994 年会社法規則](#)

⁶³ <https://www.business.govt.nz/getting-started/choosing-the-right-business-structure/business-structure-overview/>

1993 年会社法の所轄官庁は、企業・技術革新・雇用省（Ministry of Business, Innovation, and Employment）である⁶⁴。また、ニュージーランドにおける会社設立に関する管轄は、企業・技術革新・雇用省内の部局である会社登記局（New Zealand Companies Office）である⁶⁵。そして、破産、無資産手続、略式分割命令、及び一部清算に関する管轄は、企業・技術革新・雇用省内の部局である倒産・管財人サービス（Insolvency and Trustee Service）である⁶⁶。

ア 1993 年会社法の構成

1993 年会社法は、全 22 部、409 条及び 14 つの別添からなる。1993 年会社法の構成は以下のとおりである。

- 前部 法律名及び施行日（1 条）
- 第 1 部 総則（2 条～9 条）
- 第 2 部 会社設立（10 条～15 条）
- 第 3 部 会社の権利能力、権限、行為能力（16 条～19 条）
- 第 4 部 会社名（20 条～25 条）
- 第 5 部 会社定款（26 条～34 条）
- 第 6 部 株式・債券（35 条～95C 条）
- 第 7 部 株主の権利・義務（96 条～125 条）
- 第 8 部 取締役の権利・義務（126 条～162 条）
- 第 9 部 執行（163 条～179 条）
- 第 10 部 会社管理（180 条～193A 条）
- 第 11 部 会計記録・財務報告
 - 第 1 章 会計記録（194 条～195 条）
 - 第 2 章 財務報告（196 条～207O 条）
 - 第 3 章 その他監査規定（207P 条～207W 条）
 - 第 4 章 財務諸表未登録による罰則（207X 条～207ZB 条）
- 第 12 部 会社による情報開示（208 条～218 条）

⁶⁴ <https://www.legislation.govt.nz/act/public/1993/0105/latest/DLM319570.html>

⁶⁵ <https://www.companiesoffice.govt.nz/about-us/corporate-regulation-in-new-zealand/>

⁶⁶ <https://www.govt.nz/organisations/insolvency-and-trustee-service/>

- 第13部 合併（219条～226条）
- 第14部 債権者との和解（227条～234条）
- 第15部 裁判所による取決め、合併、和解の承認（235条～239条）
- 第15A部 任意管理
 - 第1章 総則（239A条～239EA条）
 - 第2章 管財人の任命（239F条～239O条）
 - 第3章 管財人の辞任及び除斥（239P条～239TA条）
 - 第4章 管財人任命の効果（239U条～239AD条）
 - 第5章 管財人による会社調査（239AE条～239AI条）
 - 第6章 一般的債権者集会（239AJ条～239AMC条）
 - 第7章 第1回債権者会議での債権者委員会の選任（239AN条～239AR条）
 - 第8章 管財人により招集される債権者集会（239AS条～239ABB条）
 - 第9章 会社管理中の会社財産の保護（239ABC条～239ABJ条）
 - 第10章 被保全債権者、所有者、及び賃貸人の権利（239ABK条～239ABT条）
 - 第11章 精算手続（239ABU条～239ACB条）
 - 第12章 権利証書管財人（239ACC条～239ACL条）
 - 第13章 会社整理協定の執行及び効果（239ACM条～239ACX条）
 - 第14章 管財人の決算報告及び概略報告義務（239ACY条～239ACZB条）
 - 第15章 権利証書の変更及び終了（239ADA条～239ADF条）
 - 第16章 管財人の責任及び管財債務に関する補償（239ADG条～239ADN条）
 - 第17章 裁判所の権限（239ADO条～239ADV条）
 - 第18章 この部に基づく措置に関する通知（239ADW条～239AED条）
 - 第19章 雑則（239AEE条～239AEF条）
 - 第20章 相殺及び相殺契約（239AEG条～239AEP条）
 - 第21章 管理対象関連会社の単独管理（239AEQ条～239AEW条）
- 第16部 清算（240条～316B条）
- 第17部 ニュージーランドにおける登記抹消（317条～331条）
- 第18部 海外会社（332条～343A条）
- 第19部 登記の移転（344条～356条）
- 第20部 会社登記（357条～372条）
- 第21部 違反行為及び罰則（373条～386F条）
- 第22部 雑則（387条～409条）

イ ニュージーランドにおける会社設立及び登記

ニュージーランドで会社を設立する最も一般的な方法としては、有限責任会社（limited liability company）の設立である⁶⁷。ニュージーランドには他にも、無限責任会社（unlimited companies）や共同会社（co-operative companies）といった会社形態が存在する。ニュージーランドにおける会社設立や必要な書類については、JETRO のホームページ⁶⁸で日本語による詳細な説明が掲載されているので、本稿では割愛する。

外国会社は、ニュージーランドで「事業を営む」（carry on business）場合、登記が必要である（1993 年会社法 334 条 1 項）。ニュージーランドで事業を営む外国会社とは、株式譲渡又は登録事務所を使用・設立したり、代理人、代表者、受託者等として、ニュージーランドでの財産の管理、運営又は取扱いをすることを指す（同法 332 条 a 号）。外国会社が登記せずにニュージーランドで事業を営んだ場合、当該対象会社の取締役は、最大 1 万ドルの罰金を科される可能性がある（同法 374 条 2 項 29 号）。

もともと、外国会社は、ニュージーランドで以下のような行為をした場合であれば、「事業を営む」行為には該当しないため、会社法上の登記は不要である（同法 332 条 b 号）。

- ・ 訴訟手続や和解手続等の紛争当事者
- ・ 取締役会又は株主総会の開催や、内部業務に関するその他の活動
- ・ 銀行口座の維持
- ・ 請負業者を通じた財産の売却行為
- ・ ニュージーランド国外で受注した場合にのみ拘束力を有する契約となる注文を勧誘又は調達する行為
- ・ 債務の証拠作成行為又は財産に対する担保権設定行為
- ・ 債権の担保・回収行為又は当該債務に関連する証券の権利行使

⁶⁷ <https://www.business.govt.nz/getting-started/choosing-the-right-business-structure/other-business-structures/>

⁶⁸ https://www.jetro.go.jp/world/oceania/nz/invest_09.html

- ・ 31 日以内に完了する単発の取引（ただし、随時繰り返される多数の類似の取引に該当しないもの）
- ・ 資金を投資又は財産を保有する行為
- ・ 保険会社としてニュージーランドの保険契約者（2010年保険法第6条第1項の意味と同義）と保険契約を締結する行為

4 外国投資法

(1) 主な制定法

2023年1月現在、ニュージーランドにおける投資法関連の主な制定法は、2005年外国投資法（Overseas Investment Act 2005）である。2005年外国投資法は、2005年8月25日に施行された（2005年外国投資法施行令2条）。

2005年外国投資法は、外国投資家による投資が行われる前に承認基準及び条件を設けることにより、外国投資家がニュージーランドの重要資産を所有又は管理することは特権であることを認めることを一つの目的として制定された（2005年外国投資法3条1項）。また、外国投資家による取引によって生じるニュージーランドの国家安全保障や公序良俗といった特定のリスクを管理する目的も有している（同条2項）。

(2) 2005年外国投資法及び2005年外国投資法規則

2005年外国投資法はインターネット上で公開されており、以下のリンクからアクセスすることが可能である。

[2005年外国投資法](#)

また、2005年外国投資法の下位法令として、2005年外国投資法規則（Overseas Investment Regulations 2005）がある。2005年外国投資法規則は、以下のリンクからアクセスすることが可能である。

[2005年外国投資法規則](#)

2005年外国投資法の所轄官庁は、財務省（Treasury）である⁶⁹。もともと、財務省は、外国投資法の統制機関（Regulator）として国土情報省内の下局である海外投資局（Overseas Investment Office）⁷⁰を指名しており、外国投資に関しては海外投資局に各種申請を行う必要がある。

ア 2005年外国投資法の構成

2005年外国投資法は、全3部、129条及び7つの別添からなる。2005年外国投資法の構成は以下のとおりである。

前部 1条～2条

第1部 総則（3条～9条）

第2部 承認及び条件規制

第1章 承認及び承認基準

承認が必要な場合（10条～11A条）

ニュージーランドの特別重要資産への外国投資（12条～13条）

承認基準（14条～20条）

国益に関する取引（20A条～20G条）

第2章 承認申請及び承認付与の基準（21条～29A条）

第3章 規制当局（30条～37B条）

第4章 情報収集権限（38条～41E条）

第5章 執行（41F条～60条）

財産の処分（41F条～41G条）

違反（42条～46条）

執行可能な取決め（46A条～46G条）

裁判所の権限（47条～51AAE条）

承認事項の遵守に関する声明（51A条～51E条）

行政罰（52条～53条）

通知/書面の提出・送達（54条～55A条）

⁶⁹ 2005年外国投資法「Note」

⁷⁰ <https://www.govt.nz/organisations/overseas-investment-office/>

搜索及び押収（56条～60条）

第6章 総則（60A条～62条）

第7章 経過措置及び他の法案への修正

委員会の解散（63条～72条）

1996年漁業法改正等（73条～75条、削除済）

経過規定（76条～80条）

第3部 国家安全保障および公序良俗に関するリスク管理体制

当該部の目的（81条）

第1章 コールイン取引

コールイン取引等（82条～83条）

コールイン取引の評価（84条）

コールイン取引の通知（85条～87条）

第2章 リスク管理行動

方針命令（88条～91条）

禁止命令（92条）

処分命令（93条）

法定管理（94条～111条）

リスク管理措置及び国益となる取引（112条）

第3章 機密情報の保護（113条～125条）

第4章 雑則（126条～129条）

ウ 2005年外国投資法の概要

(ア) 外国投資家

2005年外国投資法の適用対象となるのは、外国投資家（overseas person）である。外国投資家の定義は、以下のとおり広範に定められている（2005年外国投資法7条2項各号）。

- ・ニュージーランド国籍を有していない個人非居住者（a号）
- ・ニュージーランド国外で設立された法人又はニュージーランド国外で設立された法人が25%以上の支配権を有する子会社（b号）
- ・所有権テスト（※1）若しくは支配力テスト（※2）のいずれか又は双方を充足した上場企業（c号）

- ・外国投資家が対象会社（ただし、上場企業を除く）の証券の 25%以上を有するか、支配会社の 25%以上の構成を支配するか、又は株主総会において 25%を超える議決権を行使する権利若しくは行使を支配する権利を有する場合（d号）
- ・パートナーシップ、法人格を有しないジョイントベンチャー、又はその他法人格のない団体（ただし、トラスト、ユニットトラスト、管理投資スキーム、責任限定パートナーシップを除く）で、当該団体のパートナー又は社員の 25%以上が外国投資家であるか、外国投資家が当該会社の 25%以上の受益権又は受益持分を有しているか、又は外国投資家が 25%以上の議決権行使権を有している場合（e号）
- ・トラストにおいて、運営組織の 25%以上が外国投資家の関係者である場合、外国投資家が当該トラストの信託財産の 25%以上の受益権若しくは受益持分を有している場合、トラストの信託証書を改正する権利若しくは改正を管理する権利を有する者の 25%以上が外国投資家である場合、又は、運営組織の構成を管理する権利を有する者の 25%以上が外国投資家である場合（f号）
- ・ユニットトラストにおいて、管理者若しくは受託者、あるいはその両方が外国投資家である場合、又は外国投資家が当該ユニットトラストの信託財産の 25%以上の受益権または受益持分を有している場合（g号）
- ・管理投資スキームにおいて、ニュージーランドの上場企業であり、かつ、所有権テスト若しくは支配力テスト、又はその両方を充足している場合（h号）
- ・上場企業以外の管理投資スキームにおいて、管理者若しくは受託者、あるいはその両方が外国投資家である場合、又は管理投資スキームの投資商品の価値の 25%以上が、外国投資家のために投資されている場合（i号）
- ・2008年有限責任パートナーシップ法第4条に規定されている外国有限責任パートナーシップ（j号）
- ・2008年有限責任パートナーシップ法に基づき登録されたその他の有限責任パートナーシップであり、かつ、当該パートナーシップの総パートナーが外国投資家である場合、当該パートナーシップの運営組織の構成を支配する権利を有する者の 25%以上が外国投資家である場合、当該パートナーシップの社員の組合持分の 25%以上が外国投資家によって保有されている場合、又は、外国投資家が、社員総会において、25%を超える議決権を行使し、若しくは行使を支配する権利を有している場合（k号）

※1…1名の外国投資家が、対象会社（A社）証券の50%以上の受益権若しくは受益持分を有する場合、又は2人以上の外国投資家が累積して有する場合（2005年外国投資法7条3項a号）。

※2…少なくとも1名の外国投資家（単独又はその関係者を含む）が、支配権を付与するA社の証券（いずれの種類でも可）に対して10%以上の受益権又は受益持分を有しており、かつ、それぞれの外国投資家が累積してA社若しくはA社の支配会社の50%以上の構成を支配する場合、又はA社の会議において25%以上の議決権を行使することができる場合（同項b号）。

(イ) 規制当局の認可が必要となる投資

ニュージーランドにおいて外国投資家が投資活動を行う場合、以下に該当するときは、免除が適用される場合を除き、規制当局である海外投資局の認可が事前に必要となる（同法10条1項）。

① センシティブな土地への外国投資

センシティブな土地への投資とは、居住用地、5ヘクタールを超える郊外の土地、又はその他所定の土地（歴史的な土地、遺跡、海浜地区、湖沼地域、特定の島等）への投資をいう⁷¹。外国投資家は、センシティブな土地の所有権を取得する場合、居住用地を3年以上賃借する場合、又は非居住用地を10年以上賃借する場合、規制当局の事前の認可が必要となる（同法12条1項a号(i)・(ii)）。なお、賃借期間については、賃借人の関係人（associate⁷²）が従前賃借していた期間についても期間の計算に含まれるため、留意が必要である。

② 重要な資産への外国投資

重要な資産への外国投資とは、外国投資家又はその関連会社が行う以下のいずれかの行為をいう（同法13条1項各号）。

⁷¹ センシティブな土地の一覧については、2005年外国投資法別添1第1章の表1を参照されたい。

⁷² 2005年外国投資法8条1項

・外国投資家若しくはその関連会社が対象事業体の25%を超える所有権又は支配権を取得し、かつ、提供された証券若しくは対価の価値、又は、A若しくはA及びその25%超の子会社の資産価値が、1億ドル又は2005年外国投資法第61A条に基づく規則に従って適用される別の金銭的閾値（※3）を超過する場合。

・外国投資家又はその関連会社がニュージーランドに事業を設立し、事業を開始する前に、その事業を確立するために発生すると予想される総支出が、1億ドル又は第61A条に基づく規則に従って適用される別の金銭的閾値を超過する場合。

・外国投資家又はその関連会社が事業の遂行に使用されるニュージーランド国内の資産（のれんやその他無形資産を含む）を取得する場合、提供される対価の総額が1億ドル又は第61A条の規定に基づき適用される別の金銭的閾値を超過する場合。

※3…ニュージーランドと各種貿易協定を締結している国々に関係する外国投資家は、原則として金銭的閾値が2億ドルに引き上げられる（例：2018年外国投資法規則（CPTPP）⁷³91条2項a・b号）

③ 1996年漁業法における漁業割当て

2005年外国投資法には、1996年漁業法（Fisheries Act 1996）の一部の条項が組み込まれている（2005年外国投資法5条1項・2項）。そして、1996年漁業法56条から58B条に規定された漁業割当てに関する外国投資に関しては、認可が必要である（2005年外国投資法10条2項）。

（ウ） 国家安全保障・公共秩序通知制度

2021年6月7日、国家安全保障・公共秩序通知制度（National Security and Public Order Regime）が新たに導入され、戦略的重要事業（strategically important business）に該当する事業への外国投資については、ニュージーランド土地情報局への通知⁷⁴が必要となった。

当局への通知が必須となる事業は、軍事技術若しくは軍事・民生ともに使用可能な技術（デュアルユース技術）の研究、開発、生産、又は維持管理（2005年外国

⁷³ <https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2018/0224/17.0/LMS119666.html>

⁷⁴ <https://oio.linz.govt.nz/notification>

投資法 85 条 1 項) の他、ニュージーランド国防軍又は情報・安全保障機関への重要な直接サプライヤー⁷⁵である企業への投資 (同法 85 条 2 項) である。

また、当局への通知が必須ではないものの、任意での通知が求められている戦略的重要事業の一例は、以下のとおりである (同法 6 条 1 項)。

- ・ 港湾または空港に携わる事業 (c 号)
- ・ 発電、配電、計測又は灌漑に携わる事業 (d 号)
- ・ 飲料水、排水又は雨水インフラに携わる事業 (e 号)
- ・ 電気通信インフラ又はサービスに携わる事業 (f 号)
- ・ 金融機関又は金融市場インフラに携わる事業 (g 号)
- ・ 影響力の大きいメディアに携わる事業 (h 号)
- ・ 機密情報を開発、生産、維持又はその他の方法でアクセスできる事業 (j 号)

事業者が任意での通知を行い、当局がニュージーランドにおける国家安全保障及び公序良俗重大な影響を及ぼさないと判断した場合、当局は他の正当な理由 (例: 虚偽内容の通知等) がない限り、事業者の当該投資について再審査をすることはできない。事業者が任意での通知を行わない場合、当局はいつでも当該事業の審査をすることができ、必要に応じて当該事業を中止させたり、事業の遂行に条件を課したりすることができる⁷⁶。

戦略的重要事業に該当する場合、ほとんどのケースは持分権又は支配権にかかわらず通知制度の対象であるが、上場企業の持分権や支配権の取得が 10%未滿にとどまる投資 (同法 82 条 2 項 a 号 ii) ⁷⁷や、メディア事業体又は関連不動産への持分

⁷⁵ 「重要」とは、供給する商品またはサービスが当該機関の機能にとって不可欠であり、それらの商品またはサービスの供給が容易に代替できないものをいう。「重要な直接サプライヤー」の一覧については、以下のサイトを参照されたい。<https://www.linz.govt.nz/guidance/overseas-investment/overseas-investment-tests/national-interest-assessment/critical-direct-suppliers>

⁷⁶ <https://www.linz.govt.nz/guidance/overseas-investment/notify-us-your-transaction/find-out-if-you-need-notify-us-your-transaction>

⁷⁷ ただし、当該投資が対象企業への不釣り合いなアクセスや支配権を与える場合 (例: 役員を任命する権利等) は、この限りではない。

権や支配権の取得が25%未満にとどまる投資（同法82条2項a号i）などは、本通知制度の例外となっている。

5 知的財産法

(1) 概要

2023年1月現在、ニュージーランドにおける知的財産法関連の主な制定法は、以下のとおりである。

- ① 1994年著作権法（Copyrights Act 1994）
- ② 2013年特許法（Patents Act 2013）
- ③ 1953年意匠法（Designs Act 1953）
- ④ 2002年商標法（Trade Marks Act 2002）
- ⑤ 1986年公正取引法（Fair Trading Act 1986）
- ⑥ 1987年植物品種権法（Plant Variety Rights Act 1987）
- ⑦ 1987年消費者保証法（Consumer Guarantees Act 1987）

本報告書では、日系企業にとってより関係性のあると思われる著作権法及び特許法に焦点を絞り、それぞれの概要を述べる。

(2) 1994年著作権法及び1995年著作権規則

1994年著作権法はインターネット上で公開されており、以下のリンクからアクセスすることが可能である。

[1994年著作権法](#)

また、1994年著作権法の下位法令として、1995年著作権規則（Copyright Regulations 1995）がある。1995年著作権規則は、以下のリンクからアクセスすることが可能である。

[1995年著作権規則](#)

1994年著作権法の所轄官庁は、企業・技術革新・雇用省（Ministry of Business, Innovation, and Employment）である⁷⁸。

ア 1994年著作権法の構成

1994年著作権法は、全11部、236条及び4つの別添からなる。1994年著作権法の構成は以下のとおりである。

前部 1条～13条

第1部 著作権の概要、著作権の発生、保護期間

著作権の概要（14条～16条）

著作権の要件（17条～20条）

著作権の発生（21条）

著作権の保護期間（22条～25条）

国家著作権（26条～28条）

第2部 著作権の侵害

著作権の一次侵害（29条～34条）

著作権の二次侵害（35条～39条）

第3部 著作物の利用が許される場合

独立解釈規定（40条）

付随的複製（41条）

批評・レビュー・ニュース報道（42条）

研究又は個人的学習（43条）

著作物の一時的複製（43A条）

教育（44条～49条）

図書館及びアーカイブ（50条～57A条）

行政（58条～66条）

文学、演劇、音楽、美術の著作物（67条～78条）

コンピュータ・プログラム、録音物、映画（79条～81A条）

通信著作物（82条～91条）

翻案（92条）

⁷⁸ <https://www.justice.govt.nz/tribunals/copyright/>

インターネットサービスプロバイダーの責任（92A条～92E条）
事後の取扱い（93条）

第4部 著作者人格権

氏名表示権（94条～97条）
同一性保持権（98条～101条）
虚偽氏名表示禁止権（102条～105条）
補足規定（106条～110条）

第5部 著作物に関する権利の取扱い

著作物を取り扱うライセンス（111条～112B条）
著作権の譲渡（113条～117条）
著作者人格権（118条～119条）

第6部 権利侵害に対する救済

権利者が有する権利及び救済手段（120条～122条）
ファイル共有による侵害（122A条～122U条）
専用実施権者の権利及び救済手段（123条～124条）
著作者人格権を有する者の権利及び救済手段（125条）
推定（126条～130条）
罰則（131条～133A条）
侵害された複製物の処分（134条）

第6A部 執行官

執行官の任命及び機能（134A条～134C条）
執行官による無令状立入権（134D条～134E条）
捜査令状に基づく立入検査（134F条～134N条）
立入検査権限行使時に適用される一般規定（134O条～134S条）
押収物に関する規定（134T条～134W条）
執行官のその他の権限（134X条～134ZA条）
警察の権限（134ZB条）
雑則（134ZC条～134ZF条）

第7部 水際保護対策

定義、通知、没収等（135条～143条）
通関執行官の取締権限（144条～144I条）
雑則（145条～146条）

第8部 著作権のライセンス

複数の著作物（147条）

ライセンススキームに関するリファレンス及び申請（148条～155条）

ライセンス主体によるリファレンス及び申請（156条～160条）

特定の場合に考慮される要因（161条～166条）

複製におけるスキーム又はライセンスにおける黙示的補償（167条～168条）

第9部 実演家の権利

解釈、一般規定（169条～170条）

第1章 実演家人格権（147条）

氏名表示権（170A条～170D条）

同一性保持権（170E条～170G条）

実演家人格権に関するその他の規定（170H条～170I条）

第2章 演奏の録音、ライブ送信、又は録音物の使用につき必要となる同意（171条～172条）

第3章 映画に関する実演家の権利（173条～174条）

第4章 録音物に関する実演家の財産権（174A条～174D条）

第5章 実演に関する許された行為（175条～192A条）

第6章 雑則規定（193条～204条）

期間及び権利の譲渡（193条～194H条）

ライセンス（194I条～194K条）

同意及び放棄（195条）

侵害行為に対する救済（196条～197条）

推定（197A条）

罰則（198条～202条）

外国への適用（203条～204条）

第10部 著作権審判所

定款（205条～210条）

管轄及び手続（211条～224条）

実例集、手続情報、決定の公開（224A条～224C条）

第11部 雑則規定

他の制定法又はコモンローに基づく権利及び特権（225条）

技術的保護手段（226条～226E条）

著作権管理情報（226F 条～228 条）

他の国々（229 条～234 条）

経過規定及びただし書（235 条～236 条）

イ 著作権審判所（Copyright Tribunal）

特定の著作権に関する紛争に関し、ニュージーランドでは著作権審判所により紛争の解決が図られる。著作権審判所が取り扱う案件は、著作権のライセンス契約に関する紛争並びに著作物の違法なアップロード及びダウンロードに関する申請の 2 種類である⁷⁹。

ウ 知的財産に関するその他の紛争及び侵害に対する救済

その他の知的財産に関する紛争に関しては著作権審判所で取り扱うことはできず、被侵害者は、侵害者に対し、権利救済を求めて通常の民事訴訟を提起することになる。一般的な権利救済方法として、侵害行為の差止め（injunction）、侵害行為により被った損害額又は侵害者が違法に得た利益分の損害賠償、又は権利者に対して権利侵害された著作物の返還（delivery up）といった方法がある⁸⁰。また、著作権の侵害者に対しては、5 年を超えない懲役刑又は 15 万 NZ ドルを超えない罰金といった刑事罰が科される可能性がある（1994 年著作権法 131 条 5 項他）。

(3) 2013 年特許法及び 2014 年特許法規則

2023 年 1 月現在、ニュージーランドは、2013 年特許法を施行している。2013 年特許法の条文はインターネット上で公開されており、以下のリンクからアクセスすることが可能である。

[2013 年特許法](#)

⁷⁹ 前掲 URL に同じ

⁸⁰ <https://www.mbie.govt.nz/business-and-employment/business/intellectual-property/intellectual-property-enforcement/>

なお、2013 年特許法は、ニュージーランドが環太平洋パートナーシップを批准したことにより、2018 年 12 月 30 日に一部改正がなされている⁸¹。

また、2013 年特許法の下位法令として、2014 年特許法規則（Patents Regulations 2014）がある。2014 年特許法規則は、2018 年に公布された特許法修正規則（Patents Amendment Regulation 2018、以下「2018 年特許法修正規則」）により、一部改正がなされている。2014 年特許法規則及び 2018 年特許法修正規則は、以下のリンクからそれぞれアクセスすることが可能である。

[2014 年特許法規則](#)

[2018 年特許法修正規則](#)

2013 年特許法の所轄官庁は、1994 年著作権法と同じく、企業・技術革新・雇用省（Ministry of Business, Innovation, and Employment）である。

ア 2013 年特許法の構成

2013 年特許法は、全 6 部、290 条及び 1 つの別添からなる。2013 年特許法の構成は以下のとおりである。

表題（1 条）

施行日（2 条）

第 1 部 前文

目的及び概要（3 条～4 条）

解釈（5 条～11 条）

国家を拘束する法律（12 条）

第 2 部 特許を付与しうる発明及び特許権

第 1 章 特許を付与しうる発明

特許を付与しうる発明に関する一般原則（13 条～14 条）

特許性の例外（15 条～16 条）

⁸¹ <https://www.iponz.govt.nz/news/amendment-to-the-patents-act-2013/>

第2章 特許権（17条～21条）

第3章 特許権者

誰が特許権を取得するのか（22条）

特許を取り扱う権者の権限（23条）

特許の共同特許権者（24条～27条）

従業員による発明に関する紛争（28条～30条）

第3部 特許権取得までの流れ

第1章 特許出願（31条～35条）

第2章 明細書（36条～45条）

第3章 PCT出願（46条～52条）

第4章 条約（Convention）出願（53条～56条）

第5章 優先日（57条～63条）

第6章 審査（64条～70条）

第7章 受理及び出願公開

受理（71条～74条）

出願公開（75条～82条）

第8章 受理後の明細書の補正（83条～89条）

第9章 第三者による主張、異議申立て、再審査請求（90条～100条）

第10章 特許の付与

総則（101条～105条）

追加特許（106条～111条）

第11章 特許の取消及び放棄（112条～116条）

第12章 消滅した特許の回復及び特許出願の回復

消滅した特許の回復（117条～124条）

特許出願の回復（125条～128条）

第13章 雑則規定

出願人の代理（129条～131条）

特定の発明の秘密保持に関する規定（132条～139条）

第4部 特許権侵害、その他の特許訴訟、及び特許権の所有に影響を及ぼす事項

第1章 侵害手続

侵害の構成要素（140条～142条）

非侵害の構成要素（143条～146条）

- 特許取消手続に対する反訴（147条）
- 特許侵害訴訟の提起（148条～151条）
- 侵害に対する救済（152条～158条）
- 第2章 非侵害の宣言（159条～162条）
- 第3章 司法長官の適格性（163条～164条）
- 第4章 特許の取引、特許ライセンス、特許に係る権利の譲渡
 - 特許の譲渡、ライセンス、その他の権利の登録（165条～166条）
 - 遺言所の検認や管理状なく特許や特許出願を権利化すること（167条）
 - 特許失効後の特許製品の販売、リース、ライセンスの終了（168条）
- 第5章 強制実施権
 - 主に国内での特許発明の供給に関する強制実施権（169条～170条）
 - 医薬品の輸出に関する強制実施権（171条～174条）
 - 強制実施権に関する一般規則（175条～178条）
- 第6章 政府による発明の実施（179条～188条）
- 第7章 特許、明細書、特許登録簿への発明者の記載（189条～193条）
- 第5部 手続及び雑則規定
 - 第1章 特許登録簿並びに特許及び特許出願に関するその他の情報
 - 特許登録簿（194条～197条）
 - 特許登録簿の検索及び特許情報の取得（198条～199条）
 - 特許登録簿及びその他文書内容の変更（200条～203条）
 - 証拠（204条～205条）
 - 刊行物及びその他出版物（206条～207条）
 - 第2章 長官の手続に関する一般規定
 - 長官の裁量権行使前の公聴会（208条）
 - 長官への証拠提示（209条～211条）
 - 費用裁定権（212条～213条）
 - 長官決定に対する不服申立て（214条～215条）
 - 長官の費用（216条）
 - 第3章 特許に関する行政機関及び役員の設置・運営
 - 長官及び副長官（217条～221条）
 - ニュージーランド知的財産庁（222条～224条）
 - マオリ諮問委員会（225条～228条）

第4章 その他雑則規定

特許法の届出及び管理（229条）

期間延長の権限（230条～232条）

その他お知らせの送達（233条）

召喚状の要件（234条～236条）

法令に基づき支払われる手数料（237条～238条）

雑則（239条～242条）

第5章 規則（243条～245条）

第6章 法令の廃止、修正、有効化、並びにただし書及び経過措置の規定 （246条～267条）

第6部 弁理士に関するオーストラリアとの共同登録

予備的规定（268条～270条）

共同登録制度がニュージーランドに適用される（271条～273条）

違法行為及び罰則（274条～281条）

懲戒審判所及び上訴審がオーストラリアで開かれる場合に適用される規定
（282条）

懲戒審判所がニュージーランドで開かれる場合に適用される規定
（283条～286条）

雑則（287条～290条）

イ 2018年に行われた2013年特許法一部改正の概要

2018年12月30日、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership、通称「CPT11」）の発効⁸²に伴い、2013年特許法の一部改正が行われた⁸³。主な改正点としては、自己の行為によって特許出願前に公知された発明に関してグレースピリオド（新規性喪失の例外規定が適用される猶予期間）が導入された点である⁸⁴。具

⁸² https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/tpp/index.html

⁸³ <https://www.iponz.govt.nz/news/amendment-to-the-patents-act-2013/>

⁸⁴ <https://mebuki-iplf.jp/ip-nz01.pdf>

体的には、2018年12月30日以降、特許を受ける権利を有する者又はその者から同意を得た者等による発明の開示行為があった場合であっても、その開示があつてから1年以内に完全な明細書を提出すれば、新規性は喪失しないという取扱いがされることになった（2013年特許法9条1項f号）。なお、今回の改正となるグレースピリオドの取扱いは、2018年12月30日以降に公開された場合にのみ適用される点、ニュージーランドにおける特許出願の取扱いについて定めたものであり、他国での特許出願の取扱いと異なる場合がある点に留意が必要である⁸⁵。

また、特許を受ける権利を有する者等の意に反する公知や、合理的試験行為の実施に基づく公知については、元々1年間のグレースピリオドが設けられているため、これらの規定は今回の改正の影響を受けない（2013年特許法9条1項a号、b号、e号）。

ウ グローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）

（ア）特許審査ハイウェイ（PPH）

特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway、以下「PPH」）は、第一庁（先行庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである⁸⁶。日本国特許庁とニュージーランド知的財産庁は、PPHプログラムを2017年7月6日より実施している⁸⁷。PPHを利用することにより得られる出願人のメリットとしては、世界各国で早期に権利を取得することができる点、PPH申請をしない場合に比べ、特許査定が得られる割合が高くなる点、拒絶理由を通知するオフィスアクションの回数が軽減され、結果として手続のコストが低減する点などが挙げられる⁸⁸。

⁸⁵ 前記19

⁸⁶ <https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/pph.html>

⁸⁷ https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_newzealand_highway.html

⁸⁸ <https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/pph.html>

(イ) PPH MOTTAINAI

従来の PPH 申請は、出願人が最も先に特許出願をした庁（第一庁）の審査結果に基づいてのみ申請が可能であったが、この申請の制限により、仮に第二庁や第三庁で第一庁よりも先に特許可能と判断された場合であっても、第二庁や第三庁の審査結果を反映することができないという状況が生じていた。このような課題を解消すべく、日本国特許庁は、2011年7月15日から PPH MOTTAINAI の実施を開始している⁸⁹。PPH MOTTAINAI を採用している庁は、どの庁に特許出願をしたかにかかわらず、参加庁が特許可能との審査結果を下せば、PPH の利用が可能になる。ニュージーランド知的財産庁は、PPH MOTTAINAI を採用しており、どの庁に先に特許出願をしたかにかかわらず、先に審査が行われた庁の特許可能との審査結果に基づき PPH 申請が可能となっている。

(ウ) PCT-PPH

PCT-PPH は、特許協力条約（PCT:Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願（以下、「PCT 出願」）において、特定の調査機関が作成した見解書等を利用して、他国の知的財産庁でも早期審査を受けることができる枠組みである⁹⁰。PCT 出願とは、ひとつの出願願書を条約に従って提出することによって、PCT 加盟国である全ての国に同時に申請したことと同じ効果を与える出願制度である⁹¹。PCT 出願をすると、特定の国際調査機関が先行技術調査を行い、出願から数か月後、調査結果の見解書及び国際調査報告が出願人に届けられる⁹²。この国際機関の見解書や調査報告において、特許性が「有り」と示された請求項が存在した場合、出願人は、他国の知的財産庁に対し、PPH 申請を行うことで、早期審査を受けることができる⁹³。ニュージーランド知的財産庁は PCT-PPH を採用しており、特定の国際機関が作成した見解書等を入手した段階で、ニュージーランド知的財産庁に早期審査を申請することができるという点において、出願人は当該制度を利用することでメリットを享受することができる。

⁸⁹ https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/pph_mottainai.html

⁹⁰ https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/pct_pph.html

⁹¹ <https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/seido/kokusai1.html>

⁹² http://www.fujikawa-pat.net/syutugan_pct.html

⁹³ 前記 26

6 競争法関連規定

(1) 概要

2023年1月現在、ニュージーランドにおける競争法関連の主な制定法は、以下のとおりである。

- ① 1986年商業法（Commerce Act 1986）
- ② 1986年公正取引法（Fair Trading Act 1986）

競争法関連の規定はほとんどが1986年商業法に規定されているため、本稿は1986年商業法に絞り、以下説明する。

(2) 1986年商業法

1986年商業法は、ニュージーランド国内の消費者の長期的な利益のために、市場における競争を促進する目的で制定された（1986年商業法2条）。1986年商業法は、1986年5月1日に施行されている（同法1条2項）。

1986年商業法はインターネット上で公開されており、以下のリンクからアクセスすることが可能である。

[1986年商業法](#)

また、1986年商業法は一部改正が繰り返し行われてきた。2018年10月26日、商業法の改正（Commerce Amendment Act 2018、以下「2018年改正商業法」）が行われた。2018年改正商業法はインターネット上で公開されており、以下のリンクからアクセスすることが可能である。

[2018年改正商業法](#)

1986年商業法及び2018年改正商業法の所轄官庁は、企業・技術革新・雇用省（Ministry of Business, Innovation, and Employment）である⁹⁴。

ア 1986年商業法の構成

1986年商業法は、全7部、118条及び7つの別添からなる。同法の構成は以下のとおりである。

前部 1条～7条

第1部 商務委員会（8条～26条）

第2部 制限される取引慣行（27条～46条）

競争を実質的に制限する行為（27条～29条）

カルテル規制（30条～34条）

認可を条件として競争を実質的に制限する行為（35条、削除済）

市場支配的地位の濫用（36条～36B条）

再販売価格維持行為（37条～42条）

第2部の例外規定（43条～46条）

第3部 事業買収（47条～51条）

第3A部 競争調査（48条～51E条）

第4部 規制される商品又はサービス（52条～56M条）

第1章 総則（52条～52D条）

第2章 特定商品又はサービスの規制（52E条～52G条）

委員会の調査（52H条～52K条）

規制を課す審議会の命令（52L条～52O条）

規制の適用方法に関する委員会の決定（52P条～52Q条）

第3章 インプットメソッド（52R条～52Y条）

インプットメソッドの決定に対する不服申立て（52Z条～53条）

第4章 情報公開規制（53A条～53F条）

第5章 規制の交渉・調停（53G条～53J条）

第6章 一般/カスタマイズ価格・品質規制（53K条～53N条）

一般価格・品質経路（53O条～53P条）

⁹⁴ 3rd paragraph, Note, Commerce Act 1986

カスタマイズ価格・品質経路（53Q条～53ZA条）

インプットメソッドが変更された場合の価格・品質経路（53ZB条）

第7章 個別価格・品質規制（53ZC条）

第8章 雑則規定（53ZD条～53ZG条）

第9章 送電線サービス（54条～54X条）

第10章 ガスパイプラインサービス（55条～55K条）

第11章 空港サービス（56条～56M条）

第4A部 電気事業者に適用される規定（57D条～57ZK条、削除済）

第5部 認可及びクリアランス（58条～74条）

制限される取引慣行（58条～65D条）

事業買収（66条～69B条）

規制対象製品またはサービスに関する認可（70条～74条）

第6部 執行、救済、及び不服申立て

事業体を認可する権限（74AA条～74D条）

裁判所の管轄（75条～79条）

罰金に関する手続（79A条～79B条）

罰金に関する手続（79A条～79B条）

制限される取引慣行（80条～82E条）

事業買収（83条～85C条）

規制される商品又はサービス（86条～87C条）

一般的差止め（88条～90C条）

委員会決定に対する不服申立て（91条～97条）

第7部 雑則規定

証拠に関する権限（98条～99条）

公共サービス機関、法定機関、準備銀行、ニュージーランド警察との情報及び文書を共有する権限（99AA条～99AB条）

海外の規定当局への支援（99A条～99P条）

罰則、規制、及び手続規定（100条～118条）

イ 1986年商業法が規制する競争行為

1986年商業法が定める主な競争関連規制項目は、①競争を実質的に制限する合意、②カルテル、③市場支配的地位の濫用、④再販売価格維持行為及び⑤事業買収

の 5 種類である。ニュージーランド商務委員会（Commerce Commission New Zealand）は、それぞれの規制項目につき、規制に関するガイドラインを発行している。ガイドラインは、インターネット上で公開されており、以下のリンクからそれぞれアクセスすることが可能である。

① 競争を実質的に制限する合意（1986年商業法 27 条～29 条）

[競争を実質的に制限する合意に関するガイドライン](#)

② カルテル（1986年商業法 30 条～34 条）

[カルテルに関するガイドライン](#)

③ 市場支配的地位の濫用（1986年商業法 36 条～36B 条）

[市場支配的地位の濫用に関するガイドライン](#)

④ 再販売価格維持行為（1986年商業法 37 条～42 条）

[再販売価格維持行為に関するガイドライン](#)

⑤ 事業買収（1986年商業法 47 条～51 条）

[事業買収に関するガイドライン](#)

(ア) 競争を実質的に制限する合意

1986 年商業法は、競争を実質的に制限する目的を有する、又はそのような効果を有する若しくは効果を有する可能性の高い規定を含む合意を禁じている（1986 年商業法 27 条）。もっとも、事業パートナー間の合意（同法 44 条 1 項 a 号）、法令で特別に認められている場合（同法 43 条）、雇用契約等において一定期間同じ地域で雇用主と競合する事業を立ち上げることを禁止する条項（同法 44 条 1 項 c 号）、事業譲渡に際し売主が一定期間同じ地域で競合しない旨の合意（同項 d 号）、従業員の賃金・給与・又は労働条件に関する合意（同項 f 号）などは、競争を実質的に制限する合意の例外として、競争を実質的に制限する合意であっても認められる。

(イ) カルテル

1986年商業法は、カルテル規定を含む合意又は効力を及ぼすことを禁じている（同法30C条）。カルテル規定とは、ニュージーランドにおける商品又はサービスの提供・取得に関し、価格操作、生産制限、又は市場分割の目的、効果若しくは効果を有する可能性の高い規定を含む合意（契約、取決め、約束等）をいう（同法30A条1項）。もともと、カルテル規定を含む合意又は効力を及ぼす場合であっても、共同的活動（同法31条）、垂直的供給契約（同法32条）、共同購入・販売促進契約（同法33条）は、カルテル規定の例外として認められている。

共同的活動の例外は、単に合意の際に「共同的活動」であるという表示をすれば例外として認められるわけではなく、合意の当事者が何らかの形で事業、資産、業務を組み合わせて商業活動を行っていたり、商業活動を共同して行っている必要がある⁹⁵。

垂直的供給契約の例外は、商品又はサービスの供給者（A）とその顧客（B）がカルテル規定を含む供給契約を締結し、当該カルテル規定はAからBへの商品又はサービスの供給に関連したものである必要がある（同法32条1項a号・b号）。また、カルテル規定は、AとBの間の競争を制限するという目的が主目的であってはならない（同項c号）。

共同購入・販売促進契約の例外は、競合する買い手が、個々の買い手が独自に交渉することができそうにない条件で、商品やサービスをまとめて購入するよう手配した場合に適用される。共同購入の例外の一例として、小さな食料品店のグループが缶詰の果物を大量に注文し、ボリュームディスカウントで一括購入するような場合が挙げられる⁹⁶。

(ウ) 市場支配的地位の濫用

1986年商業法は、市場において相当程度の力を有する者は、その力を以下の目的のために利用してはならないと規定する（同法36条2項）。

- (a) 当該市場又は他の市場への他者の参入を制限すること
- (b) 当該市場又は他の市場における競争行為を防止または抑止すること

⁹⁵ https://comcom.govt.nz/data/assets/pdf_file/0023/256406/Exceptions-under-the-Commerce-Act-Fact-sheet-June-2021.pdf

⁹⁶ 上記に同じ

(c) その市場又は他の市場から排除すること

事業者が持続的に競争価格よりも高い価格を維持することができる場合、その事業者は実質的な市場支配力を有していると判断される。市場における相当程度の力の判断要素として、以下のような要素が多数該当する場合、市場における相当程度の力を有すると判断されることとなる⁹⁷。

■ 市場占有率及び既存の競争

- ・市場占有率が高い
- ・既存の競争相手が少ない
- ・競争相手が価格を下げることに協力的でない

※ 市場占有率が高いという要素のみで、必ず市場支配力があるとはならない

■ 潜在的な競争の有無

- ・潜在的な競争を見込むことができない
- ・価格が上昇したり品質が落ちたと仮定した場合でも、新たな競合が新しく参入しにくい又は既存の競合が事業を拡大させにくい
- ・新規の競合が市場に参入したり既存の競合が事業を拡大させたとしても、価格の減少が起きにくい
- ・顧客が同様の商品を海外から同様の価格で輸入しにくい

■ 買い手の購買力

- ・商品の価格が上昇した場合や品質が落ちた場合であっても、顧客がその商品を拒絶する立場にない
- ・顧客が他の供給者に乗り換えるという手段を選ぶことができない

また、市場支配的地位を「濫用」しているか否かの判断については、当該行動が、その企業が有している市場支配力の直接的な結果であるかどうかを確認することにより判断される。具体的には、その企業が実質的な市場支配的地位を有していなくても、同様の状況であれば同じように行動していたか否かを確認し、同じように行

⁹⁷ https://comcom.govt.nz/_data/assets/pdf_file/0041/89897/Taking-advantage-of-market-power-Fact-sheet-July-2018.pdf

動しなかったであろうと判断された場合、当該行動は、市場支配的地位を「濫用」していたということになる。

もともと、企業は、競合他社よりも効率的であったり、革新的であったりすることによって、市場支配力を獲得する場合も多い。そのため、単に市場支配的地位を有しているだけの場合や、高額な価格設定をしているだけの場合には何ら問題とならない。ただし、当該事業が反競争的な目的でその市場支配的地位を利用していると判断される場合、1986年商業法に反して違法となることに留意が必要である。

(エ) 再販売価格維持行為

1986年商業法は、再販売価格維持行為を禁止している（同法37条1項）。再販売価格維持行為は、商品の供給者が再販業者などの第三者に対し、当該商品を販売しなければならない指定価格を設定し、それを強制する、又は強制しようとする場合に発生する⁹⁸。再販売価格維持行為が規制される理由としては、再販業者が第三者と競争するために独自に価格を設定することを妨げる行為であることが挙げられる。商品の供給者が設定する指定価格は具体的な数字の提示である必要はなく、公式、価格の範囲設定、価格表などの方法によって指定する場合も規制対象となり得る（該当例：「商品Aを20USドル以下で販売しなければならない」、「卸売価格よりも少なくとも30%高い価格で販売しなければならない」、「推奨小売価格から10%以上の値引きを行ってはならない」、「競合他社の価格より安く売ってはならない」等）。再販売価格維持行為に該当するには、指定価格を設定するのみならず、当該価格を強制又は強制しようとする必要がある。そのため、単に商品の供給者が小売業者等の第三者に対して販売価格を推奨するに過ぎない場合（例：推奨小売価格等）は、指定価格を「強制」しているわけではないので、再販売価格維持行為には該当しない。

指定価格の「強制」は、商品の供給者と再販業者が指定価格で売却することに合意した場合のみならず、再販業者が指定価格以下で販売しないように脅したりインセンティブを与えたりするなどの間接的手法を用いた場合にも適用されうる。指定価格の強制に該当する一例としては、再販業者に対して商品を指定価格以上で販売しない限り商品を提供しないことを伝える行為（例：当該商品を20USドルで販売しない限り、今後一切の商品供給をしません）、指定価格以上の商品を販売するよ

⁹⁸ https://comcom.govt.nz/_data/assets/pdf_file/0025/96181/Resale-price-maintenance-Fact-sheet-June-2022.pdf

う説得・誘導する行為（例：もし商品を指定価格以下の価格で販売したら、貴社への卸売価格を上げることになります）、再販業者が指定された価格以上で商品を販売することに同意していない、又は再販業者が指定価格未満で商品を販売したことを理由に商品供給を差し控える行為などが挙げられる。実際に商品の供給を差し控えない場合であっても、特定の再販業者に対して他の業者よりも不利な条件で商品を供給したり、他の供給者に働きかけて商品の供給を妨げたりする場合も、商品の供給を差し控える行為に該当するため、留意が必要である。

再販売価格維持行為の実例として、コンピュータ部品及びシステムの卸業者を営む会社が再販業者に対し、6つの製品について推奨小売価格以下で販売するという宣伝を行わないよう指示したケースを紹介する。この会社は、推奨小売価格以下での販売を宣伝した場合、再販業者に対して卸売価格を引き上げると通達していた。このケースについて、商務委員会は当該会社に対して訴訟を提起し、裁判所は当該会社に対して5万ドルの罰金と訴訟費用の支払を命じた⁹⁹。

(オ) 事業買収

1986年商業法は、市場における競争を実質的に制限する効果を有する又は有する可能性が高い事業資産又は株式を取得することを禁止している（同法47条1項）。事業資産には、有形資産のみならず、知的財産権や事業運営上のノウハウ、契約上の権利等の無形資産も含まれる¹⁰⁰。かかる規制は、ニュージーランドの市場に影響を及ぼす限りにおいて、ニュージーランド国外で行われる外国企業同士の事業買収についても規制対象となる（同法4条1項）。

市場における競争を実質的に制限する効果の判断は、利用可能な資料に基づく事実評価となり、それぞれのケースごとに個別具体的な判断となる¹⁰¹。

市場における競争を実質的に制限する効果を有するか否かを確認したい者は、商務委員会に対して承認又は認可を求める通知を送付することにより、事業買収の承認（同法66条1項）又は認可（同法67条1項）を求めることができる。商務委員

⁹⁹ [https://comcom.govt.nz/news-and-media/media-releases/archive/morning-star-ordered-to-pay-\\$50,000-for-commerce-act-breach](https://comcom.govt.nz/news-and-media/media-releases/archive/morning-star-ordered-to-pay-$50,000-for-commerce-act-breach)

¹⁰⁰ P11, https://comcom.govt.nz/data/assets/pdf_file/0020/91019/Mergers-and-acquisitions-Guidelines-May-2022.pdf

¹⁰¹ P13, 同上

会は、当該買収が市場における競争を実質的に制限する効果を及ぼさない、又は及ぼす可能性がないと判断した場合、当該通知を行なった者又はその代理人に対して、当該買収を承認（同法 66 条 3 項 a 号）又は認可（同項 b 号）する。一方、当該買収が市場における競争を実質的に制限する効果を及ぼさない、又は及ぼす可能性がないと結論を下す上で疑義が残る場合、商務委員会は、当該通知を行なった者又はその代理人に対して、当該買収につき承認することができない旨の通知を送付する（同項 c 号）。商務委員会からの承認又は認可は、承認又は認可を得てから 12 か月で効果が失効する（同法 66 条 6 項 a 号、67 条 6 項 a 号）ため、事業買収を行う者は、これらの承認又は認可を得てから 12 か月以内に事業買収を実行しなければならない。

事業買収を行おうとする者は、必ずしも商務委員会への承認又は認可を求めなければいけないわけではない。しかし、承認又は認可を得ずに事業買収を進めて商務委員会が当該買収を実質的に競争を制限するものであると判断した場合、商務委員会は高等裁判所に対して当該買収が商業法違反であることを根拠に、買収の差止め請求を提起する可能性がある¹⁰²。高等裁判所が当該買収につき商業法違反であると判断した場合、事業者であれば最大 1,000 万ドル又は違反の結果生じた商業的利益の 3 倍の金額の罰金刑、個人であれば 50 万ドルの罰金刑を科される可能性がある（同法 83 条 3 項 a 号・b 号）。また、買収対象となる資産・株式の処分命令や当該買収の差止め命令、さらには損害賠償命令といった判決を下される可能性がある。そのため、事業買収を行う際には、商務委員会への承認又は認可を求めることを検討することが考えられる。

ウ 2018 年改正商業法の概要

2018 年 10 月 26 日、2018 年改正商業法が施行され、1986 年商業法の内容が一部改正された。主な改正点は以下のとおりである。

- ① 商務委員会に対する競争調査を実施する権限の付与
- ② 執行分野に関し、商務委員会が強制力のある取決めを受け入れる権限の付与

¹⁰² P15, 同上

(7) 商務委員会に対する権限の付与（競争調査の実施）

2018年改正商業法は、新たに1986年商業法に第3A部を新設し、商務委員会に対し、競争調査を実施する権限を新たに付与した。競争調査とは、商品又はサービスの供給・取得のための競争に影響を及ぼす可能性のある要因の調査と定義されている（同法48条）。商務委員会は、競争調査を行うことが公共の利益にかなうと判断した場合、商務委員会は競争調査を実施することができる（同法50条）。商務委員会は競争調査の調査結果及びもしあれば改善点の提言をまとめた最終報告書を提出しなければならない（同法51B条1項・2項）。最終報告書の勧告は拘束力を持たないが、規制の変更、市場参加者の政策や行動の変更など、市場のパフォーマンスを向上させるための様々な事項を含むことができる（同法51B条3項）。その後、担当大臣は合理的な期間内に最終報告書に回答しなければならない（同法51E条）。

(4) 商務委員会に対する権限の付与（執行に関する取決めの受入れ主体）

商務委員会は、事業買収において当該事業買収に商業法違反があるか否かを判断し、商業法違反がないと判断した場合には、当該事業買収の承認又は認可を行わなければならない（同法66条1項・67条1項）。もともと、事業買収を行う者は、事業買収のスキームに何らかの競争上の懸念がある場合、事業買収の承認を得るための条件として、競争上の懸念を解消するために特定の資産や株式を売却するという取決めをすることができる（同法69A条1項）。

2018年改正商業法は、商務委員会が有している事業買収時の取決めを受け入れる権限に加え、新たに執行に関するいかなる取決めについても受け入れる権限を付与することになった（同法74A条1項）。新たに付与された受入れ権限の対象となる取決めは、商業法違反に伴う責任を軽減するための補償金の支払約束（同法74B条1項a号）、商務委員会が訴訟遂行にかかる訴訟費用の全額又は一部の支払約束（同項b号）等が含まれる。

商務委員会と取決めをした者が当該取決めに違反した場合、商務委員会は、高等裁判所に対して、取決めに遵守するよう命じる命令、違反行為に起因する直接的又は間接的な損害賠償を国家や第三者に支払わせる命令、その他裁判所が適切と考える命令のいずれかを出すように申請することができる（同法74C条1項・2項）。

第2章 現地における日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方

第1 日本企業が直面する法的問題の実態

1 日本企業向けアンケートの実施

報告者は、ニュージーランドにおける日系企業及び在留邦人がどのような法的問題に直面しているのか、そしてそれらの問題にどのように対応しているのかを把握するため、日系企業、在留邦人、その他ニュージーランドでの日系企業・在留邦人の活動を支える支援機関等を対象として、各種アンケートやヒアリングを実施した。本章では、報告者が実施した調査を通じて得ることができた、ニュージーランドにおける日本企業及び在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方について報告する。

2 日系企業の進出状況

外務省の公表している海外進出日系企業拠点数調査によると、令和3年10月1日現在、ニュージーランドに進出している日系企業の拠点総数は194社である¹⁰³。また、日系企業が会員として参加している在ニュージーランドの商工会を見ると、オークランドにはオークランド日本経済懇談会（通称「二水会」）¹⁰⁴、ウェリントンにはウェリントン日本人商工会議所がそれぞれある。令和5年3月1日現在の二水会の会員企業数は52社（73名）であり、ウェリントン日本人商工会の会員企業数は11社（14名）である¹⁰⁵。

アンケート結果によると、ニュージーランドへ進出している企業の事業形態として最も多いのは株式会社であり、75%を超える企業が株式会社の形態をとっている（別紙1、Q1）。また、出資形態は自社による100%出資が87.9%を占めている（同、Q2）。外務省の海外進出日系企業拠点数調査によると、ニュージーランド

¹⁰³ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html

¹⁰⁴ <http://nisuikai.nz>

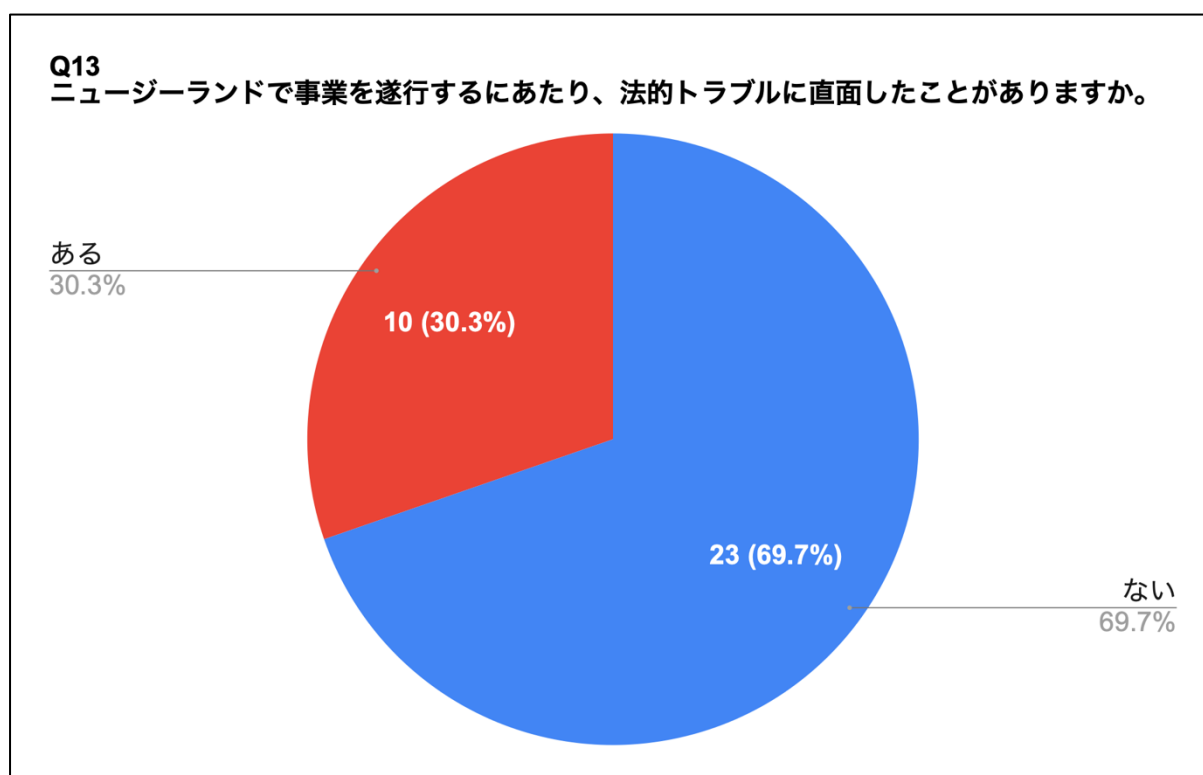
¹⁰⁵ 別紙3。両商工会議所への参加企業が2社（3名）存在し、当該2社はそれぞれの商工会議所へのカウント数に入れている。

に進出している 194 社のうち、本邦企業が 100%出資した現地法人又は支店は 100 社である¹⁰⁶。日本人がニュージーランドで事業を開始した企業も 75 社存在する。

3 法的問題の実態

報告者は、日系企業が直面する法的問題の実態を把握するために、日系企業に勤める知人等にアンケートへの回答を依頼した。また、二水会及びウェリントン日本人商工会議所に協力を依頼し、各会員に対してメーリングリストを通じてアンケートの回答を依頼していただいた。その結果、33 社からの回答を得ることができた。アンケート項目及びアンケートの回答・集計結果は別紙 1 のとおりである。以下では、アンケート調査において、具体的に挙げられた法的問題に起因する支障について、報告する（◆のタイトルは当職によるもので、主な回答を抜粋）

まず、ニュージーランドで事業を遂行するにあたり、法的トラブルに直面したことがあるかというアンケートに対し、3 割を超える日系企業が「ある」と回答した（別紙 1、Q13）。



¹⁰⁶ 前記注釈参照。

次に、法的トラブルに直面したことが「ある」と回答した企業のうち、具体的に生じた支障につき尋ねたところ、以下のような回答があった（別紙 1、Q11）。

Q11 具体的に生じた支障があれば、差し支えない範囲内でご記入ください（主な回答を抜粋）。

- ・ DOC¹⁰⁷が指定している範囲や価格等が曖昧
- ・ 少数民族への配慮や環境規制が厳しい
- ・ 法律自体は明確だが、実際の適用が難しい

上述のアンケート結果からは、法律の実際の適用の問題や、ニュージーランド特有の少数民族に対する配慮、環境規制といった点に苦慮している日系企業が存在することが分かる。

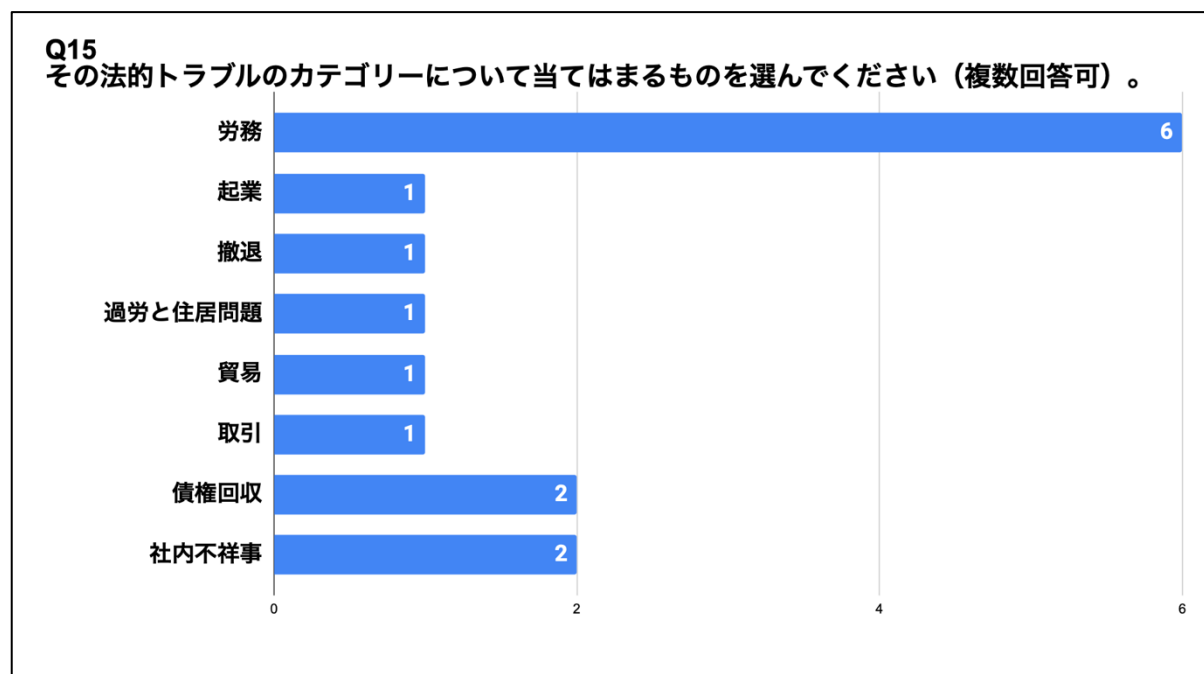
次に、法的トラブルの内容としては、以下のような回答結果が得られた。

Q14 法的トラブルの内容及びその解決策について、できるだけ具体的にご記入ください（主な回答を抜粋）。

- ・ 労働安全衛生に関する事案
- ・ 起業用ビザの取得ルール変更
- ・ 当地弁護士に対応を依頼
- ・ 従業員からの訴え、弁護士とともに反証を丁寧に全て提示解決
- ・ 会社内の盗難事件
- ・ 従業員との金銭トラブル

¹⁰⁷ Department of Conservation (ニュージーランド自然保護局)

上述のアンケート結果からは、実際に直面している法的トラブルの内容として、ビザに関する問題、盗難事件や金銭トラブルなどの社内不祥事の問題、労働安全衛生に関する問題などが挙げられている。法的トラブルについて類型化すると、労務関連のトラブルが多いことが分かる（別紙1、Q15）。



第2 在留邦人が直面する法的問題の実態

1 在留邦人の数

旅券法の定めにより在外公館（日本国大使館・総領事館）に届け出されている在留届によると、2022年10月時点におけるニュージーランドの在留邦人数は、1万9730人であり、国別在留邦人数の世界第15位である¹⁰⁸。

もともと、在留届を提出していない在留邦人も一定人数いると考えられることから、実際には、より多くの邦人が在留しているものと考えられる。

また、増減率で見ると、2021年におけるニュージーランドの在留邦人数は2万430人であったところ、1年で700人減少している¹⁰⁹。ニュージーランドの邦人数は、ピークであった2019年の2万2047人を境に減少に転じており、少なからず新型コロナウイルスによる入国制限や渡航自粛の影響があるものと思われる。

¹⁰⁸ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100436737.pdf>

¹⁰⁹ 同上

2 法的問題の実態

(1) 在留邦人へのアンケート

報告者は、在留邦人が直面する法的問題の実態を把握するために、主に知人を通じてニュージーランドに滞在する邦人に直接コンタクトを取り、アンケートへの回答を依頼した。また、在ニュージーランド日本国大使館、カンタベリー日本人会などに協力を依頼し、メーリングリストを通じてニュージーランドに滞在している在留邦人に対して告知をしていただいた。その結果、140名からの回答を得ることができた。アンケート項目及びアンケートの回答・集計結果は別紙2のとおりである。以下、アンケートの回答結果について抜粋する（◆のタイトルは報告者によるもので、主な回答を抜粋）。

Q4 ニュージーランドでの生活において、不快なことやストレスを感じるがあればご記入ください。

◆物価（21人）◆

- ・家賃が高い
- ・物価の高騰・インフレ

◆人種差別（15人）◆

- ・時々人種差別的な扱いや態度を受けること
- ・白人からのアジア人に対する人種差別
- ・田舎に多い人種差別的対応
- ・移民だと不当に扱われることがある

◆医療（14人）◆

- ・日本のように耳鼻科、眼科、皮膚科等の専門医に気軽に診てもらえるシステムがなく、町医者は専門的なことになると経験と知識を持っているか不安
- ・都市部にしか総合病院がないため、地方在住の場合は医療アクセスが悪い
- ・コロナによる人手不足で病気になったら早期に対応してもらえない
- ・病院のシステムや医療がとても乏しい
- ・受診時の待ち時間（期間）が長い

・専門医の予約がとれない

◆文化、考え方の違い（13人）◆

・ニュージーランド人の自己中心的考え方、職場でチームワークがあまり望めないこと

・ニュージーランド人がおおらか過ぎて雑に感じる時がある

・文化が違う人達との間でのやり取りなどが難しい

・同僚達が片付けや掃除が出来ないこと

・文化的、公共衛生のスタンダードの違い

・時間にルーズ

・色んな事が全てネット化の傾向にある

・マオリ語を押し付けられること

◆言語（11人）◆

・現地の人とのコミュニケーション

・言葉の壁

◆治安（4人）◆

・窃盗等が多く、日本の生活と比べてだが、防犯の点でストレスを感じることもある

・ギャング、若者の暴力的な行動、危険な運転等

◆ビザ（3人）◆

・ビザの更新

・ビザについて

◆生活（8人）◆

・住居問題

・公共交通機関の運行が不安定

・ローン利率

・歯科医院やプライベート医療費が高い

◆就職、仕事（7人）◆

- ・日本での職歴等を生かしての、ニュージーランド企業での就職は難しい
- ・仕事がいい加減
- ・英語が堪能でないため希望の職に就けない
- ・給与が安い
- ・労働問題

◆サービスの質（6人）◆

- ・サービス業のレベルが低い
- ・バスの時間が大幅にずれる
- ・担当者休暇中だと全て停滞すること
- ・カスタマーサービスの対応の悪さ

◆国内情勢、現地政府への不満（6人）◆

- ・日本人は少数派で享受出来る支援は稀
- ・アジア系住民に対する不十分な社会参画及び地位向上の機会
- ・ロックダウン等の政府への権力の集中
- ・ワクチン強制、義務化

◆不便性（11人）◆

- ・オークランドまで行く乗継便の連携が悪いので、ニュージーランドから出入国が不便
- ・他の国から離れているため資材や大型電気製品の調達が遅い
- ・移動距離
- ・娯楽が少ない
- ・ショッピングモール等が少ない
- ・日本食材の購入

◆気候（2人）◆

- ・冬の気候が荒れやすく、暗い
- ・夏でも寒いときがある

◆教育（4人）◆

- ・日本語を教えてくれる小学校がないこと
- ・子供の教育レベル

◆その他（困った点がないという回答を含む、15人）◆

- ・コミュニティが成熟しており、人々の意識がリベラルなので、日本社会に暮らすような閉塞感や差別感が感じられず快適
- ・日本の年金をもらおうとニュージーランドの年金が減額または無支給になること

在留邦人がニュージーランドでの生活で日頃ストレスを感じている内容として最も回答数が多かったのは物価の高さであった（21名が回答）。特に、家賃の高さや賃借物件への不満（古いのに高い、家賃に見合った物件が少ない等）が多く挙げられた。

次に多く挙げられた不満としては人種差別であった（15名が回答）。アジア人として人種差別的発言や行動を受けることがあるという回答のほか、危険な目に遭ったという回答や、特に子供の安全が心配であるという回答も見受けられた。

3番目に多く挙げられた不満は医療体制の脆弱性であった（14名が回答）。都市部にしか総合病院がなく、地方の町医者は専門的知見を持っているか不安であるという回答や、受診までに待たされる時間が非常に長く、予約すら取ることが難しいといった回答も見られた。このように病気や怪我をした際の医療制度への不満を持つ在留邦人も少なくないことが分かった。

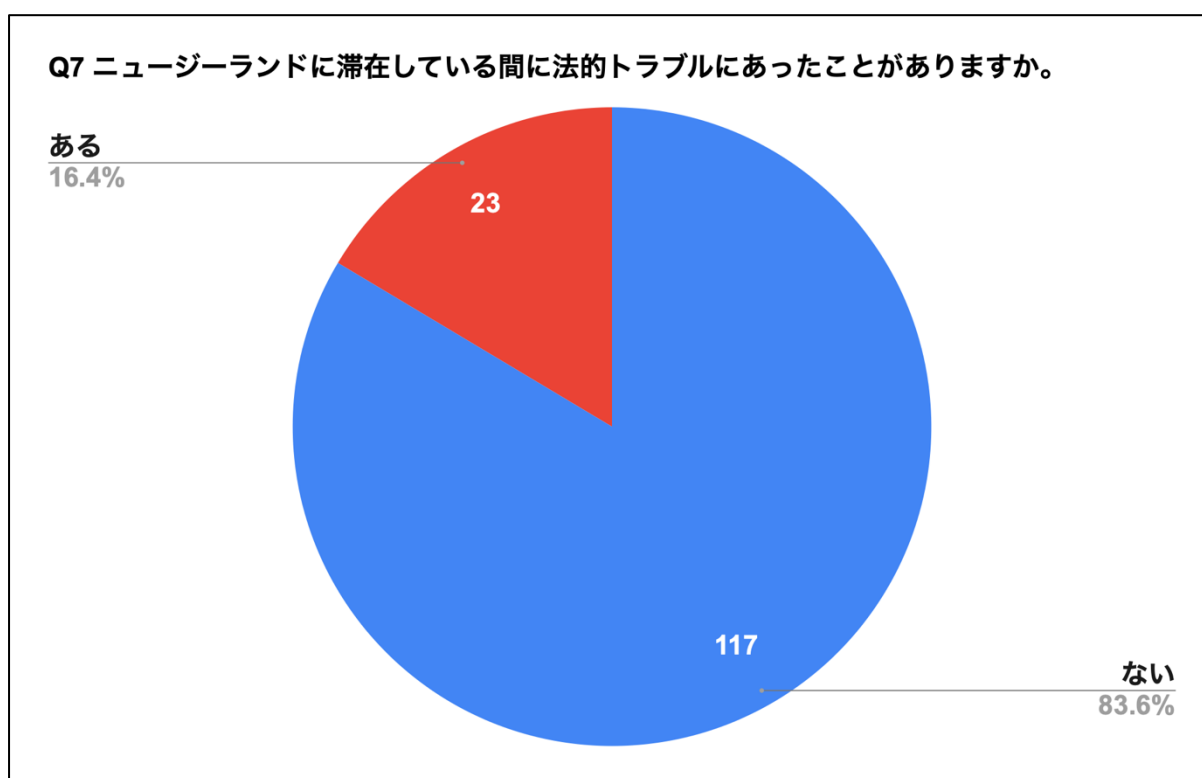
4番目に多い不満点は文化の違いや考え方の違いであった（13名が回答）。一般的に考え方の違いで仕事上のストレスを感じることもあるといった回答や、具体的な文化の違い（商習慣、時間、公衆衛生、省人化、性格等）を指摘して現地での適応に苦慮する場面があるという回答があった¹¹⁰。

5番目に多い不満点は言語に関するものであった（11名が回答）。ニュージーランドの公用語が英語であるため、英語能力が限られ、コミュニケーションが自由闊達にできない結果生じるストレスやコミュニケーション不足を感じる方も多いことが分かった。

¹¹⁰ 別紙2、Q6（質問：ニュージーランド人の考え方について、理解できないと思う点があればご記入ください）も併せて参照されたい。

他にも、ショッピングモールや娯楽施設が少ないなどの不便性（11名が回答）、居住環境の問題や公共交通機関の運行が不安定であること等の日常生活における不便性（8名が回答）、安月給や希望した職に就くことができないといった就職や仕事に対する不満（7名が回答）、カスタマーサービスの対応の悪さなどのサービスの質に関する不満（6名が回答）等が挙げられた。

次に、ニュージーランドに滞在している間に法的トラブルに巻き込まれた経験があるか否かについてのアンケートを取ったところ、回答者 140 人のうち 117 人（83.6%）は法的トラブルに巻き込まれたことがないと回答した一方、23 人（16.4%）が法的トラブルに巻き込まれたことがあると回答した（別紙 2、Q7）。



また、法的トラブルに巻き込まれたことがあると回答した人に対し、差し支えない範囲で具体的なトラブルの内容について尋ねたところ、以下のような回答があった（別紙 2、Q8）。

Q8 法的トラブルの内容とその際にとった対応策を差し支えない範囲内で、具体的にご記入ください（◆のタイトルは報告者によるもので、主な回答を抜粋）。

◆会社関係のトラブル（6名）◆

- ・ハラスメントを受け、またその職場がニュージーランドの就労制度を守っていなかったため、弁護士に相談した
- ・労災後の職場復帰過程における上司の嫌がらせ

◆家庭内暴力・離婚（5名）◆

- ・家庭内暴力
- ・離婚訴訟における、養育権利、財産分与などで家庭裁判所の DV 相談システムにより弁護士を紹介してもらい、Legal Aid や Children's Lawyer などのサポートを受けた

◆人種差別のトラブル（4名）◆

- ・人種差別的暴行を受けた
- ・人種差別的なトラブル

◆金銭トラブル（3名）◆

- ・賃金支払い遅延
- ・金銭面でのトラブル

◆交通違反（3名）◆

- ・駐車違反等

◆ビザ関連（2名）◆

- ・移民局がビザの延長を急遽発表し、またその詳細の発表が不十分
- ・子供のビザが不明確

◆住宅トラブル（2名）◆

- ・賃貸住宅の更新について、大家の権限が非常に強い

◆取引先とのトラブル（1名）◆

- ・取引会社と問題になり、簡易申立てをした

◆盗難・窃盗（1名）◆

- ・窃盗被害に遭った

◆その他（1名）◆

- ・法解釈の相違

上述のトラブルの具体的内容で最も多かった回答は、会社関係のトラブルであった。在留邦人へのアンケートという建付けではあるが、上司からのハラスメント等が挙げられた。

次に多かったトラブルとしては、家庭内暴力・離婚が挙げられる（5名が回答）。ニュージーランド人と結婚したものの家庭内暴力に悩まされるトラブルや、配偶者による子どもへの家庭内暴力に起因する裁判といった具体的なトラブル内容が記載されていた。

3番目に多かったトラブルとしては、人種差別にまつわるトラブルが挙げられる（4名が回答）。人種差別にまつわるトラブルについては日系企業へのアンケートでも複数名の回答があったが、在留邦人へのアンケートでも複数名がトラブルとして回答していた。中には「身体や財物への危険な実害も生じているようなものもあった。

その他のトラブルとしては、金銭トラブルや交通違反（それぞれ3名が回答）、ビザ関連や住宅にまつわるトラブル（それぞれ2名が回答）などが挙げられた。

第3 日系企業及び在留邦人が直面する法的問題への対処の実情（在り方）

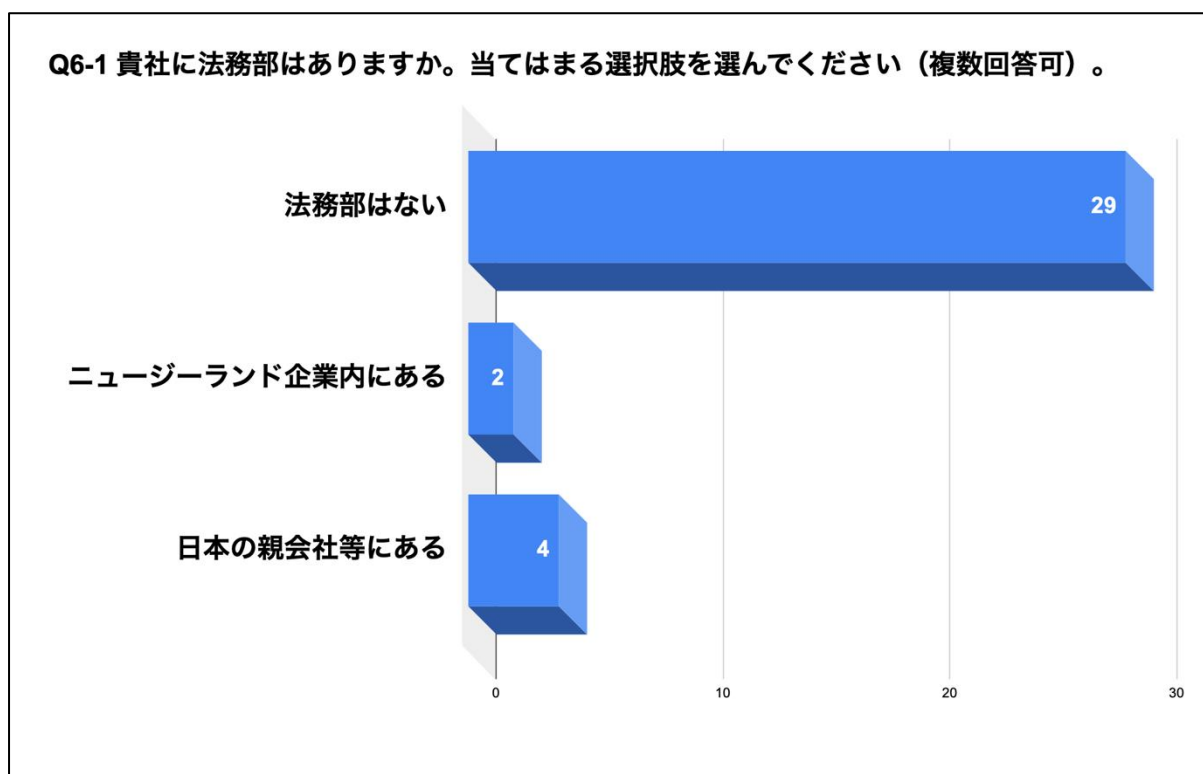
1 弁護士の活用状況

(1) 日系企業

前述のアンケートによると、日系企業がニュージーランドで直面する問題としては、法律の実際の適用の問題や、ニュージーランド特有の少数民族に対する配慮、環境規制といった問題が多いということが分かった。報告者は、このような法的問題に直面した日系企業が、法律事務所や弁護士をどのような場面で活用しているかについてアンケートを実施した。なお、アンケート項目及び回答結果については、別紙1を参照されたい。

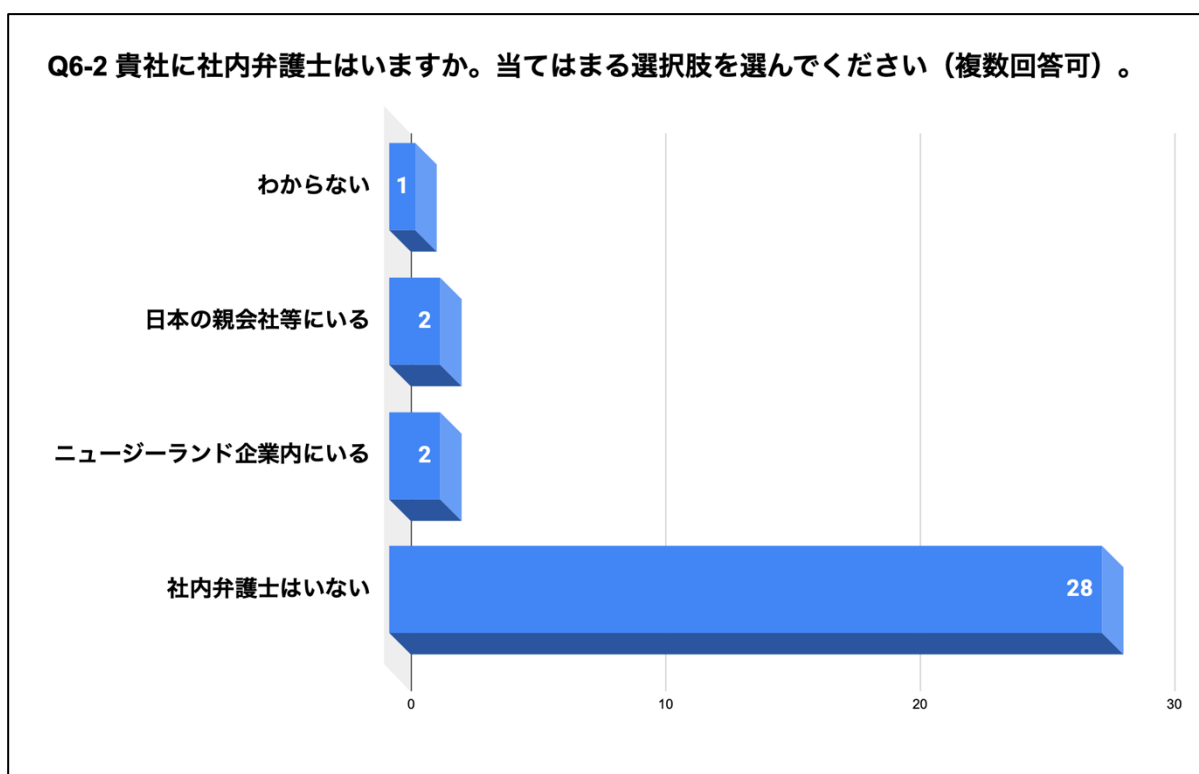
ア 社内法務体制（別紙1-Q6-1）

まず、自社に法務部が存在するか否かについてアンケートを行ったところ、日本の親会社等に法務部が存在すると回答したのは33企業中4企業（約12.1%）、ニュージーランド国内に法務部が存在すると回答したのは33企業中2企業（約6%）であった。そして、社内に法務部が存在しないと回答した企業は33企業中29企業であり、約87.9%の日系企業は法務部を有していないことが分かった。



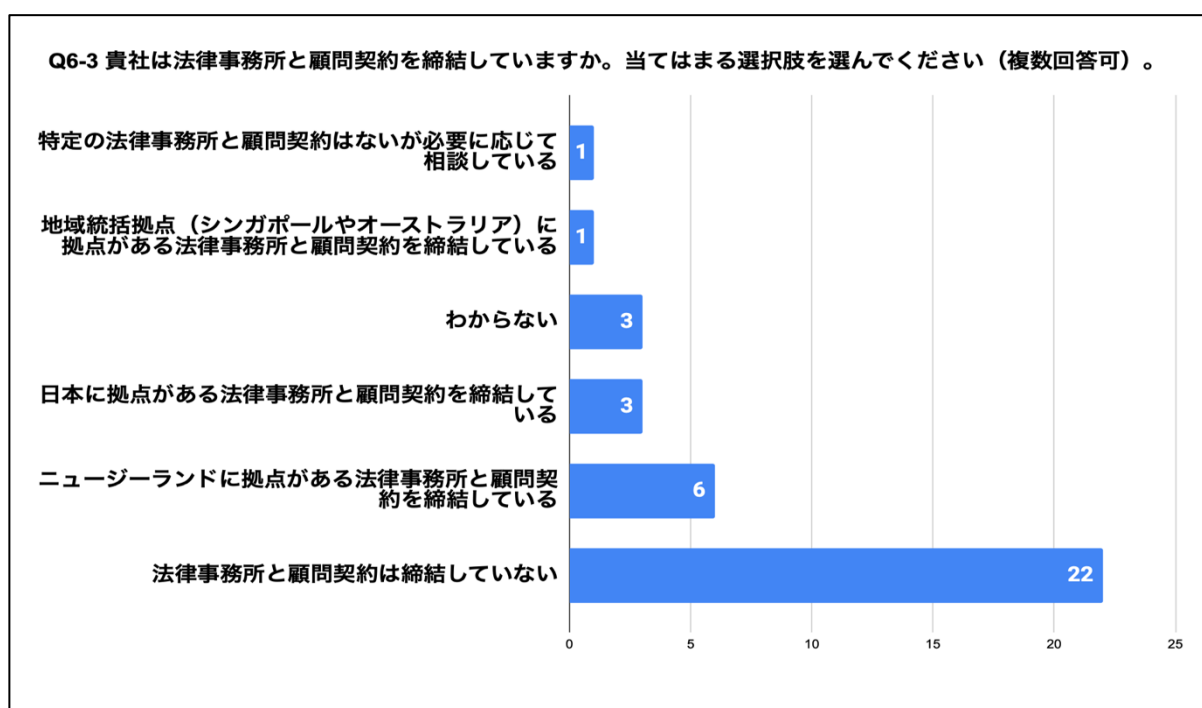
イ 社内弁護士の存在（別紙1-Q6-2）

次に、社内弁護士がいるか否かについてアンケートを行ったところ、「社内弁護士はいない」と回答した企業が33企業中28社と最も多く、全回答の約84.8%を占めた（なお、「分からない」と回答した企業が1社あったが、当該企業は「法務部が存在しない」と回答した企業であったため、社内弁護士を有していないことが想定される）。ニュージーランド国内又は日本の親会社等に社内弁護士を有していると回答した企業はそれぞれ33企業中2企業（全回答の約6%）であり、極めて少数であるということが分かる。



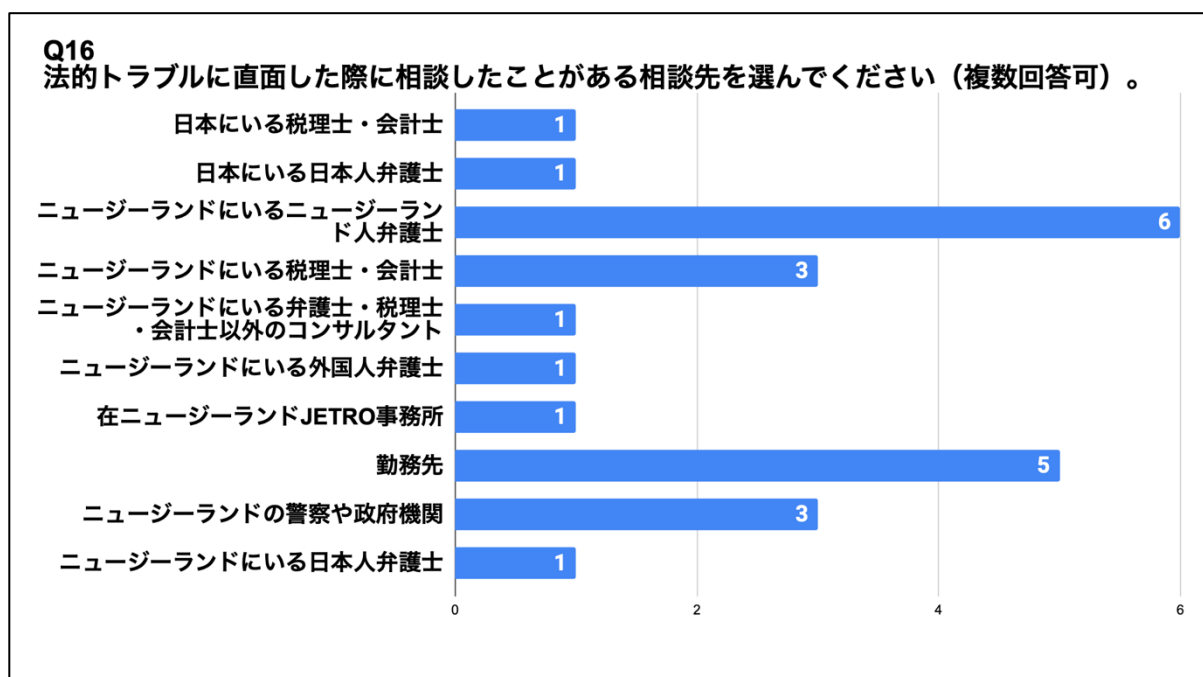
ウ 法律事務所との顧問契約（別紙1 - Q6-3）

次に、日常的に生じる法的問題に対応するため、法律事務所と顧問契約を締結しているか否かにつきアンケートを行ったところ、「法律事務所と顧問契約は締結していない」という回答が33企業中22企業と最も多く、約66.6%にのぼった。次に多かった回答は「ニュージーランドに拠点がある法律事務所と顧問契約を締結している」という回答で、33企業中6企業（約18.2%）であった。また、「日本に拠点がある法律事務所と顧問契約を締結している」という回答も3企業（約9%）存在し、一定割合を占めていた。



エ 弁護士の活用状況

弁護士の活用状況を調査するために、法的トラブルに直面した際に相談したことがある相談先についてアンケートを行ったところ、法的トラブルに直面したことがあると回答した 10 名のうち、最も多かった回答は「ニュージーランドにいるニュージーランド人弁護士」で 6 名（全回答の 60%）、次に多かった回答は「勤務先」で 5 名（全回答の 50%）であった（別紙 1、Q16）。ニュージーランドに進出している日系企業は社内弁護士や顧問契約を締結している法律事務所も多くなく、実際に法的トラブルに直面した際には、ニュージーランドにいるニュージーランド人弁護士や勤務先に相談をする企業が多いことがうかがえる。

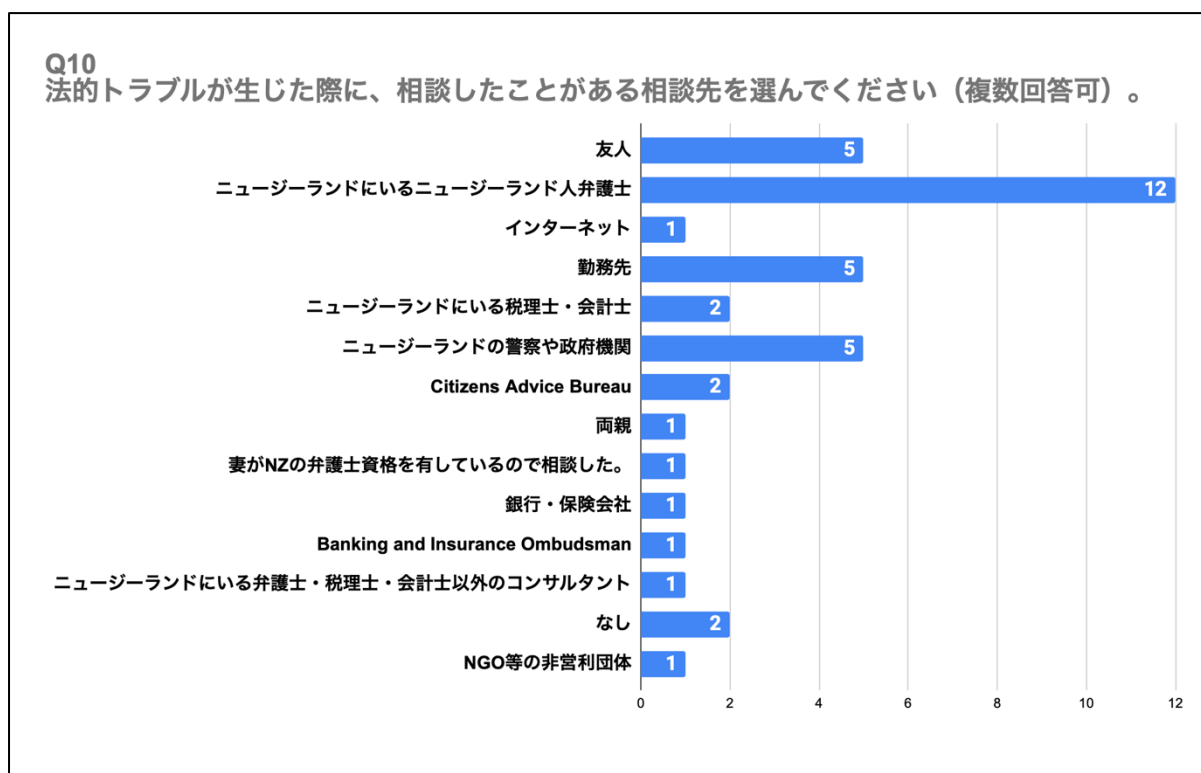


(2) 在留邦人

本章第2で見てきたとおり、在留邦人がニュージーランドで抱える問題としては、会社関係のトラブル、家庭内暴力又は離婚、人種差別のトラブル、金銭トラブル、交通違反、ビザ関連、住宅トラブル等が存在している。報告者は、このような法的問題に直面した在留邦人が、法律事務所や弁護士をどのような場面で活用しているかについてアンケートを実施した。なお、アンケート項目及び回答結果については、別紙2を参照されたい。

ア 弁護士の活用状況

法的トラブルが生じたことのある在留邦人23名（別紙2、Q7）を対象に、トラブルの相談先についてアンケートを行ったところ、過半数の12名が「ニュージーランドにいるニュージーランド人弁護士」に相談したことがあると回答した（別紙2、Q10）。その他の相談先としては、「友人」、「勤務先」、「ニュージーランドの警察や政府機関」がそれぞれ5名ずつであった。当該アンケート結果からは、在留邦人にとって、法的トラブルが生じた際の相談先としてニュージーランドにいるニュージーランド人弁護士が多数であり、他には身近に頼ることができる友人や勤務先が続く状況であることが分かった。



2 支援機関へのアンケート及びヒアリング

実際に日系企業及び在留邦人がニュージーランドで直面している法的問題への対応について、支援機関にアンケート及びヒアリングを実施したので、以下概要を報告する。なお、各支援機関の具体的支援内容や詳細なアンケート及びヒアリング内容については、別紙3を参照されたい。

(1) 在ニュージーランド日本国大使館

ア 相談件数及び相談内容

在ニュージーランド日本国大使館に寄せられる法的問題に関する相談は、日系企業と在留邦人がそれぞれ年に数件程度である（別紙3、第1「1」）。そのため、「法律の相談自体、案件を一つ一つ思い出せるくらい少ない件数ではある」とのことである（別紙3、第1「2」質問事項②）。相談の具体的内容としては、日系企業からは駐在員のビザ取得に関する支援の相談がある（同、第1「1」）一方、在留邦人からは、滞在資格、身分関係、不動産関連、取引関連が多い（同質問事項①）。

イ 相談に対する対応方法

在ニュージーランド日本国大使館は、本省からの指示により、生半可な法的助言は控えているとのことである。そのため、現地の法律に詳しい弁護士を紹介すべきという対応方針を採用している。この方針をしっかりと守り、良い弁護士やカウンセラーを一人でも多く発掘するという姿勢に努めている。法律の内容につき中途半端なことは言えないので、企業の顧問弁護士がいなければ、つてがないかなどを聞きつつ、紹介できるところがあるかどうかというスタンスを取っている。

(2) JETRO オークランド事務所

JETRO オークランド事務所に寄せられる法的問題に関する相談は、年に1件程度である。また、相談に対する対応方法としては、「年1回更新している弁護士・会計士リストを提供」することにより対応している（別紙3、第4）。

(3) 二水会/ウェリントン日本人商工会議所

二水会及びウェリントン日本人商工会議所は、日本企業又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口を設けていない。その理由として、各商工会議所は、「需要がないから」と回答している。在ニュージーランドの商工会議所に

寄せられる法律問題に関する相談がそもそも極めて少ないことがうかがえる（別紙3、第2、第3）。

第3章 日本の法曹有資格者がニュージーランドで提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズのボリューム

第1 はじめに

本章では、前章で報告したような法的問題が存在することを前提に、日本の法曹有資格者がニュージーランドで提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズのボリュームについて、調査・分析を行った結果を報告する。

第2 ニュージーランドにおける法律サービスについての法規制

1 ニュージーランドにおける法律サービスに関する法規制

日本の法曹資格者を含む外国法弁護士がニュージーランド国内でいかなる活動ができるかを検討するため、ニュージーランド法弁護士及び外国法弁護士に対する規制を調査したので、以下のとおり報告する。

ニュージーランド法弁護士及び外国法弁護士に対する主な規制として、以下の法律及び関連法令が存在する。

- (1) 2006年法曹及び不動産譲渡専門弁護士法¹¹¹ (Lawyers and Conveyancers Act 2006、以下「2006年ニュージーランド弁護士法」)
- (2) 2008年法曹及び不動産譲渡専門弁護士法(弁護士：行為及び顧客ケア)規則¹¹² (Lawyers and Conveyancers Act (Lawyers: Conduct and Client Care) Rules 2008、以下「2008年ニュージーランド弁護士法規則」)。
- (3) 2008年ニュージーランド法教育審議会法学専門家試験規則¹¹³ (New Zealand Council Of Legal Education Professional Examinations In Law Regulations 2008、以下「2008年ニュージーランド法学専門家試験規則」)

¹¹¹ <https://www.legislation.govt.nz/act/public/2006/0001/latest/DLM364939.html>

¹¹² <https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0214/latest/DLM1437806.html>

¹¹³ https://www.nzcle.org.nz/Docs/Prof_Exam_in_Law_Regs_2008.pdf

- (4) 2002 年法律専門職課程および評価基準規則¹¹⁴ (Professional Legal Studies Course And Assessment Standards Regulations 2002、以下「2002 年法律専門職課程基準」)

2 ニュージーランド法弁護士に関する規制

2006 年ニュージーランド弁護士法は、ニュージーランドにおける法律業務及び不動産譲渡業務に対する信頼の確保を念頭に、これらのサービスを楽しむ市民を保護するとともに、法曹の地位及び不動産譲渡専門弁護士という職業を確立することを目的として制定された (2006 年ニュージーランド弁護士法 3 条)。2006 年弁護士法には、ニュージーランド法弁護士になるための要件やニュージーランド弁護士会の組織体制、さらには弁護士の懲戒等の規定も含まれており、ニュージーランドにおける弁護士業務全般に関しての大枠を定める規定となっている。

(1) ニュージーランド法弁護士になるための要件

ニュージーランド法弁護士として実務を行うためには、原則として、以下の項目を全て充足する必要がある¹¹⁵。必要となる要件のうち、以下では大学の学士号及び専門職法務研究課程について説明する。

- ア ニュージーランドの大学¹¹⁶の学士号 (Bachelor of Laws) を取得すること。
- イ 専門職法務研究課程 (Professional Legal Studies Course) を修了すること。
- ウ ニュージーランド法教育審議会 (New Zealand Council of Legal Education) が発行する修了証明書を取得すること。

¹¹⁴ https://www.nzcle.org.nz/Docs/Course_Assess_Stand_Regs.pdf

¹¹⁵ <https://www.lawsociety.org.nz/starting-as-a-lawyer/joining-the-legal-profession/admission/>

¹¹⁶ 1989 年教育法 (Education Act 1989) に定められたニュージーランド国内の大学は、オークランド大学 (University of Auckland)、カンタベリー大学 (University of Canterbury)、リンカーン大学 (Lincoln University)、マッセー大学 (Massey University)、オタゴ大学 (University of Otago)、ワイカト大学 (University of Waikato)、ビクトリア大学ウェリントン校 (Victoria University of Wellington) の計 7 大学である (同法別紙 13 第 1 部)。現在、法学士号を取得することができる大学は、マッセー大学を除いた 6 大学である。

エ ニュージーランド法曹協会（New Zealand Law Society）が発行する人格適正証明書を取得すること。

オ ニュージーランド高等裁判所の法廷弁護士及び事務弁護士名簿に登録されること。

カ ニュージーランド法曹協会が発行する最新の実務証明書（practicing certificate）を保持していること。

ア ニュージーランドの大学の学士号（Bachelor of Laws）を取得すること

ニュージーランド法弁護士になるためには、ニュージーランド国内の大学の学士号を取得することが一つの要件となっている。もっとも、ニュージーランド国内の大学以外の大学等において法学士の学位または同等の資格を取得した者は、ニュージーランド法教育審議会に対し、当該学位がニュージーランド国内の大学の法学士の学位の全部または一部に相当するという決定を申請することができる（2008年ニュージーランド法学専門家試験規則8条1項）。

イ 専門職法務研究課程（Professional Legal Studies Course）を修了すること

2つ目の要件として、専門職法務研究科（Institute of Professional Legal Studies¹¹⁷）又は法科カレッジ（College of Law）が提供する専門職法務研究課程を修了する必要がある。専門職法務研究課程は、公共の利益のために、法律の学位に加えて、法廷弁護士や事務弁護士としての実務を開始する前に十分な技能及び知識をつけることが必要であるという要請のもと設けられたプログラムである（2002年法律専門職課程基準1条1項）。専門職法務研究課程は、週5日制の全日制課程の場合、13週間で全課程が修了し、全日制課程以外の場合、最低455時間のプログラムを受講する必要がある（2002年法律専門職課程基準3条1項）。専門職法務研究課程においてガイドラインとして推奨されているカリキュラム及び時間配分は以下のとおりである（2002年法律専門職課程基準3条4項）。

① 法律相談（最低23時間）

② 事実の調査・分析（最低28時間）

¹¹⁷ <https://www.ipls.org.nz>

- ③ 書面作成（最低 33 時間）
- ④ 起案（最低 33 時間）
- ⑤ 交渉（最低 20 時間）
- ⑥ 調停（最低 5 時間）
- ⑦ 支援活動（最低 55 時間）
- ⑧ 問題解決（最低 28 時間）
- ⑨ 実践的な法的調査・分析（最低 10 時間）
- ⑩ 事務所及び個人管理（最低 15 時間）
- ⑪ 弁護士職業倫理（最低 20 時間）

(2) ニュージーランド法弁護士以外の者が禁止されている行為

ニュージーランド法弁護士でない者は、ニュージーランド国内で「弁護士」¹¹⁸と名乗り、法律サービスを提供することが禁止されている（2006 年ニュージーランド弁護士法 21 条 1 項）。法律サービスとは、ある人物が他人のために法律業務を遂行することによって提供するサービスを意味する（同法 6 条「legal services」）。また、法律業務とは、以下の 6 項目を含む業務を指す（同条「legal work」）。

- ① ニュージーランド法弁護士の専門分野（以下参照）
- ② 法律上又は衡平法上の権利、義務に関する法的助言
- ③ 法律上又は衡平法上の権利、義務の創出若しくは証拠となる文書作成又は審査
- ④ 法律上又は衡平法上の不動産に関する所有権の創出、移転、譲渡、消滅又は抵当権設定等
- ⑤ 調停、和解又は仲裁サービス
- ⑥ ①ないし⑤に付随して発生する一切の業務

このように、法律上の権利、義務に関する法的助言や文書作成・審査業務が広く法律業務に含まれており、ニュージーランド国内でこれらの法律業務を弁護士と名乗って提供することは禁止されている。

¹¹⁸ ここでの「弁護士」は、「lawyer」のみならず、「law practitioner」、「legal practitioner」、「barrister」、「solicitor」、「barrister and solicitor」、「attorney-at-law」、「counsel」なども含まれる。

また、直接弁護士と名乗らない場合であっても、法律に関する有資格者であったり専門知識を有していると第三者に対して信じさせることを意図するような言葉、文字又は記号を使用することも禁止されている（同法 22 条 2 項）。

(3) ニュージーランド法弁護士の専門分野

2006 年ニュージーランド弁護士法は、ニュージーランド法の資格を有する弁護士以外が行うことが許されない業務分野を以下のとおり規定している（2006 年ニュージーランド弁護士法 6 条）。

- ① ニュージーランドの裁判所や審判所への提訴を決定若しくは検討している者又は提訴を受けて被告となる可能性がある者に対して法的助言を行うこと
- ② ニュージーランドの裁判所や審判所において他者のために出廷すること
- ③ ニュージーランドの裁判所や審判所における手続に関与する者を代理すること
- ④ 1976 年財産（関係）法第 21F 条（※）又は他の法律の規定により、弁護士によって実行されることが要求されている行為を履行したり、法律上の助言を行うこと

※ 1976 年財産（関係）法 21F 条

一定の要件を満たさない限り無効となる契約

(1) 第 21H 条に従い、第 21 条、第 21A 条又は第 21B 条の下で締結された契約は、(2)から(5)に定める要件に従わなければ無効である。

(2) 合意は、書面により、両当事者によって署名されなければならない。

(3) 契約の各当事者は、契約に署名する前に、独立した法律上の助言を受けなければならない。

(4) 契約書の各当事者の署名は、弁護士が立ち会わなければならない。

(5) 証人として当事者の署名に立ち会った弁護士は、当事者が契約に署名する前に、その当事者に契約の影響と意味を説明したことを証明しなければならない。

上述の規定からも分かるように、裁判所や審判所の手続に関する法的助言や代理行為などは、ニュージーランド法弁護士の専権として規定されている。また、法律に弁護士の関与が必要とされている場合にも、弁護士以外の者がかかる行為を行うことが許されていない。弁護士又は弁護士法人でない者が利益又は報酬のために上

述の業務を行なった場合、2006年ニュージーランド弁護士法違反となる（同法 24 条 1 項）。

3 外国法弁護士に対する規制

(1) 外国法弁護士がニュージーランドで提供できる法律サービス

日本法有資格弁護士を含む外国法弁護士に関する規制については、2006年ニュージーランド弁護士法が規定している。同法は、外国法の弁護士資格を有している者について、ニュージーランド国内で以下の法律業務を行うことを認めている（2006年ニュージーランド弁護士法 25 条 1 項）。

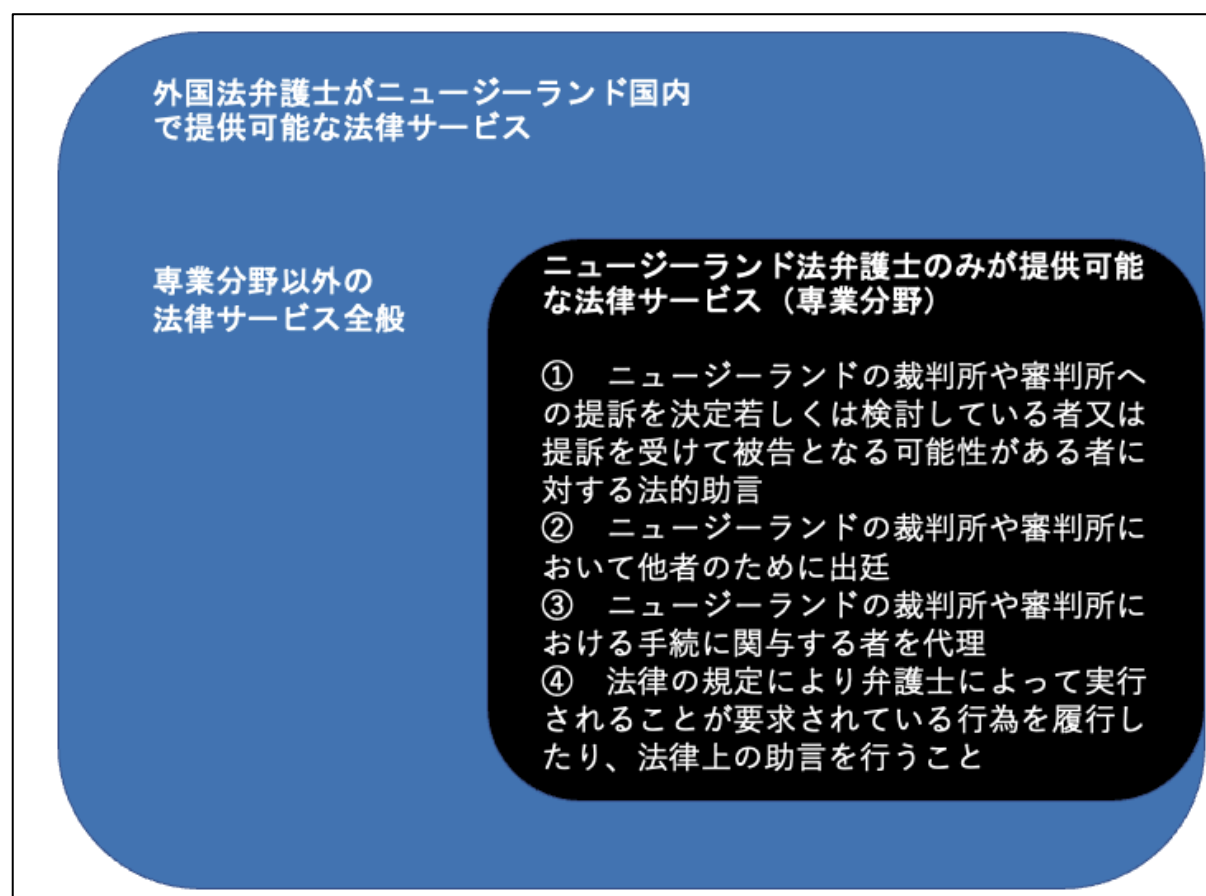
- ① ニュージーランド法有資格弁護士の専門分野以外の法律サービスの提供
- ② ニュージーランドにおける外国法に関するサービスの提供
- ③ ニュージーランドにおける国際法に関するサービスの提供
- ④ ニュージーランドの裁判その他機関に対する手続に関し、当該外国法弁護士の外国法又は国際法に関する知識が当該手続において不可欠となる場合、当該手続への関与

また、外国法弁護士は、自身の実務能力がニュージーランド国外での実務能力であること及び原資格国に関連していること等を記載していれば、「弁護士」と表明することも可能である（同法 25 条 2 項）。ただし、ニュージーランド法弁護士であるとの誤認を与えないような表記とすべきことに留意が必要である。

以上をまとめると、外国法の資格を有する外国法弁護士は、ニュージーランド法弁護士の専門分野以外の法律分野であれば、いかなる法律サービスの提供をすることが可能である¹¹⁹。また、ニュージーランドの裁判やその他機関に関する手続においても、外国法や国際法に関する知識が当該手続において不可欠である場合、かかる裁判手続等にも関与することが可能である（同条 1 項）。もともと、法律サービスの提供には常に責任が伴うことから、外国法弁護士がニュージーランド法弁護士の専門分野以外の法律サービスを提供する場合であっても、ニュージーランド法弁護士と協働したり、セカンドオピニオンを得たりするなど、当該法的助言に対する何らかの担保を設けるべきであると考えられる。実務的には、外国法弁護士は現地の

¹¹⁹ <https://www.lawsociety.org.nz/starting-as-a-lawyer/lawyers-from-other-jurisdictions/>

法律事務所に雇用され、事務所の監督の下でニュージーランド法に関する法律サービスを提供する場面が多い。又は、会社や団体に社内弁護士として採用され、専門分野以外の法律サービスを提供することもある¹²⁰。



(2) 日本法弁護士がニュージーランド法の弁護士資格を得る場合

外国法弁護士がニュージーランド法の有資格者となるためには、ニュージーランド法教育審議会に対して審査の申請を行い、ニュージーランド法弁護士と同等の知識及び技能が備わっているかどうかについて、ニュージーランド法教育審議会が詳細に審査を行う¹²¹。当該審査には、学歴、職歴、技能のみならず、英語能力も審査対象となっている¹²²。審査の結果が通知されるまで、通常 16 週間程度かかるため、申請を行う際には計画的に準備をすることが求められる。審査の結果によって

¹²⁰ <https://www.lawsociety.org.nz/professional-practice/practice-briefings/overseas-lawyers-working-in-new-zealand/>

¹²¹ https://nzcle.org.nz/Docs/Admission_Brochure.pdf

¹²² 英語能力を示す資料の一例として、ニュージーランド法教育審議会は、IELTS 試験の 4 技能（リーディング、リスニング、スピーキング、ライティング）いずれもが最低スコア 7.5 以上の成績証明書、英語圏の大学卒業証明書等を挙げている（同上「English Language」）。

は、ニュージーランド法の資格を得るために不足しているプログラムや大学の単位等が申請者個人に対して示される。申請者は修了証明書を受け取り、ニュージーランド法弁護士として登録されるために、ニュージーランド法教育審議会から通知を受けた不足項目を全て充足する必要がある。

第3 日本の法曹有資格者のニュージーランドでの活動の実態及びそのニーズ

1 ニュージーランドにおける日本法弁護士の活動の実態

2023年1月現在、ニュージーランドに常駐している日本法弁護士は確認することができなかった。また、ニュージーランドに拠点を設け、日本法弁護士が常駐している法律事務所も確認することができなかった¹²³。

ニュージーランドに進出している主要な外資系法律事務所は、Dentons (Dentons Kensington Swan¹²⁴) や DLA Piper (DLA Piper New Zealand¹²⁵) 等が挙げられる。

なお、当該情報は、あくまで報告者が調査を行って判明した情報に基づくことに留意されたい。

2 ニュージーランドにおける日本人弁護士又は日本人スタッフが常駐する現地法律事務所の活動の実態

(1) 日本語対応が可能な現地法律事務所

ニュージーランドにおいて、ニュージーランド法の資格を有する日本人弁護士又は日本語対応可能な日本人スタッフが所属する法律事務所は、以下のとおりである（アルファベット順）。

- ① K3 Legal
- ② Kenton Chambers Lawyers
- ③ Legal Associates Meredith Connell

¹²³ 日本法弁護士の資格は有していないものの、ニュージーランド法の弁護士資格を有する日本人弁護士は1名確認することができた。また、日本人とニュージーランド人の親を持ち、ニュージーランド国籍ながら日本語を話すことができるニュージーランド法弁護士も1名確認することができた。

¹²⁴ <https://www.dentons.co.nz>

¹²⁵ <https://www.dlapiper.com/en/locations/new-zealand>

④ Meredith Connell

⑤ Rosebank

これら5つの法律事務所のうち、Rosebank法律事務所にはニュージーランド法の弁護士資格を有している日本人弁護士が常駐している。

(2) 現地法律事務所に勤務する日本人スタッフへのヒアリング

報告者は、ニュージーランドの現地法律事務所に勤務している日本人スタッフの方に直接お話をさせていただく機会を得た。在留邦人や日系企業顧客から寄せられる法律相談や現地法弁護士に関する感想、さらには日本法弁護士のニーズ等について一般的な観点から回答していただいたので、以下報告する。

ア 経歴

これまでトータルで9年ほどニュージーランドに滞在している。高校生のときに交換留学で初めてニュージーランドに居住し、日本の高校を卒業してからは日本で企業に就職した。ワーキングホリデーで再びニュージーランドに滞在し、日本に一時帰国をしたが、2017年からニュージーランドに滞在中。

イ ニュージーランド法弁護士の仕事や人数

- ・ 現在所属している法律事務所は、Litigation（民事訴訟）の部門が最大規模で、事務所全体の約7割を占める。オークランド地区のクラウンソリシター（検察業務）を担当している者も在籍している。クラウンソリシターは主に刑事事件（殺人、窃盗、傷害等）を取り扱う。日本と同様、民事事件を取り扱っている者が刑事事件を担当することもある。極端な例で言えば、保釈請求だけを担当している弁護士もいる。
- ・ 人口比で考えると、弁護士の人数は多いのではないか。ニュージーランドには人口が500万人程度いる中で、銀行の数は片手で数えられる程度の数しか存在しないのに対し、弁護士は何万人単位でいる。
- ・ 日本のような司法試験もなく、原則的に大学を卒業して専門的なコースを受講すれば（ニュージーランド法の）弁護士資格の取得が可能。プラクティスをするためには現地の法律事務所に所属する必要があるが、それを含めても弁護士として活動するためのハードルは低いのではないか。

- ・ ニュージーランドでは、家を購入するために弁護士の手続関与が必須となる（いわゆる conveyance 業務）。訴訟業務以外にも弁護士のみが関与することができる専門分野があるため、弁護士の仕事の幅は広範である。
- ・ 日本人ではないが、外国法の弁護士資格を有しており、ニュージーランド法の弁護士資格も取得しようとする者を何人も見てきた。大学と法律事務所の二足の草鞋は相当大変なので、大学に専念する期間は法律事務所を休職するという方法も考えられる。

(3) ニュージーランド法の資格を有する日本人弁護士へのヒアリング

報告者は、ニュージーランド法の資格を有している日本人弁護士の方に直接お話をさせていただく機会を得た。在留邦人や日系企業顧客から寄せられる法律相談や現地法弁護士に関する感想、さらには日本法弁護士のニーズ等について一般的な観点から回答していただいたので、以下報告する。

ア 略歴

日本にいたときは教師をしていた。ニュージーランドには 30 年以上滞在している。ニュージーランドの大学で学士号を取得し、日本人として初めて現地法の弁護士資格を取得した。

イ よくある相談事例

- ・ 法律事務所を開設した当初はどんな案件でも受任するようにしていた。具体的には、刑事弁護、ビザに関する問題、新規事業の法律相談、不動産に関する法律手続、離婚や相続といった家族法関係の案件等。通常のニュージーランド法弁護士は特定の専門分野を持っている場合が多いので、このくらい幅広い業務は行っていないのではないかと。
- ・ 年に 3、4 件は日本の相続絡みの案件を受任している。日本在住の日本人がニュージーランドに遺産を有していた場合の手続処理を受任する。遺言書を遺していない場合（letters of administration）の手続が多い。
- ・ ニュージーランド人と日本人の離婚事件も定期的に取り扱っている。離婚の手続と財産分与の手続は全く別の手続となる。双方が合意している場合は手続が簡単に進むが、合意していない場合は当然期間も長引く。

- ニュージーランド特有の法律問題として、婚姻前の同居に関する問題（婚前契約）についても相談を受ける場合がある。ニュージーランドでは、婚前契約を締結するケースが見られるが、これは、事前に財産についての取決めをしておかないと、仮に自己所有の不動産に婚約者が3年同居している場合、当該不動産は婚約者との共有財産になってしまうという規定が存在するため。万が一別れることになった場合に備えて、居住不動産は自己の所有物であるという書面を取り交わしておく必要がある。婚前契約に関する相談は、ニュージーランド人の実業家等と日本人が婚姻する際、婚前契約書に署名を求められるため、その契約内容の審査業務をする場合がある。苦勞する点は、依頼者にしっかりとニュージーランド特有の法律について説明をし、理解をしてもらうこと。なぜなら、婚前契約の条項には、弁護士がしっかりと説明をし、内容を十分理解したという文言が付されているから。
- ビザ関連、企業法務、不動産の売買契約の立会いもニュージーランド法弁護士の業務範囲となる。また、認知症の後見人の話もある。ニュージーランドに住んでいた独身（子なし）の方の後見人となるケースもあった。このような依頼は、日本の親戚から依頼されることもある。日本でも同様かもしれないが、後見人選任手続は、裁判所を通して行うことになる。
- 刑事事件も簡単な事件であれば関与することがある。長期の事件であれば、刑事事件専門弁護士を指名して進めてもらうのが通例であるが、日本からの依頼であれば専門の弁護士と連絡を取りながら進めることも多い。簡単な事件の具体例としては、飲酒運転、交通事故、drug trafficking（ドラッグの運び屋）等。ドラッグの運び屋は、単純に依頼者に運び屋を依頼されて、そのまま捕まってしまうケースがある。逮捕された者は、ある程度は悪いことをしていること自体を理解しているが、重大なこととは知らなかったようなケースが多い印象。気持ちとしては、海外旅行に行けて、飛行機から降りた場所で特定の人に物を渡せば大金がもらえるという気軽な気持ちであることも多い。ニュージーランドは、他国と比べてドラッグの運び屋に関する罪が軽いとされていて、判決でも懲役10年程度になることが多い。

3 日本の法曹有資格者がニュージーランドで提供しうる法的支援

上記の各項目を分析・検討した結果として、日本の法曹有資格者は、ニュージーランドにおいて次のような法的支援が提供できると考える。

ニュージーランドで提供しうる法的支援の種類

- ① 企業法務について、ニュージーランド法弁護士と協働してのニュージーランド法の法的助言
- ② 訴訟案件についての相談窓口（訴訟戦略立案等の助言）
- ③ 個人の在留邦人を対象とした無料法律相談の実施
- ④ 中小企業を対象とした無料法律相談の実施
- ⑤ ニュージーランド国内外における情報発信

(1) ニュージーランド法弁護士と協働してのニュージーランド法の法的助言及びクオリティコントロール

2006年ニュージーランド弁護士法は、外国法弁護士が、特定の領域分野を除き、ニュージーランド法に関する法的助言をすることを直接禁止しているわけではない。もっとも、ニュージーランド法に関する法的助言は高度な専門性を伴うものであるため、外国法弁護士がニュージーランド法弁護士の関与なしにニュージーランド法に関する法的助言を行うことは誤った法的助言を提供するリスクがあるという観点から避けるべきであると考えられる。そのため、日本法弁護士がニュージーランド法の法的助言を行うに際して関与することができる一つの役割としては、ニュージーランド法弁護士が法的助言を提供する前に内容をチェックし、法的に回答が不十分であると考えられる場合は、再度ニュージーランド法弁護士に修正を依頼するといったクオリティコントロールを担う役割が考えられる。

(2) 訴訟案件についての相談窓口（訴訟戦略立案等の助言）

2006年ニュージーランド弁護士法は、ニュージーランド法弁護士以外の者が裁判所での訴訟代理業務を提供することを禁じている（2006年ニュージーランド弁護士法 25条 1項）。一方、訴訟に至る前段階の相談窓口として、日本法弁護士が案件の詳細を聞き出し、訴訟戦略立案等を行う等の相談窓口業務を行い、ニュージーランド法弁護士と日本企業の間において、相互の意思疎通がスムーズに進むよう調整する役割を担うことは大いに可能と考えられる。

(3) 個人の在留邦人を対象とした無料法律相談の実施

在留邦人を対象としたヒアリングの中には、現地の弁護士を誰も知らないという回答があった。また、報告者が確認した限り、そもそもニュージーランドに常駐している日本の法曹有資格者が存在しないため、ニュージーランドの在留邦人に対しては、日本法弁護士による法的サービスが十分に提供されていない現状がある。したがって、日本法弁護士が個人の在留邦人を対象とする無料法律相談を実施することも考えられる。方法としては、ニュージーランド法弁護士と一緒に相談に入る場合はその場で回答することも可能となるが、自らが所属している法律事務所のニュージーランド法弁護士に相談内容を共有し、後日回答するという形式の回答方法であれば、日本法弁護士が一人で法律相談を開催すること自体は可能であると考えられる。

(4) 中小企業を対象とした無料法律相談の実施

日系企業を対象としたアンケートの中には、日本法弁護士に依頼しない理由として、「費用が高い」という回答が複数あった。特に中小企業は大企業と異なり、弁護士のアドバイスを得るために予算を割くことが難しい場合もあると考えられる。かかる中小企業の法的問題について、中小企業向け法律相談を実施することが考えられる。無料法律相談の実施により弁護士の知名度が上がることにより、後続案件の相談や継続的関係の構築が可能となる。

(5) ニュージーランド国内外における情報発信

日系企業及び在留邦人を対象としたアンケートの中には、日本法弁護士に依頼しない理由として、「周りに知っている日本人弁護士がいない」という回答が複数あった。そのため、日本法弁護士が定期的に日本企業・在留邦人を対象とする情報発信を行うことが考えられる。具体的な情報発信方法としては、セミナー、ニューズレター、月刊誌や新聞等への寄稿等が考えられる。

第4 日本法の法曹有資格者がニュージーランドで提供できる法的支援のニーズのボリューム

上述の法的支援の在り方につき、それぞれどのくらいのニーズのボリュームが存在するのかについて調査を行った。以下、報告する。

1 日本法弁護士自体のニーズのボリューム

前述のとおり、2023年3月現在、2つの商工会議所に会員として登録している企業のみで63社ある（ウェリントン日本人商工会11社、オークランド日本経済懇親会52社）。また、外務省の公表している海外進出日系企業拠点数調査によると、令和3年10月1日現在、ニュージーランドに進出している日系企業の拠点総数は194社である¹²⁶。そして、旅券法の定めにより在外公館（日本国大使館・総領事館）に届け出されている在留届に基づくニュージーランドの在留邦人数は、1万9730人である。他方、ニュージーランドに進出している日系法律事務所はなく、常駐している日本法弁護士も存在しない。

このように、ニュージーランドに進出している日系企業数、法律事務所数、在留邦人数、日本人弁護士数、その他の相談先の数及び割合を考えると、一見、現状において、現地での日本法弁護士に対するニーズは一定程度存在するようと思われる。この点につき、日本法弁護士のニーズにつきアンケート調査及びヒアリング調査を実施したので、以下のとおり報告する。

(1) 在ニュージーランド日本国大使館へのヒアリング

日本法弁護士がニュージーランドにおいて法的支援を行うニーズのボリュームについて、在ニュージーランド日本国大使館にヒアリングを行った。具体的には、「日本人弁護士はニュージーランドでどのように活躍できると思いますか。」という質問をした結果、大使館からは、「日本法の弁護士のニーズは大いにあると感じている。例えば、日本人と現地人の家族法上の問題が発生するとする。属地主義か属人主義か、どちらの法律が適用されるのかという問題に対処するには、当然ニュージーランドの法律を理解していないといけないし、難しい英語で対応しなければならない。相手方の弁護士はニュージーランド人弁護士であることがほとんどであるだろうから、在留邦人をしっかりと守れるような日本人弁護士であれば、非常に助かる」という回答や、「ニュージーランドは日本と法体系が違ったり、日本にない法律があったり（外国投資法、リソースマネジメント法等）、そういう理解をするために橋渡しするような弁護士がいると非常にありがたいのではないか。法人設立の際にも日本語の助言ができるようなアドバイスができればとてもありがたいのではないか」という回答が挙げられた（別紙3、第1「2」質問事項⑤）。

¹²⁶ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html

(2) 商工会議所へのヒアリング

日本法弁護士がニュージーランドにおいて法的支援を行うニーズのボリュームについて、二水会にヒアリングを行った。具体的には、「ニュージーランドにおける日本法弁護士の需要・あり方についてどうお考えですか。」という質問をした結果、「日本法とニュージーランド法の両方に精通している人がいれば、ニーズは確かにあるように感じる。」という回答が挙げられた（別紙3、第2「2」質問事項⑤）。

(3) JETRO オークランド事務所へのアンケート

日本法弁護士がニュージーランドにおいて法的支援を行うニーズのボリュームについて、JETRO オークランド事務所に書面によるアンケートを行った。具体的に、法律相談は月（年）にどのくらいあるかという質問をしたところ、これに対する回答として「年一回程度」という回答があった。また、具体的にどのような相談が寄せられるかという質問をしたところ、「現地弁護士事務所を紹介してほしいという問い合わせに対し、弁護士リストを提供」という回答があった。そして、日本法弁護士に対するニーズについて尋ねたところ、「日本法弁護士に依頼したいという相談が、これまでないため」という理由で「未回答」であった（別紙3、第4）。

このように、JETRO オークランド事務所に対する法律相談は年間を通じてほとんどなく、具体的な法律相談に限っては存在しないとの結果であった。

(4) ニュージーランドの法律事務所に勤務する日本人スタッフへのヒアリング

現地の法律事務所に勤務する日本人スタッフに対し、日本の法曹有資格者に対するニュージーランドでのニーズについてヒアリングを行ったところ、以下のような意見が挙げられた。

- ・ ニュージーランドで弁護士として働くためには、ニュージーランド法の資格を有していることが前提となる。ニュージーランド法の弁護士資格を得るためには、通常ニュージーランドの大学で学士号の単位を取得しなければならない、日本法弁護士がニュージーランド法の弁護士資格を得るためにはかなりの努力をしなければならない（資格のハードル）。
- ・ 加えて、ニュージーランド法弁護士として仕事をするためには、英語力は必須スキルとなる。単に読み書きができるという程度ではなく、クライアントに

対して難しい法律や事件の解決案等を英語できちんと説明ができる程度でないと難しい（言語のハードル）。

- ニュージーランドの法律事務所なので、大多数のご相談は当然ニュージーランド法に関するものである。そして、ニュージーランド法は日本法と大きく異なる法制度である。そのため、ニュージーランド法の法律サービスを提供しようとするのであれば、現地の法制度や法令を深く知る必要がある。
- 日本人絡みで多い相談内容としては、ニュージーランドは相続税や贈与税がかからないので、相続対策で相談に来られる人が多い。あとは離婚や養育費といった家事案件もあれば、住宅売買の相談を受けることも多い。企業系なら従業員のビザの問題や会社設立に関わる手続関係の案件が多い。
- 今後ニュージーランドに進出する会社に対する助言として、会社であれば、一度実際ニュージーランドに進出する前に下見を試みるのも良いかもしれない。弁護士の話で言えば、どこに行っても弁護士は必要になるので、ニュージーランド法をよく知っている弁護士・会計士の方をしっかりと選ぶ必要がある。問題が起きる前に相談をしてもらえると、解決しやすい場合がある（初期投資をしておけば、逆にお金を節約できることもある）。法律事務所に相談に来られた際には既に問題が進展しており、手に負えなくなっているケースがあるので。
- 日系企業の顧客は、現地の法律事務所に依頼する際に相談内容とともに料金を聞く。ニュージーランド法弁護士は何も言わなければタイムチャージで OK という認識なので、彼らからしてみれば時間がかかった分のチャージ料金をかける。日系企業としては、成果物主義ではなく、相談に来る前から予算感を決めておくのは大事。
- ニュージーランド法弁護士に相談に来る際によく問題となるケースとしては、案件によっては締め切りを言っておかないといつになっても成果物が出てこないことがある。納期と見積りをはっきり伝えておくと、このようなトラブルは避けることができるのではないか。
- ニュージーランドでの日本法弁護士のニーズという観点から率直に回答すると、ニュージーランドに進出している日系企業が、日本の法律に関する相談があるという限られた場面で日本の会計士や弁護士に聞くことではないか。

- ・ 言語サポートとしての役割としては、ある程度のニーズはあるのではないかと。病院や裁判所といった施設には、無料通訳サービスがある場合もある。しかし、それらのサービスを利用した人の話を聞くと、通訳を選ぶことができないため、質がまちまち。また、法律関連ではリーガルエイドという無料サービスが使えるが、これも弁護士の質を選ぶことができない。紛争に巻き込まれて裁判手続に関与せざるを得ない場合、日本人も日本語通訳サービスを無料で使うことができるが、裁判に行く前はこれらのサービスは有料での提供になってしまう。そのため、馴染みのない国で語学力もお金もないときに、言語サポートという観点で困ってしまう邦人がどうしても出てきてしまうことがある。このような方々は領事館に相談される方も多いが警察は民事不介入なので、困っている人はいる。法律サポートとは直接関係してこないかもしれないが、このような言語サポートとしての役割は一定程度のニーズはあるはず。

現地の法律事務所で勤務する日本人スタッフの方にヒアリングを行なった結果、日本法弁護士のニーズとして、ニュージーランドに進出している日系企業が日本の法律に関する相談をする場合という限られた場面でのニーズがあるのではないかと、という意見が挙げられた。

(5) ニュージーランドに常駐するニュージーランド法弁護士へのヒアリング

現地に常駐する日本人ニュージーランド法弁護士に対し、日本の法曹有資格者に対するニュージーランドでのニーズについてヒアリングを行ったところ、以下のような意見が挙げられた。

- ・ 先日、シンガポールで勤務している日本人弁護士と会う機会があった。その国の弁護士資格を有していないのに、現地でどのようなニーズがあるのかと考えたときに、現地の法資格がないのであるから、やはり言語面や現地法を分かりやすく理解するための助言くらいしかないのではないかと。あとは顧客と相手方の橋渡しの交渉役くらいか。
- ・ 日本法のことを説明することはできるかもしれないが、実際にニュージーランド法に関する実務をしていて、日本法の説明が必要となるケースはそんなに多くはない。その点において、大きなニーズがあるとは言えない。

- ・ 日本にも外国法弁護士として仕事をしている外国法弁護士の方がいると思うが、彼らと同様の役割であれば、もしかしたら役割があるのではないか。
- ・ 実際に日本法弁護士で私に連絡をくれた方もおり、ニュージーランド法の資格取得を目指そうとする日本法弁護士の方もいずれ出てくると思う。ニュージーランド法の弁護士資格を取得するためには、現地の大学に最低でも 2 年以上行かなければ資格が取れない（日本法弁護士ということで多少免除してくれるところがあるかもしれないが）ので、ハードル自体は高いかもしれない。

実際にニュージーランド法弁護士として勤務されている方の意見として、実際にニュージーランド法に関する実務をしていて、日本法の説明が必要となるケースはそんなに多くはないという意見が挙げられた。そのため、ニュージーランドにいながら日本法の法的助言を行うというニーズは大きくはないことが考えられる。一方で、ニュージーランドにおける外国法弁護士として日本語での法的助言の説明や相談者とニュージーランド法弁護士との橋渡しの役割であれば、一定程度のニーズはあるようにも思われる。

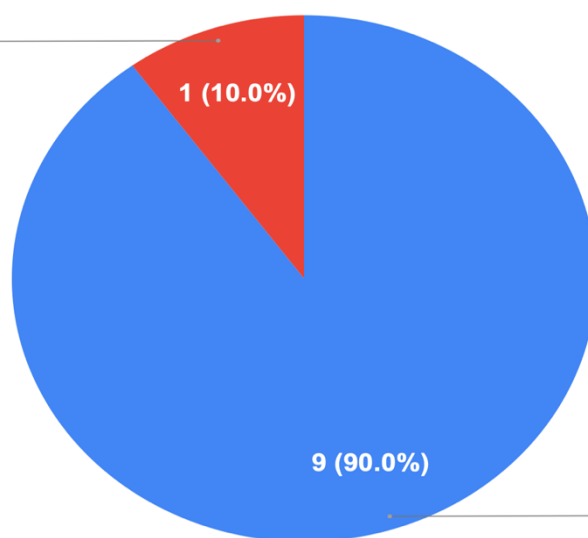
(6) アンケート結果から考察する日本法弁護士のニーズ

ア 日系企業へのアンケート結果

ニュージーランドで法的問題に直面したことがある日系企業を対象に、ニュージーランドにいる日本人弁護士に相談したことがあるか否かのアンケートを行ったところ、10%（全回答者 10 名のうち 1 名）が「ある」と回答した（別紙 1、Q17 参照）。

Q17
法的トラブルに直面した際、ニュージーランドにいる日本人弁護士に相談したことがありますか。

ある
10.0%



ない
90.0%

また、ニュージーランドで法的トラブルに直面した際、日本人弁護士に相談した日系企業に対して、日本人弁護士に相談した理由を尋ねたところ回答は、「日本語で相談しなかったから」という回答であった（別紙 1、Q18 参照）。

逆に、ニュージーランドにいる日本人弁護士を利用したことがないという会社を対象に、なぜ日本人弁護士を利用しなかったのかというアンケートを行ったところ、最も多かった回答は、「ニュージーランドでの問題について詳しいとは思えなかったから」、「弁護士に相談するほどの問題ではないと思ったから」という回答であった（別紙 1、Q22）。日本人弁護士はニュージーランドにいた場合でも、ニュージーランド法務に詳しくないという印象を持つ日系企業も一定数いることが分かった。

次に、「日本人弁護士に相談しなかった」と回答した会社を対象に、どのような条件を整えばニュージーランドにいる日本人弁護士に相談したいと思うかについて記載式のアンケートを行ったところ、以下のような回答があった（別紙 1、Q23）。

Q23 どのような条件を整えばニュージーランドにいる日本人弁護士に相談したいと思いますか。

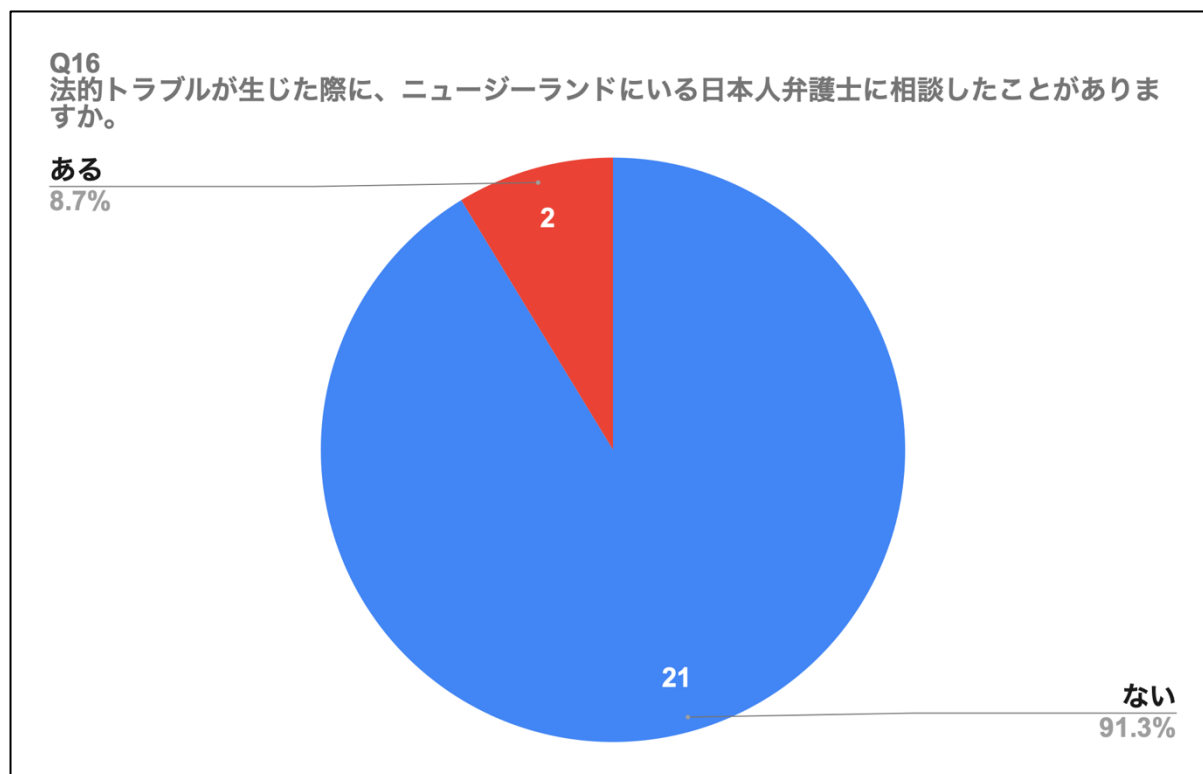
- ・特別な条件は考えていない

- ・能力、費用に関して信頼できる日本人弁護士がいれば
- ・日本大使館から繋いでほしい
- ・日本とニュージーランドの事情を熟知し、会社にとって有効的なアドバイスをもたらえるのであれば。価格も心配
- ・どのような条件でも現地弁護士を使用する
- ・ニュージーランド法を熟知していること
- ・相談に親身に乗ってくれ、レスポンスも早いこと
- ・費用が安い
- ・特定の分野に専門性を有している
- ・回収できる金額に見合った安価な費用

上述の記載から分かるように、日本人弁護士に相談したいと思わせるための必要最低限の要件としては、日本とニュージーランドの事情を熟知していること、安価な費用、高度な専門性、レスポンスの早さ等が挙げられることが分かった。

イ 在留邦人へのアンケート結果

ニュージーランドで法的問題に直面したことがある在留邦人を対象に、ニュージーランドにいる日本人弁護士に相談したことがあるか否かのアンケートを行ったところ、8.7%が「ある」と回答した（別紙2、Q16参照）。



また、ニュージーランドにいる日本人弁護士を利用したことがないという邦人を対象に、なぜ日本人弁護士を利用しなかったのかというアンケートを行ったところ、最も多かった回答は、「気軽に相談できる弁護士が周りにいなかったから」という回答であった（別紙2、Q21）。次に多かった回答は、「ニュージーランドに日本人弁護士がいることを知らなかったから」や「弁護士以外に相談したから」という回答であった。

次に、「日本人弁護士に相談しなかった」と回答した邦人を対象に、どのような条件が整えばニュージーランドにいる日本人弁護士に相談したいと思うかについて記載式のアンケートを行ったところ、以下のような回答があった（別紙2、Q22）。

Q22 どのような条件を整えばニュージーランドにいる日本人弁護士に相談したいと思いますか（主な回答を抜粋）。

- ・ 必要性があり、コストが妥当であれば
- ・ 相談が無料であること
- ・ ニュージーランドにいる日本人弁護士についての情報が機関（例えば大使館等）から発信され、認知されていること
- ・ 周知されていれば
- ・ 気軽に相談をする事ができる人がいる場合、又は、手助けをしてくれる人がいる場合
- ・ 入国時や在留届を出した時に、そのような情報をまとめて提供して欲しい
- ・ 割引制度
- ・ オークランド以外の都市からでもアクセスしやすい
- ・ ニュージーランド企業・ニュージーランド人相手に対等に弁護してもらえること
- ・ 価格がきちんとしていること
- ・ 日本での遺産相続など、日本の法律が関わる案件

日系企業へのアンケートと異なる点としては、日本人弁護士の存在自体を知らない在留邦人がおり、日本人弁護士に相談したいと思わせるための必要最低限の要件として、まずは周知してもらうことが重要であることが分かった。また、日本とニュージーランドの事情を熟知していること、安価な費用、高度な専門性、レスポンスの早さ等は日系企業と在留邦人共に必要であることも分かった。

2 ニュージーランドで提供しうる各々の法的支援のニーズのボリューム

(1) ニュージーランド人弁護士と協働したニュージーランド法の法的助言及びクオリティコントロール

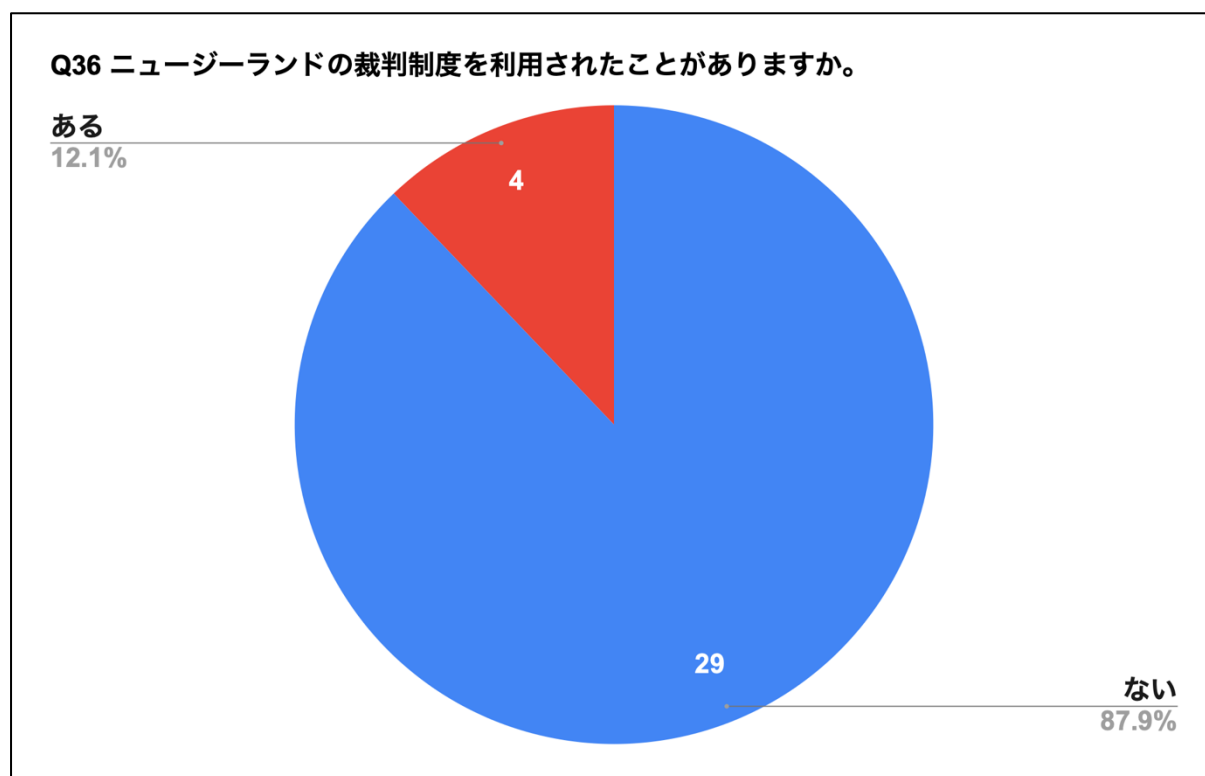
上述のとおり、ニュージーランドで法的問題に直面したことのある日系企業のうち、10%が日本人弁護士に相談したことが「ある」と回答した（別紙 1、Q17 参照）。また、日本人弁護士に相談した理由として「日本語で相談したかったから」という回答が挙げられ（別紙 1、Q18）、ニュージーランドに滞在する日本人弁護士に対しては、日本語でスムーズに解決に導いてくれるとの期待があることがうかがわれる。また、日系企業及び在留邦人へのアンケート両方とも、日本法及びニュ

ージーランド法を熟知している日本人弁護士であれば相談に行きたいと思うと回答した人が複数名いたことから分かります。ニュージーランド法に精通した日本人弁護士はニュージーランド法弁護士と協働する際にもクオリティコントロールが可能であり、そのニーズのボリュームは高いものと考えられる。

(2) 訴訟案件についての相談窓口（訴訟戦略立案等の助言）

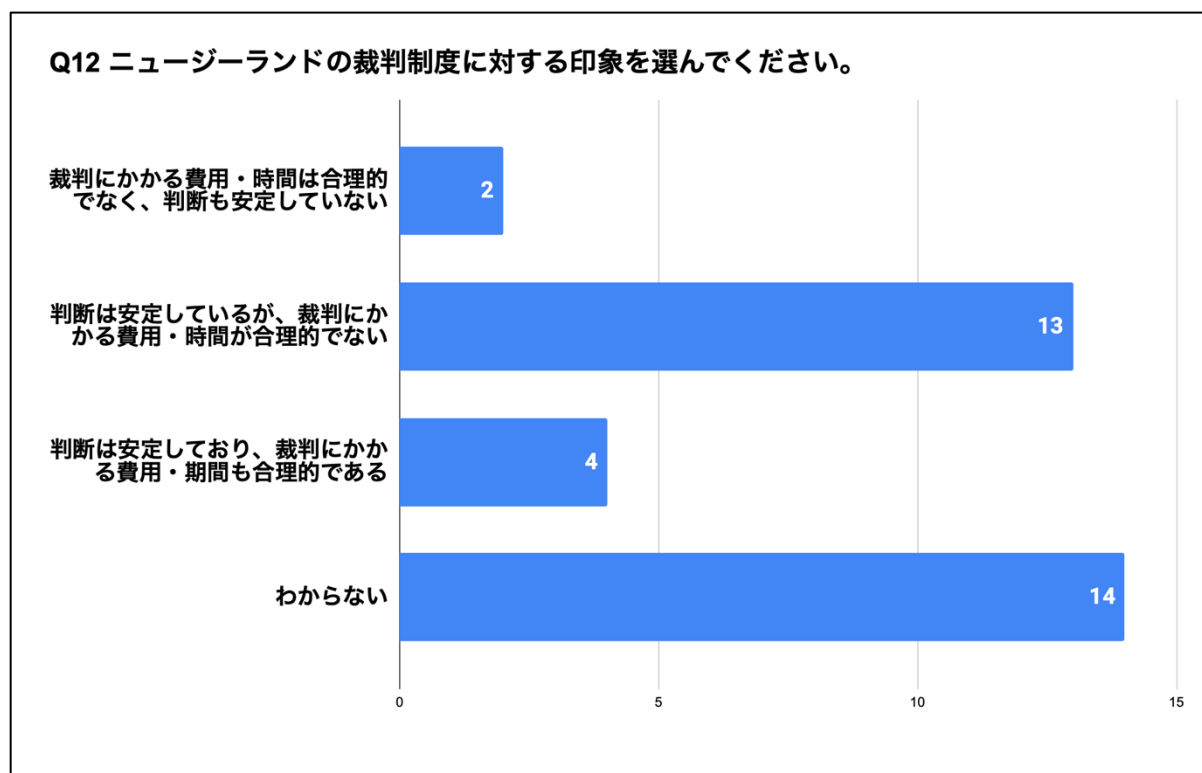
ア アンケート調査

ニュージーランドに進出している日系企業を対象に、紛争が生じた際にニュージーランドの裁判制度を利用した経験について尋ねたところ、大多数である 87.9%の企業が裁判制度を利用したことがないと回答した一方、12.1%の企業がニュージーランドの裁判制度を利用したことがあると回答した（別紙 1、Q36）。



このように、ニュージーランド国内の裁判制度を利用したことがある日系企業の割合は少ないが、実際にニュージーランドで裁判による紛争解決をしている日系企業が確かに存在していることが分かる。

他方、ニュージーランドの裁判制度に対する印象についてアンケートを行ったところ、最も多かった回答が「わからない」という回答であり、多数の日本企業は、ニュージーランドにおいて裁判を必要とするような紛争案件に遭遇していないものと推測される（別紙1、Q12）。

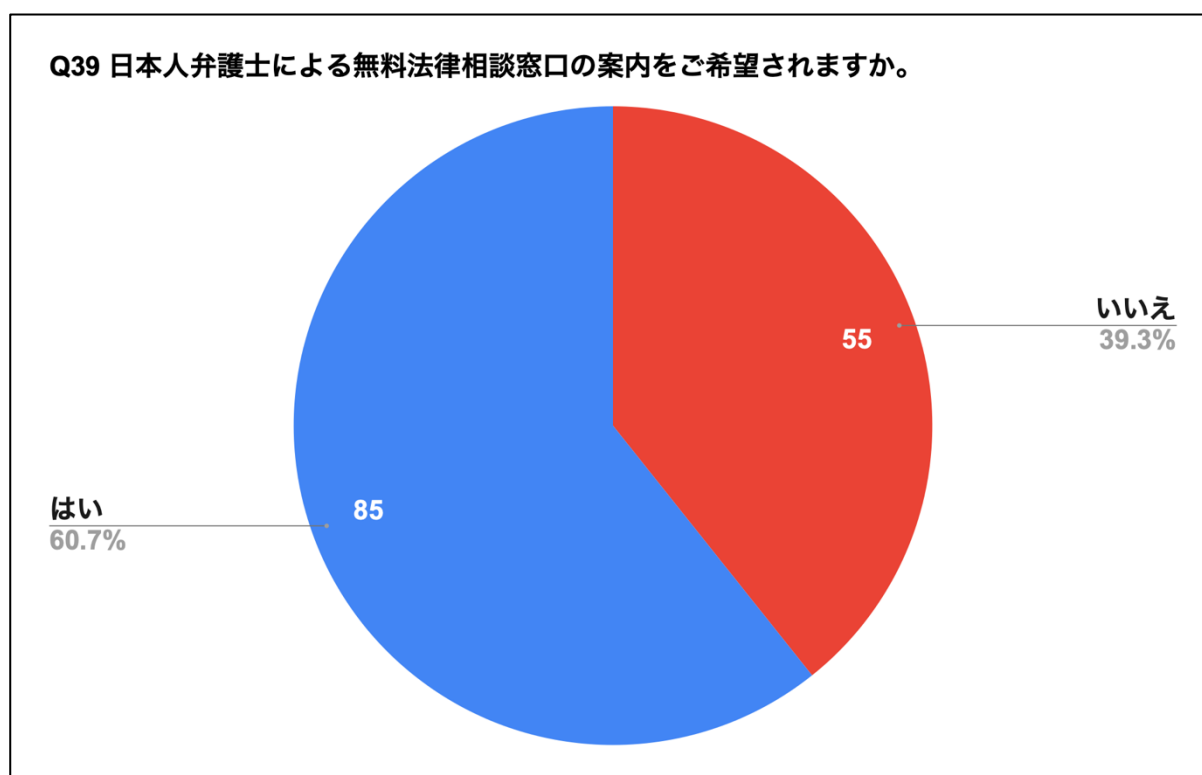


また、ニュージーランドの裁判制度の印象として、「わからない」という回答を除き、大多数の 89.5%（19 名中 17 名）が、「（裁判所の）判断が安定している」と回答していることから分かるように、ニュージーランドの裁判制度そのものに対する信頼性は高く、紛争が生じた場合、ニュージーランドの裁判所を利用することを躊躇する企業がそれほど多くないと考えられる。

したがって、訴訟案件の相談窓口に関する業務については、案件のニーズとしては大きくなる可能性は十分存在すると思われる。

(3) 個人の在留邦人を対象とした無料法律相談の実施

ニュージーランドに滞在する在留邦人を対象に、無料法律相談を設置した場合、将来的に利用したいか否かについてアンケートを実施したところ、「案内を希望する」という回答が、全体の 60.7%を占めた（別紙 2、Q39）。



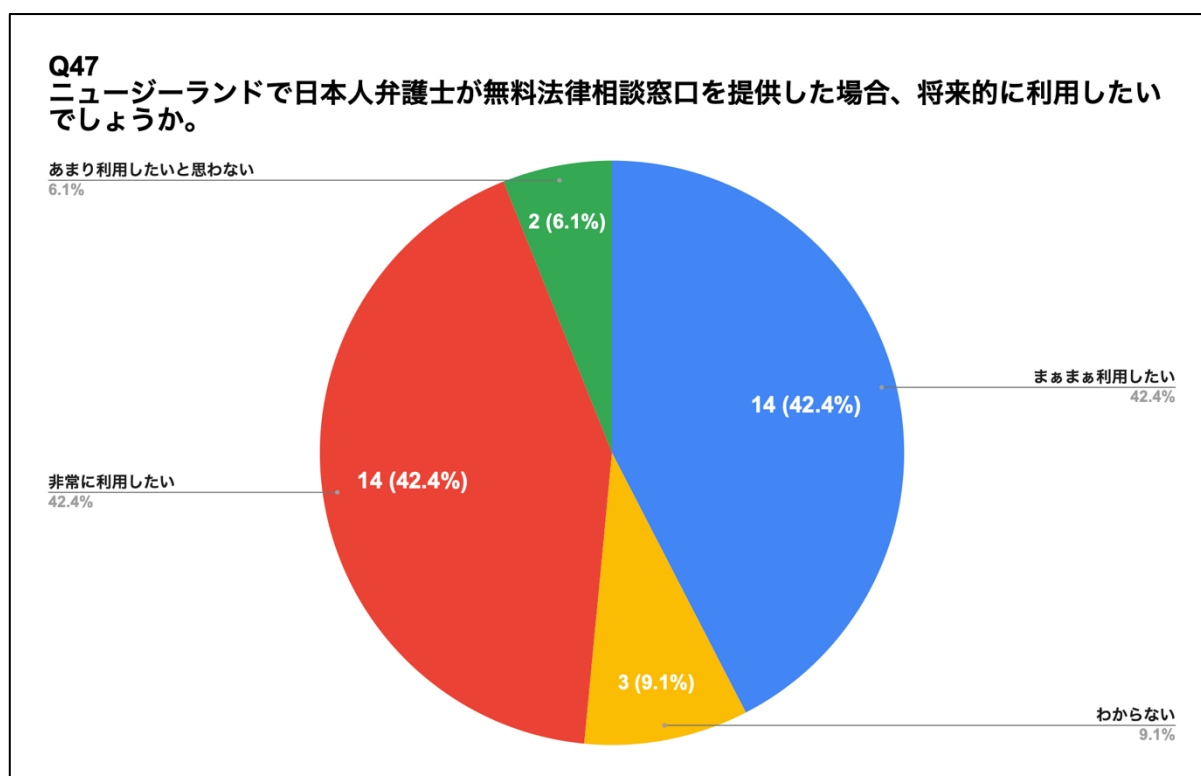
また、日本人弁護士の無料法律相談を利用したいと回答しなかった方に対して理由を尋ねたところ、多くの回答が「今は必要がない」ことを理由として挙げており

(別紙 2、Q42)、将来的に法的トラブルに直面した場合、日本人弁護士による在留邦人への無料法律相談のニーズは、上記割合よりも高くなるものと考えられる。

これらのアンケート調査から分かるニュージーランドの在留邦人を対象とする無料法律相談のニーズは、非常に高いものであると考えられる。

(4) 中小企業を対象とした無料法律相談の実施

ニュージーランドに進出する日系企業を対象に、無料法律相談を設置した場合、将来的に利用したいか否かについてアンケートを実施したところ、「非常に利用したい」又は「まあまあ利用したい」という回答が、全体の 84.8%を占めた(別紙 1、Q47)。



また、どのようにしたら日本人弁護士をより利用しやすくなると思うかについて尋ねたところ、「価格」や「費用」という回答が相当数あった（別紙 1、Q56）。これらのことから、費用の面で大企業に比べて日本人弁護士に依頼することを躊躇する中小企業に対しては、特に日本人弁護士の無料相談窓口に対する需要があるのではないかと考えられる。

(5) ニュージーランド国内外における情報発信

ニュージーランドの法務に関する情報については、ニュージーランド国外の日系法律事務所を中心にセミナーやニューズレターが定期的に配信されている。現在はコロナ禍の影響もあり、実際の会場に聴衆を招く形式を取ることは少なく、オンラインによるセミナーが主流となっている。特に、ニュージーランドは近年重要な法改正が多くあり、実務にも影響を与える場合が少なくなく、定期的に法改正の情報を発信していくというニーズは、非常に高いものと思われる。

第4章 調査研究者による試行方策の実施

第1 はじめに

前章では、日本の法曹有資格者がニュージーランドで提供することができる法的支援及びそのニーズについて分析した。本章では、かかる分析を踏まえ、報告者が有効と考えた試行方策を実際に実施した結果について報告する。

第2 試行方策の選定

効果的な法的支援の試行方策を実施するにあたり、報告者は、「中小企業及び在留邦人を対象とする無料法律相談」を選定した。

第3章で述べたように、令和3年10月1日現在、ニュージーランドに進出している日系企業の拠点総数は194社、在留邦人数は1万9730名である一方、常駐している日本法弁護士はおらず、現地法の弁護士資格を取得している日本人も若干名しかいない。そのため、現地での日本語による法律サービスに対する需要は一定程度存在していると思われる。しかし、日系企業及び在留邦人のアンケート調査によると、日本法弁護士に依頼することの障壁となっている理由として費用について言及している者が多かった。特に中小企業では、費用面から日本法弁護士のサービスを受けることに抵抗感がある現状があるという印象を受けた。

以上の理由から、中小企業及び在留邦人を対象とする無料法律相談のニーズが高いと考え、試行方策として実施することとした。

第3 試行方策の実施

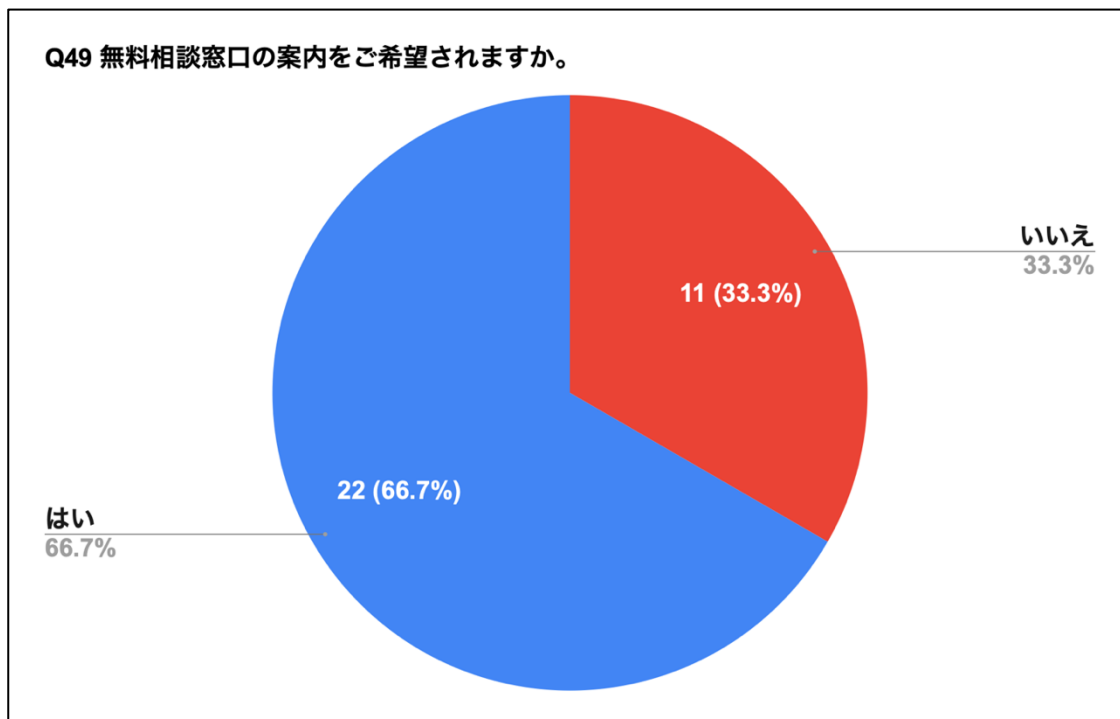
1 周知方法及び試行方策のニーズ

(1) 周知方法及びニーズ

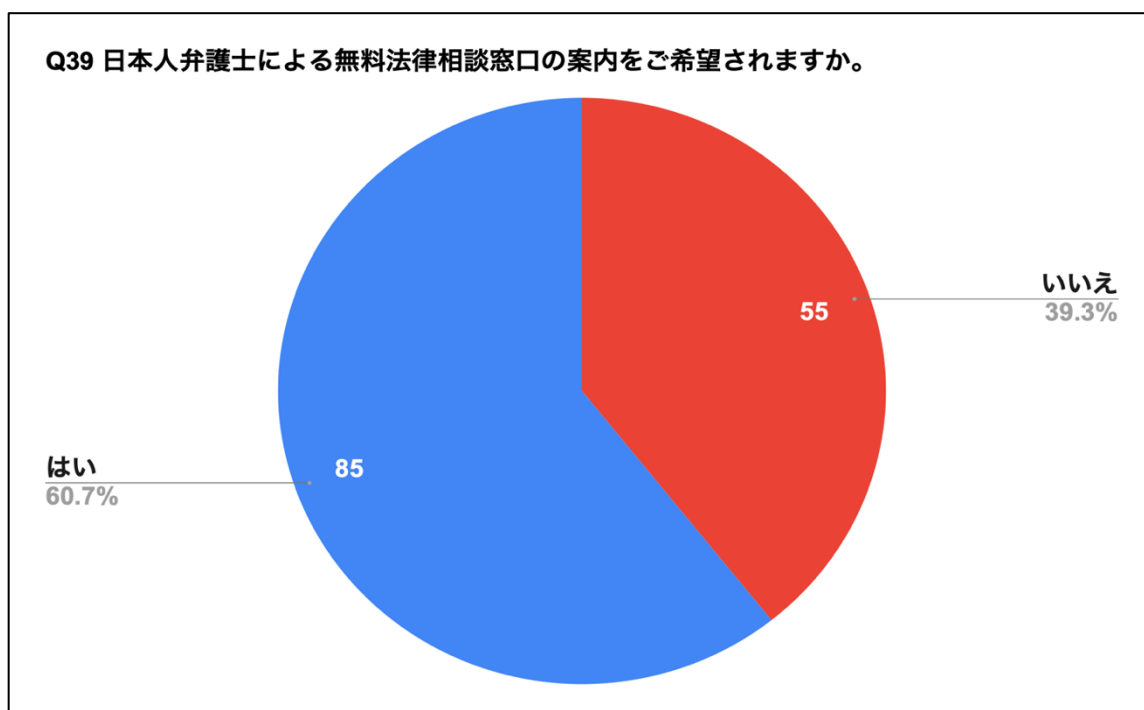
ニュージーランドに進出している日系企業に対し、広く無料法律相談の実施を告知する方法として最も有用なものとしては、商工会議所等へ協力を依頼し、同会員のメーリングリストを通じた告知が挙げられる。

しかし、無料法律相談の主な対象者は、商工会議所に加入していない（費用の面で加入することができない）と考えられる中小企業及び在留邦人である。したがって、これらの者を対象とした無料法律相談の実施を告知するためには、当該方法は適切とはいえないと考えた。

そこで、在ニュージーランド日本国大使館に協力を依頼し、メーリングリストを通じて無料法律相談の希望者を募ることにした。その結果、日系企業からは 33 社中 22 社（約 66.7%）が無料相談窓口の案内を希望すると回答した（別紙 1、Q49）。



また、在留邦人は 140 人中 85 人（約 60.7%）が無料相談窓口の案内を希望すると回答した（別紙 2、Q39）。



このように、6割を超える日系企業及び在留邦人が日本法弁護士の無料法律相談窓口を希望すると回答し、日本法弁護士による無料法律相談のニーズが確かにあることを確認した。

(2) 試行方策を実施した際の注意点

ニュージーランドにおける外国法弁護士の活動規制自体は特段問題とはならないと考えられるが、正確性の観点からニュージーランド法弁護士の協力を得た上で、無料法律相談を実施した。また、既にニュージーランドに進出している日系企業を顧客に持つ法律事務所の業務を妨げないよう配慮する必要があると考え、以下の明確な基準を設定した。

- ① その場で回答可能な法律相談のみを対象とし、投資許可申請、行政手続、代理業務等の継続的相談・代理業務は一切取り扱わない。ただし、協力弁護士が法律相談実施後に依頼を受けて、個別案件を受任することは可能とする。
 - ② 「初回無料」を厳密なものとし、相談終了後の追加的な回答は、法律相談の場において調査した上で報告する旨を明言した場合を除いて実施しない。
- 以上の条件を満たす形で、2023年2月から、無料法律相談を実施した。

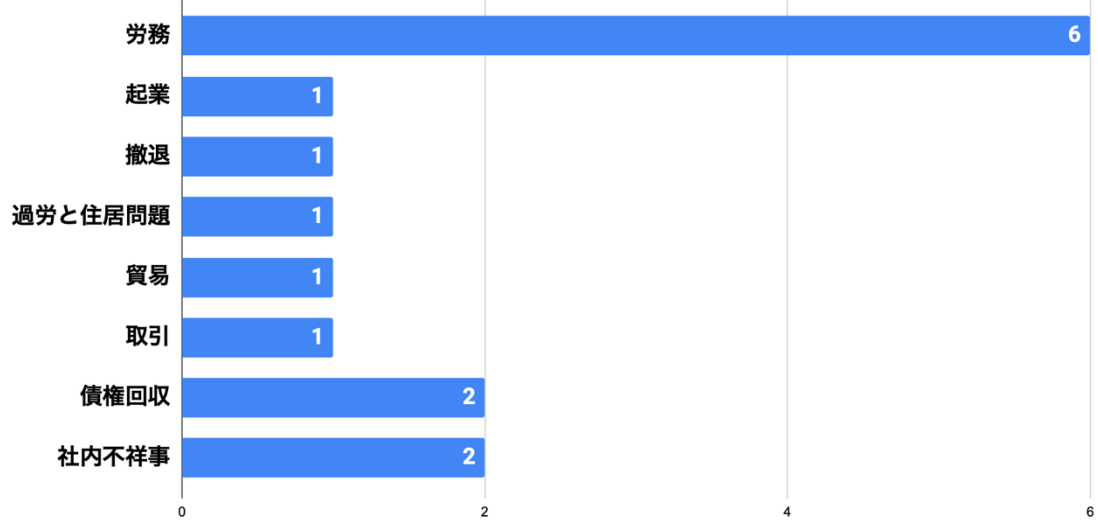
2 具体的な相談内容

日系企業及び在留邦人へのアンケートの結果、具体的に困っている法的トラブルとして最も多い相談としては、いずれも労務関係であった（別紙 1、Q15、別紙 2、Q9）。

当該アンケート結果をもとに、労務関連の法的トラブルについて回答していた方のうち、実際に無料法律相談を行いたいと希望された方に対して無料法律相談を実施した。

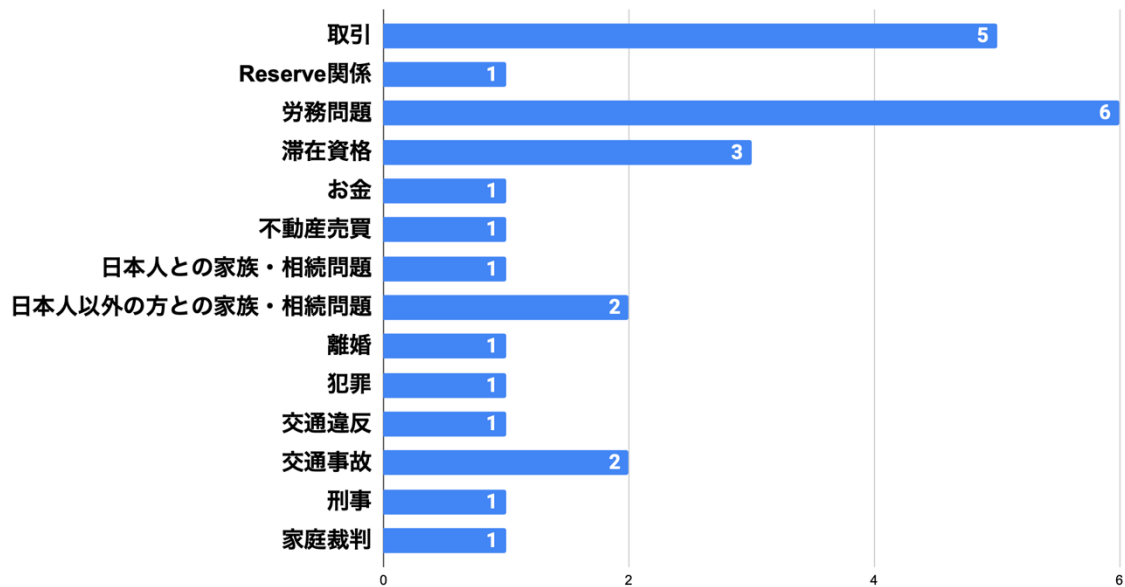
Q15

その法的トラブルの категорияについて当てはまるものを選んでください（複数回答可）。



Q9

その法的トラブルの категорияについて当てはまるものを選んでください（複数回答可）。



(1) 日系企業—A社（小規模事業者）

ア 相談日、方法、内容

相談日：2023年3月6日

方法：ウェブ会議（Zoom）

内容：

- ・会社の経営が芳しくなく、従業員を削減したい
- ・1名辞めてもらいたい従業員がいる
- ・できれば円満に雇用関係を終了したい
- ・円満に雇用関係を終了できなければ、合法的に解雇をする方法を知りたい

イ 回答

- ・ 会社の経営が芳しくないということであれば、整理解雇（redundancy）が1つのオプションとなり得る。もっとも、整理解雇を実行するにはそれ以外の選択肢がない場合に限られるなど、きちんと手順を踏まないと不公正な解雇として従業員からクレームを受ける場合があるので、留意が必要¹²⁷。
- ・ 会社側から雇用契約を終了させるためには、原則として解雇（dismissal）手続を踏む必要がある。解雇手続は、解雇に十分な理由があり、公正手続を踏んで従業員との話し合いに十分応じなければならない¹²⁸。解雇手続が不公正である場合、従業員からクレームを受ける場合があるので、留意が必要。
- ・ 解雇を実行するには誠意誠実な対応（good faith）が前提であるので、退職させるために何らかの理由を作ったり、従業員を辞めさせるために何らかの画策することは避けるべき。

(2) 在留邦人—B氏

ア 相談内容

相談日：2023年3月8日

方法：ウェブ会議（Zoom）

¹²⁷ <https://www.employment.govt.nz/ending-employment/redundancy/>

¹²⁸ <https://www.employment.govt.nz/ending-employment/dismissal/>

内容：

- ・ ニュージーランドに進出している日系企業に雇用され、数年前にニュージーランドにきた。
- ・ 当初の契約内容とは異なる勤務時間で勤務させられたり、サービス残業もあつたりと、勤務環境がどんどん悪くなっている。
- ・ 加えて、社長から日々パワハラじみた言動を受けていて、精神的にも困っている。
- ・ 日本に帰国することも考えているが、帰国する前に会社に対して正当な報酬を求めることはできないのか。

イ 回答

- ・ 雇用契約書の契約内容にもよるが、雇用契約書に定められた就業時間数及び残業時間の規定を確認する必要がある。従業員は基本的に、雇用契約書に規定された分の時間だけ勤務することになっている。
- ・ 中には基本給与の中に一定時間の残業時間が含まれている場合もあるので、確認が必要となる。
- ・ 雇用契約書に残業時間が記載されていない場合は、実際に規定時間よりもどれだけ超過勤務しているのかを正確に記載した記録を準備しておくといよい。残業した時間分の報酬がきちんと支払われていないと感じる場合は、まずは雇用主にきちんとその旨を話し、解決を図るのが望ましい¹²⁹。
- ・ 雇用主が正当な残業代を支払わない場合、訴訟を提起せずとも、雇用調停サービス（Employment Mediation Services）¹³⁰や雇用関係庁（Employment Relations Authority）¹³¹を介した紛争解決サービスを用いて解決することができる場合があるので、利用を検討するのもよい。

第4 結語

上記のとおり、本報告書においては、ニュージーランドの法制度の調査に始まり、ニュージーランドの在留邦人の生の声に基づき、実際に考え得る法的支援を考え、

¹²⁹ <https://www.employment.govt.nz/hours-and-wages/hours-of-work/>

¹³⁰ <https://www.employment.govt.nz/resolving-problems/steps-to-resolve/mediation/request-meditation/>

¹³¹ <https://www.era.govt.nz>

実行した。かかる具体的試行により、多くの在留邦人が多様な法律トラブルに巻き込まれていることが明らかとなった。ニュージーランドにおいては、外国人弁護士規制の下においても、日本の法曹有資格者が行うことができる支援は存在する。法的問題を抱えている当事者としては、日本語による法的支援を受けることができるということは精神的にも心強いものである。

本調査研究におけるアンケートの実施、支援方策の考案及び実現に際しては、在ニュージーランド日本国大使館、在オークランド総領事館、オークランド日本経済懇談会（二水会）、ウェリントン日本人商工会、Meredith Connell 法律事務所、Rosebank 法律事務所及び三月会の皆様から多大なご支援を頂いた。このような方々のお力添えがなければ、アンケートの実施や支援方策も実現させることができなかったことは言うまでもない。改めて、皆様に心から御礼を申し上げる。